

令和4年 大東市教育委員会 3月定例会会議録

1. 開催年月日

令和4年3月25日（金） 午前10時00分～正午

2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

3. 出席者（5名）

- ・教育長 水野 達朗
- ・教育長職務代理者 太田 忠雄
- ・教育委員 田中 佐知子
- ・教育委員 齊藤 めぐみ
- ・教育委員 中野 健一郎（オンラインによる出席）

4. 出席説明員（12名）

- ・教育総務部長 北田 吉彦
- ・学校教育政策部長 伊東 敬太
- ・産業・文化部総括次長兼生涯学習課長 田川 愛実
- ・教育総務部総括次長兼家庭・地域教育課長 佐々木 由美
- ・学校教育政策部総括次長兼企画・教職員課長 新井 雅也
- ・教育総務部次長兼学校管理課長 芦田 雄一
- ・教育総務部教育総務課長 杉谷 明子
- ・教育総務部教育総務課参事兼野崎青少年教育センター所長 前島 康浩
- ・教育総務部教育総務課参事兼北条青少年教育センター所長 向井 孝志
- ・学校教育政策部指導・人権教育課長 村島 正浩
- ・学校教育政策部教育研究所長兼課長 花澤 秀之
- ・学校教育政策部 ICT 教育戦略課長 川阪 栄介
- ・教育総務部教育総務課長補佐 岡田 健嗣

5. 傍聴者 1名

6. 議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名について
- 日 程 第 2 教委議案第6号
令和4年度大東市教育委員会事務局職員人事について
- 日 程 第 3 教委議案第7号
大東市教育財産管理規則の制定について
- 日 程 第 4 教委議案第8号
令和4年度大東市奨学生の選定について
- 日 程 第 5 教委議案第9号
大東市就学援助規則の一部を改正する規則について
- 日 程 第 6 教委議案第10号
大東市人権教育基本方針の一部改訂について
- 日 程 第 7 教委議案第11号
大東市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
- 日 程 第 8 教委議案第12号
学校（園）におけるパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関するガイドラインの改正について
- 日 程 第 9 教委議案第13号
令和4年度大東市公立学校園に対する指示事項について
- 日 程 第 10 教委議案第14号
令和4年度中学生チャレンジテストへの参加について
- 日 程 第 11 教委議案第15号
令和4年度社会教育に関する施策の重点目標について

日 程 第 12 教委議案第16号
令和4年度大東市社会教育委員の委嘱について

日 程 第 13 一般業務報告

7. 議案書

教委議案第6号

令和4年度大東市教育委員会事務局職員人事について

令和4年度大東市教育委員会事務局職員人事について次のとおり定める。

令和4年3月25日提出

大東市教育委員会

教育長 水野 達朗

理 由

令和4年度大東市教育委員会事務局の人事異動について、「大東市教育委員会教育長に対する事務委任規則」第2条第1号に該当するため、教育委員会の議決を求める。

教委議案第7号

大東市教育財産管理規則について

大東市教育財産管理規則を次のとおり制定する。

令和4年3月25日提出

大東市教育委員会

教育長 水野 達朗

理 由

教育財産の管理について、これまで大東市公有財産管理規則（平成10年規則第9号）の規定に準じて行ってきたが、このたび教育財産の管理および手続等に係る取扱いについてより明確化を図り、事務の透明性を向上させるため、本規則を新たに制定する

大東市教育財産管理規則

令和4年3月25日

教委規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、法令その他別に定めがあるもののほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第2号に規定する教育財産（大東市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（令和2年条例第41号）の規定により市長が管理することとされたものを除く。以下「教育財産」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の範囲)

第2条 教育財産は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、市以外の者に使用を許可することができる。

- (1) 当該教育財産を利用する者のために食堂、売店その他の厚生施設の用に供するとき。
- (2) 学術調査、研究、体育活動、行政施策の普及その他の公益目的のために講演会、研究会、運動会等の用に短期間供するとき。
- (3) 水道事業、電気事業、ガス事業その他公益事業の用に供することがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 災害その他の緊急事態の発生により、応急施設の用に極めて短期間供するとき。
- (5) 国若しくは他の地方公共団体又は公共的団体において公用又は公益事業の用に供するとき。
- (6) 当該教育財産を効率的に利用できると認められるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、教育財産の使用の許可を受けようとする者が大東市暴力団排除条例（平成25年条例第5号）第2条第1号から第3号までに規定する者のいずれかに該当するときは、教育財産の使用を許可しない。

(使用許可の期間)

第3条 教育財産に係る使用の許可の期間は、1年以内とする。ただし、電柱、ガス管、

水道管その他これらに類するものを設置するために使用させるとき、その他期間を1年以内とすることが著しく実情に即さないと認めるときは、5年以内とすることができる。

2 前項の使用の許可の期間は、これを更新することができる。この場合において、更新後の使用の許可の期間は、前項に定める期間を超えることができない。

(使用許可の申請)

第4条 教育財産の使用の許可を受けようとする者は、教育財産目的外使用許可申請書(様式第1号)により、教育長に申請しなければならない。

(使用許可書の交付)

第5条 教育長は、教育財産の使用の許可を決定したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した教育財産目的外使用許可書(様式第2号)を当該許可に係る申請をした者に交付しなければならない。ただし、教育財産の種類に応じ、その記載事項の一部を省略することができる。

- (1) 使用を許可する教育財産の表示
- (2) 使用の目的及び期間並びに使用上の条件
- (3) 使用料及び光熱水費等の負担
- (4) 使用の許可の取消事由
- (5) 原状の回復
- (6) 有益費等の請求権の放棄
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

(使用許可の変更申請)

第6条 教育財産の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該教育財産の使用に係る財産の数量、面積等を変更しようとするときは、教育財産目的外使用許可変更申請書(様式第3号)により、教育長に申請しなければならない。

(使用許可の変更決定)

第7条 教育長は、前条の規定による変更の許可を決定したときは、速やかにその旨を記載した教育財産目的外使用変更許可書(様式第4号)を当該許可に係る申請をした使用者に交付しなければならない。

(使用の廃止)

第8条 使用者は、使用の許可を受けた期間中にその使用を廃止しようとするときは、教育財産目的外使用廃止届出書(様式第5号)により、速やかにその旨を教育長に届け出

なければならない。

(使用許可の取消し)

第9条 教育長は、地方自治法第238条の4第9項の規定により、教育財産の使用の許可を取り消したときは、その旨を教育財産目的外使用許可取消通知書(様式第6号)により、当該使用者に通知しなければならない。

2 前項の規定による取消しが行われた場合において、当該使用者に生じた損害については、大東市教育委員会はその賠償の責めを負わない。

(使用料)

第10条 教育財産の使用料の額、減免その他の使用料に関する事項については、別に定めがあるものを除くほか、大東市公有財産規則(平成10年規則第9号)に定めるところによる。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、教育財産の管理に関し必要な事項は、大東市公有財産規則の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則は、この規則の施行の日以後に行われる第4条の規定による申請に係る教育財産について適用する。

様式第1号（第4条関係）

教育財産目的外使用許可申請書

年 月 日

（宛先）大東市教育委員会教育長

住所
（申請者）
氏名

教育財産を使用したいので、下記のとおり申請します。

なお、申請者は、大東市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者のいずれにも該当しないことを誓約します。

この誓約に反することが明らかになった場合は、許可を取り消されても異存ありません。

この場合において、申請者に損害が生ずることがあっても、大東市教育委員会はその賠償の責めを負わないことについて、同意します。

また、上記誓約内容を確認するため、大東市教育委員会が他の官公署に照会を行うことについて、承諾します。

記

| | | |
|--------|-----------------|----------------|
| 使用する物件 | 所在地 | |
| | 施設名 | |
| | 使用部分 | |
| | 使用面積 | m ² |
| 使用目的 | | |
| 使用方法 | | |
| 使用期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | |
| 備考 | | |

様式第2号（第5条関係）

（表面）

大東市教委指令第 号

教育財産目的外使用許可書

年 月 日

様

大東市教育委員会
教育長

年 月 日付けで申請のあった教育財産の使用の許可については、大東市教育財産管理規則第5条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 使用を許可する教育財産の表示

- (1) 名 称
- (2) 所 在 地
- (3) 種 別
- (4) 数 量
- (5) 使用部分（別図のとおり）

2 使用の目的及び期間並びに使用上の条件

- (1) 目 的
- (2) 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
- (3) 条 件

- ① 使用者は、使用目的以外に許可物件を使用してはならない。
- ② 使用者は、許可物件の原状を変更してはならない。ただし、あらかじめ書面による承認を受けたときは、この限りでない。
- ③ 使用者は、許可物件を第三者に使用させてはならない。
- ④ 使用者は、その責めに帰すべき事由により許可物件を滅失若しくは毀損させたときは、直ちに当該許可物件を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(裏面)

3 使用料及び光熱費等の負担

- | | |
|----------|---|
| (1) 使用料 | 円 |
| (2) 光熱水費 | 円 |

上記の費用は、本市の発行する納入通知書により、その指定する場所において、支払わなければならない。

4 使用の許可の取消事由

本市が許可物件を公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は使用者に許可の条件に違反する行為があると認めるときは、教育長は使用の許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

使用者が大東市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者のいずれかに該当することが判明したときは、使用の許可の全部を取り消す。

教育委員会は、使用の許可の取消し又は変更により使用者に損失が生じてもこれを補償しない。

5 原状の回復

使用者は、使用の許可の期間が満了したとき、使用の許可を取り消され、若しくは変更されたとき又は使用の廃止をしたときは、教育長が指定する期日までに、許可物件の全部又は一部を原状に回復して返還しなければならない。

6 有益費等の請求権の放棄

使用者は、許可物件に投じた有益費及び必要費があっても、これを市長に請求しないものとする。

7 その他

様式第3号（第6条関係）

教育財産目的外使用許可変更申請書

年 月 日

（宛先）大東市教育委員会教育長

住所
（申請者）
氏名

年 月 日付け大東市教委指令第 号で通知のあった教育財産の使用の許可について、当該教育財産の使用に係る変更をしたいので、大東市教育財産管理規則第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

| | | |
|-----------------------|---------|--|
| 使 用 物 件 | 所 在 地 | |
| | 施 設 名 | |
| | 使 用 部 分 | |
| | 使 用 面 積 | |
| 変 更 の 内 容 | 変 更 前 | |
| | 変 更 後 | |
| 変 更 理 由 | | |

様式第4号（第7条関係）

大東市教委指令第 号

教育財産目的外使用変更許可書

年 月 日

様

大東市教育委員会

教育長

年 月 日付けで申請のあった教育財産の使用に係る変更については、大東市教育財産管理規則第7条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

変更を許可する内容

| 変更に係る事項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|---------|---------|---------|
| | | |
| 使用料の変更 | 有 ・ 無 | |
| | 変更前の使用料 | 変更後の使用料 |
| | | |

様式第5号（第8条関係）

教育財産目的外使用廃止届出書

年 月 日

（宛先）大東市教育委員会教育長

住所
（届出者）
氏名

年 月 日付け大東市教委指令第 号で通知のあった教育財産の使用の許可について、当該教育財産の使用を廃止したいので、大東市教育財産管理規則第8条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

| | | |
|------------------|-----------------|----------------|
| 使 用 物 件 | 所 在 地 | |
| | 施 設 名 | |
| | 使用部分 | |
| | 使用面積 | m ² |
| 使 用 目 的 | | |
| 使 用 方 法 | | |
| 使 用 期 間 | 年 月 日から 年 月 日まで | |
| 廃 止 年 月 日 | 年 月 日 | |
| 廃 止 理 由 | | |

教育財産目的外使用許可取消通知書

年 月 日

様

大東市教育委員会
教育長

年 月 日付け大東市教委指令第 号で通知した教育財産の使用の許可について、大東市教育財産管理規則第9条第1項の規定により取り消したので、下記のとおり通知します。

記

1 使用を取り消す行政財産の表示

2 取消しの理由

(教示)

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に大東市教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大東市を被告として（訴訟において大東市を代表する者は大東市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

教委議案第8号

令和4年度大東市奨学生の選定について

大東市奨学貸付条例（平成2年条例第13号）第4条の規定により、次のとおり令和4年度大東市奨学生を選定することについて、教育委員会の議決をもとめる。

令和4年3月25日提出

大東市教育委員会
教育長 水野 達朗

理 由

大東市奨学貸付条例（平成2年条例第13号）第3条の規定により、申請があった者について、同条例第4条の規定により、本案を提出するものである。

令和4年度 大東市奨学生申請者名簿

—高校・専修学校等—

| 番号 | 申請者氏名 | 性別 | 生年月日 | 年齢 | 在学学校名 | 住 所 | 電話 | 貸付希望理由 | 保護者氏名 | 保護者氏名 | 連帯保証人氏名 | 連帯保証人住所 |
|----|-------|----|------|----|-------|-----|----|--------|-------|-------|---------|---------|
| | 該当者なし | | | | | | | | | | | |

—大学・短大等—

| 番号 | 申請者氏名 | 性別 | 生年月日 | 年齢 | 在学学校名 | 住 所 | 電話 | 貸付希望理由 | 保護者氏名 | 保護者氏名 | 連帯保証人氏名 | 連帯保証人住所 |
|----|-------|----|------|----|-------|-------|----|--------|-------|-------|---------|---------|
| 1 | A | — | — | 18 | 高校3年生 | 大東市寺川 | — | 経済的理由 | — | — | — | — |
| 2 | B | — | — | 18 | 高校3年生 | 大東市深野 | — | 経済的理由 | — | — | — | — |
| 3 | C | — | — | 26 | - | 大東市朋来 | — | 経済的理由 | — | — | — | — |

令和4年度 大東市奨学生申請者資格適否表

—高校・専修学校等—

| 番号 | 申請者氏名 | 性別 | 生年月日 | 年齢 | 在学学校名 | 住 所 | 保護者氏名 | 本市民となつた日 | 保護者氏名 | 本市民となつた日 | 貸付希望理由 | 世帯人員 | 所得基準額 | 2年分所得 | 特別控除後 | 奨学生資格適否 | 所得基準適否 | 否認定理由 |
|----|-------|----|------|----|-------|-----|-------|----------|-------|----------|--------|------|-------|-------|-------|---------|--------|-------|
| | 該当者なし | | | | | | | | | | | | | | | | | |

—大学・短大等—

| 番号 | 申請者氏名 | 性別 | 生年月日 | 年齢 | 在学学校名 | 住 所 | 保護者氏名 | 本市民となつた日 | 保護者氏名 | 本市民となつた日 | 貸付希望理由 | 世帯人員 | 所得基準額 | 2年分所得 | 特別控除後 | 奨学生資格適否 | 所得基準適否 | 否認定理由 |
|----|-------|----|------|----|-------|-------|-------|----------|-------|----------|--------|------|-----------|-----------|-----------|---------|--------|-------|
| 1 | A | — | — | 18 | 高校3年生 | 大東市寺川 | — | — | — | — | — | 4 | 4,088,000 | 180,480 | 0 | 適 | 適 | |
| 2 | B | — | — | 18 | 高校3年生 | 大東市深野 | — | — | — | — | — | 3 | 3,708,000 | 3,041,600 | 2,771,600 | 適 | 適 | |
| 3 | C | — | — | 26 | - | 大東市朋来 | — | — | — | — | — | 3 | 3,708,000 | 446,000 | 446,000 | 適 | 適 | |

教委議案第9号

大東市就学援助規則の一部を改正する規則について

大東市就学援助規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和4年3月25日提出

大東市教育委員会

教育長 水野 達朗

理 由

大阪府立咲くやこの花中学校及び大阪府立水都国際中学校が令和4年4月1日から開校されることに伴い、所要の改正を行うため。

大東市就学援助規則の一部を改正する規則

令和4年3月25日
教委規則第3号

大東市就学援助規則（平成11年教委規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「大阪府立富田林中学校」を「、大阪府立中学校」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

教委議案第10号

大東市人権教育基本方針の一部改訂について

大東市人権教育基本方針について次のとおり改訂する。

令和4年3月25日提出

大東市教育委員会

教育長 水野 達朗

理 由

大東市人権教育基本方針について、人権課題が多様化している中で現状を踏まえ、新たに方針を示す必要があるため、教育委員会の議決を求める。

(案)

大東市人権教育基本方針

令和4年4月改訂
大東市教育委員会

目次

1. はじめに
2. 大東市人権教育基本方針
3. 大東市人権教育推進指針

参考

- ・ 障害教育基本方針
- ・ 在日外国人教育推進のために

平成13（2001）年 3月13日

平成25（2013）年 3月26日 改訂

令和 4（2022）年 4月 1日 改訂

はじめに

大東市は、昭和46（1971）年に、このまちに住む市民であることを誇りとし、ほんとうに住みよいまち大東市を建設するために、「大東市民憲章」を定めて、「たがいに尊敬し、はげましあい、心をあわせて明るいまちをつくる」ことをめざして施策を展開している。また、私たち市民一人ひとりが、自らの人権意識を高め、人権尊重に徹するゆるぎない信念と決意のもとに、基本的人権の擁護とあらゆる差別の撤廃をめざし、平成4（1992）年には、「差別撤廃・人権擁護都市宣言」を採択し、人権が尊重される豊かな市民社会づくりのために、継続して人権啓発活動を積み重ねている。

大東市教育委員会は、昭和43（1968）年に「大東市同和教育基本方針」を策定し、日本固有の人権問題である部落差別（同和問題）の解決にあたっては、市民一人ひとりが民主社会の建設に自ら取り組むことが重要であり、同時に国および地方自治体が行政の責務であると認識し、部落差別（同和問題）をはじめとする、すべての差別をなくしていくことが肝要であるとして、同和教育を積極的に推進してきた。

この中では、児童・生徒の就学を促進し、学力を向上させ、自己実現を最大限に可能にし、教育の機会均等と進路の保障に努めるため、互いに認め合い支えあい高めあう集団づくりや参加・体験型学習などの指導法の工夫・改善、校種間連携、職場体験学習など、多様な取り組みを行ってきた。それにより、同和地区児童・生徒の長期欠席や不就学の解消、高等学校等への進学率の向上など、一定の成果を上げるとともに、子どもたちの豊かな人権感覚を育んできた。

これらの取り組みの経験と成果の中から、昭和54（1979）年に「障害教育基本方針」、平成2（1990）年に「在日韓国・朝鮮人教育に関する基本指針」を定め、差別のない明るい社会づくりを担える児童・生徒を育む教育活動を深め、発展させてきた。近年は、男女共同参画社会の実現に向けた行動計画にそった、ジェンダー平等教育も推進している。

今後、学校園において、長年にわたって蓄積された同和教育をはじめ障がい理解教育や在日韓国・朝鮮人教育における経験や成果を生かし、地域の特性なども十分踏まえ、すべての子どもの発達段階に応じた人権教育のプログラム、教材開発と整

備・充実、効果的な指導方法の研究や教職員等の研修の推進、自己実現のための奨学金の充実、人権教育を推進するシステムやプログラムの策定などが必要である。

社会教育では、人権および人権問題について、市民の理解と認識を深めるため、学習機会を提供するとともに、平成3（1991）年の「大東市人権啓発基本方針」に基づき、人権啓発活動を推進している。しかし、少子化・核家族化・地域の連帯感の希薄化によって家庭・地域の教育力が低下しており、その教育力の回復を図る上で、学校・家庭・地域社会の連携・協働による取組みを通じた同和教育をはじめとする人権教育の推進が必要である。

家庭・地域においても、人権教育を生涯学習の重要な分野として位置づけ、学習プログラムの体系化を図るとともに、あらゆる地域活動の機会を活用して取り組むなどその充実が求められている。

また、今日では、不登校、いじめや児童虐待など子どもの人権問題、高齢者問題、性的マイノリティの人権問題、情報化の進展に伴う新たな課題の生起、感染症に関連する偏見や差別等、人権に関する課題は非常に多様化、複雑化している。

このような状況を踏まえ、大東市教育委員会では、教育分野において人権教育を総合的に推進するための基本的な考え方および推進方向を明らかにするため、この度「大東市人権教育基本方針」および「大東市人権教育推進指針」のそれぞれを一部改定する。

「大東市人権教育基本方針」は、人権についての正しい理解を図り、様々な人権問題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進する考え方を示している。また、「大東市人権教育推進指針」では、子ども、女性、高齢者、障がい者、部落差別（同和問題）、外国人に係る人権問題等に加え、感染症に関連する偏見や差別、性的マイノリティの人権やインターネット上の人権侵害等、固有の課題解決に向けた人権教育推進のための基本方向を示している。

なお、「大東市人権教育基本方針」、「大東市人権教育推進指針」については、大東市が人権尊重の市政を進めるため策定する基本方針をはじめ、他の計画などとの整合性や人権問題をめぐる情勢の変化により、必要に応じて所要の修正・更新を行う。

大東市人権教育基本方針

大東市教育委員会

国際連合は、第二次世界大戦の深い反省の中から、人権の尊重こそが平和の礎であるとの認識に立って、昭和23（1948）年に「世界人権宣言」を採択して以降、人権尊重の社会を世界中に実現するため、数々の人権に関する条約・規約を採択し取り組んできた。

平成6（1994）年には、第49回国連総会において、「人権教育のための国連10年」を決議し、あらゆる人権問題の解決に向けて、知識と技能の伝達および態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を創造するために研修、広報活動を重ねて人権教育を進めることとした。その後、平成17（2005）年から人権教育の推進を徹底させるための「人権教育のための世界計画」を開始し、終了時限を設けずにフェーズ及び行動計画を策定して取り組んでいる。また、平成27（2015）年には、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざすことを目標として、国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されている。

日本は、昭和22（1947）年に日本国憲法を施行し、平和と基本的人権の確立された社会を、民主主義政治をとおして実現するため、法律や制度の整備に努め、様々な条約を締結する中で、国際社会の一員として具体的な取り組みを進めてきた。

昭和40（1965）年の同和対策審議会答申とこれに基づく同和対策事業特別措置法（昭和44（1969）年）による部落差別（同和問題）の解決に向けた施策が実施され、一定の評価すべき成果をおさめ、そのほかの様々な人権問題についても解決策が取り組まれてきた。

しかし、依然として、子ども、女性、高齢者、障がい者、部落差別（同和問題）、外国人等の人権問題が存在しており、近年では、感染症、性的マイノリティ、インターネット上の人権等についても問題となっている。

すべての人々の尊厳が守られ、基本的人権が尊重されることは、民主的な社会の基本であり、部落差別（同和問題）等様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、われわれの責務である。

人権が尊重される社会をつくるために、すべての人々が人権とは何かを理解し、自らの課題として捉え、行動することが大切である。このことは、すべての人々のたゆみない努力によって達成されるものであるが、中でもその基礎を培う教育の果

たす役割は大きい。

一人ひとりの児童生徒が、何よりも人間の生命がかけがえのないものであり、生命を尊重することの大切さを踏まえた上で、その発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるようにすることに努める必要がある。

以上の観点に立って、大東市教育委員会は、「国際人権規約」および「子どもの権利条約」、「日本国憲法」、「教育基本法」および「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」等の精神にのっとり、本市がこれまで培ってきた人権尊重の教育を更に推進するために、人権教育に係る基本方針を次のとおり定める。

1. 人権および人権問題に関する正しい理解を深め、主体的な思考力と判断力を養い、自らの課題として人権問題の解決に取り組むとともに、社会の構成員としての責任を自覚し、豊かな人権感覚を持った真に民主的な人間の育成をめざして、教育のあらゆる場において人権教育を推進する。
2. 人権問題が、社会の変化とともに様々な形で新たに生起する可能性のある問題であることを踏まえ、その実態把握に努めるとともに、あらゆる人権課題に向き合い、すべての人々の自立、自己実現、豊かな人間関係づくりが図られるよう人権教育を推進する。
3. 市民一人ひとりが主体的に、様々な学習を通じて人権および人権問題への理解と認識を深め、多様な文化・習慣・価値観などを持った人々がたがいに尊重し合い、アイデンティティを持ちながら、豊かな地域社会づくりができるよう、人権教育を推進する。
4. 人権教育を推進するため、人権および人権問題に関する現実から学んだ深い認識と具体的な実践力を身に付けた人材の育成を図るとともに、その活用に努める。

本方針の実施にあたっては、教育の主体性を保ちつつ、生涯学習の観点に立って学校教育と社会教育の連携を図るとともに、関係諸機関および諸団体とそれぞれの役割を分担しつつ、総合的に推進しなければならない。

大東市人権教育推進指針

大東市教育委員会

(1) 人権教育推進のための基本方向

人権教育を推進するにあたっては、人々が人権尊重の精神を当然のこととして身につけ、人権保障の歩みや人権についての考え方、また、様々な人権問題について正しい理解と認識を深めることができるよう体系的に取り組むことが重要である。

また、人権問題を自分自身の問題として捉え、その不合理性と問題の構造を正しく理解し、人権侵害を起こさないことはもとより、他者の行為であっても興味本位に煽ったり、逆に無関心になったりすることで結果として人権侵害を助長することにつながらないように、鋭敏な人権感覚・人権意識を持つとともに、人権問題解決のために積極的に行動できるようになることをめざして推進していくことが重要である。

さらに、人権侵害を意図しなくても、人権感覚の欠如や異なる習慣、様々な価値観等の理解が不十分なことによる行為が時に人権侵害につながる場合もあることに留意する必要がある。

学校園における人権教育では、文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」において、学校における人権教育の目標は、「一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、〔自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること〕ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること」と示されている。学校教育及び社会教育において、このような人権が尊重される社会づくりの基礎を形成することをめざし、人権教育を推進する。

(2) 人権問題に対する取組み

人権教育は、法の下での平等、個人の尊重という普遍的な視点に立って総合的に推進するものであるとともに、子どもの人権、女性の人権、高齢者の人権、障がい者理由とする偏見や差別、部落差別（同和問題）、外国人の人権、感染症に関連する偏

見や差別、性的マイノリティを理由とする偏見や差別、インターネット上の人権侵害、平和の尊さを知ること等の固有の問題についてそれぞれの状況に即して以下のように推進することが必要である。

○子どもの人権

子どもの人権については、仲間はずしやことば・暴力等による「いじめ」によって、時には命にかかわる深刻な状況が生み出されており、また薬物乱用など自らの命を軽んじる行為等の問題も生じている。さらに家庭における虐待など、子どもの健やかな成長が阻害される問題も顕在化しており、学校における体罰も根絶されていない。不登校等教育を受ける権利の保障という観点からの問題も存在する。

本市は、大東市子ども基本条例において「子どもは、生まれながらにして、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を持ち、夢に向かって大きくはばたいていこうとする存在」であり、「学校等は、保護者および地域住民と協力して、子どもの人間性を豊かにし、未来への可能性を開いていくよう積極的に取り組まねばならない」としている。

学校園は、すべての教育活動の中で、子どもの人権侵害に関する実態把握に努めるとともに、人権侵害が生じた場合は、教育委員会、関係諸機関との連携により速やかな問題解決を図らなければならない。

また、未然防止の観点から、幼児・児童・生徒の人権に十分に配慮し、一人ひとりを大切にした学校運営と人権教育の充実に向けた指導方法の研究推進に努めることが必要である。

具体の指導にあたっては、自他の権利を大切にすることに加えて社会の中で果たすべき義務や自己責任についても学習するよう計画し、子どもの社会性や豊かな人間性を育む観点から、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の体験活動に積極的に取り組むことが必要である。更に保護者に対する家庭教育についての学習機会や情報の提供、子育てに関する相談体制の整備など家庭教育を支援する取組みの充実にも努めることも大切である。

○女性の人権

女性の人権については、両性の平等の実現に向け、各種の法律や制度の整備が図られてきた。しかしながら、人々の意識や行動、社会制度や慣行の中には女性に対する差別や固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っている。また、セク

シュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、デートDVについても問題の性質上、表出しにくい状況がある。

男女共同参画社会を実現するためには、性別にとらわれず、それぞれの個性や能力が尊重され、自ら多様な生き方を選択できることが重要である。学校園では固定的な性差観や性別役割分担意識を払拭するよう、すべての教育活動について常に点検し、見直していく必要がある。また、生命の尊重、異性の理解、性暴力等に関し、子どもの発達段階に応じたジェンダー平等教育を推進する。

○高齢者の人権

超高齢社会の中、人生の新たな目標を立てて自分らしく前向きに生きようとしている高齢者は多数いる。しかしながら、高齢者に対する人権侵害をはじめ、一人暮らしの高齢者の孤独な死や自殺の増加といった深刻な社会問題も生じている。国連による「高齢者問題国際行動計画」（昭和 57（1982）年）では、高齢者問題を単なる保護やケアの提供という問題から高齢者の社会への関与と参加の問題に視点の転換を求めている。

こうした中、次代を担う子どもたちには、高齢社会の問題を理解した上で高齢者が生きがいを持って暮らし、それぞれの豊かな経験を活かして参加できる社会の実現をめざす姿勢を育成する必要がある。学校教育活動全体を通じて、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉の問題などに関する理解を深める教育を推進するとともに、高齢者との交流の機会や、ボランティア活動等を学校教育活動に位置付けるよう努めていく。

○障がいを理由とする偏見や差別

障がい者を取り巻く社会環境においては、障がい及び障がい者に関する正しい理解と認識の不足から、物理的な面、制度的な面、文化・情報面及び意識面の障壁などにより障がい者に対する人権侵害や差別がいまだに存在していることから、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 28（2016）年）が施行された。

地域における共生社会の実現をめざし、障がい者が一人の人間として尊重され、社会からのサービスを平等に享受でき、意欲やニーズに応じて社会に参加できる機会が平等に確保されることが重要である。

学校園では、障がいのあるすべての幼児・児童・生徒がその可能性を最大限に伸ばし、将来、自らの選択に基づいて生活を送ることができるよう、きめ細かな教育

を推進する。また、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、「ともに学び、ともに育つ」教育の充実に向け、障がい者に対する理解、社会的支援や介助・福祉の問題などに関する理解を深めさせる教育を推進していく。障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに学ぶことの意義を十分踏まえ、一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な教育が行えるよう、幼稚園、小学校、中学校における教育及び教育環境の充実を図っていく。障がいのある子どもの就学にあたっては、合理的配慮の観点も踏まえ、必要な情報提供や支援を行うとともに、本人や保護者の意向を尊重した就学指導を図る。また、進路の決定については、本人が自己選択・決定できるよう早期からの計画的な指導を行うことが必要である。

○部落差別（同和問題）

日本固有の人権問題である部落差別（同和問題）は、人間の自由と平等に関する重大な問題であるという認識のもと、その解決に向けて取り組む中で一定の成果をあげてきた。

しかし、依然として不安定就労の問題、学力低位の問題、結婚問題を中心とした差別意識の問題等解消が十分に進んでいるとは言えない状況がある。また、近年ではインターネット上への特定地域に対する書き込み事案や動画の投稿等も起きている。こうした問題の解決に向けて、平成28（2016）年に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行された。この法の意義を理解し、現在もなお、部落差別（同和問題）が存在するという意識のもと、人権尊重の精神に徹し、差別の実態や仕組みを正しく理解して、不合理な差別をなくそうとする認識と実践力を身につけた次代を担う人物を育成するために以下の内容について積極的に取り組む。

1. 部落差別（同和問題）の理解から積極的に問題解決を図ろうとする態度を育成するために、体験的活動、大東市教育委員会作成による地域教材を活用した学習等多様な学習形態による取組みを進め、また、発達段階に応じた系統的なカリキュラムの作成と実践活動を推進する。
2. 教育活動の全領域を通じて、一人ひとりの個性を生かし可能性を最大限に伸ばすとともに、子どもの健康、学力、進路を保障する取組みの充実を図る。
3. 全教職員は、部落差別（同和問題）の知識理解にとどまらず、情報化の進展に伴って変化する差別の現実について深く学び、解決する積極的な姿勢の確立と人権教育を推進するための資質と実践力の向上に努める。

4. 学校、家庭、地域社会が相互に連携し、家庭・地域における学習環境づくりに努めるとともに、一人ひとりが部落差別（同和問題）についての正しい理解と認識を併せ持つよう努める。
5. 関係機関との連携により進路状況の実態把握に努め、中学校における進路指導の改善・充実に資するとともに、高校中退等の防止に役立てる。また、奨学金に関する情報提供、相談体制づくりに努める。

○外国人の人権

国際化が進む中、我が国においても様々な国籍の人が幅広い分野の職業に従事するようになり、多くの留学生も海外から来日している。また、歴史的な経緯により第二次世界大戦以前から暮らしている韓国籍・朝鮮籍の人とその子孫の人たちも大阪には多く生活している。

このような状況の下、言語、文化、習慣、価値観等についての理解が不十分なことから起こる偏見や、暴言・暴行といった悪質な人権侵害、就職差別につながる恐れのある事象等の人権問題が起こっている。こうした問題の解決に向けて、平成28（2016）年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行された。

また、新たに来日した子どもたちの中には日本語の習熟が不十分であるため日常の学習活動に支障を来す等の問題も生じている。

在日外国人との関係においては、その歴史性や異なる文化や価値観を理解し尊重するという内なる国際化が求められている。学校教育では、国際化の著しい進展を踏まえ、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、広い視野を持ち、異文化を理解し尊重する態度や、異なる習慣・文化を持った人々とともに生きていく態度を育成するための教育の充実に努めるとともに、外国にルーツのある子どもたちの人権を守るため、「在日外国人教育推進のために」に掲げる項目について取り組んでいく。

○感染症に関連する偏見や差別

H I V感染症やハンセン病等の感染症については、誤った知識や理解不足から患者・元患者や家族に対する偏見や差別意識が生まれ、職場や学校などで嫌がらせを受けたり、就職差別やプライバシーの侵害等の人権問題が生じたりしてきた。近年は、新たに新型コロナウイルス感染症について、感染者やその家族だけでなく、医

療従事者等に対しても不当な偏見や差別、いじめなどが起きている。

このような状況の下、大切なのはそれぞれの感染症等に対して、一人ひとりが正しい知識を持つことである。正確な情報から感染症を理由とした偏見や差別が起こらないよう、正しく理解を深める教育を推進していく必要がある。

○性的マイノリティを理由とする偏見や差別

性のありかたは人それぞれで、「生物学的な性」と「性自認」が一致しない、また、「性的指向」が異性に向かないなどの性的マイノリティについて、近年では、その割合は全人口の10%といわれている。

しかし、性的マイノリティの人権問題に関する社会の理解はまだ十分に進んでおらず、差別や偏見が存在する中、多くの当事者が生きづらさを感じている。また、性的マイノリティを理由とする差別的な扱いについては不当であるという認識が広がっているにもかかわらず、いまだ偏見や差別が起きているのが現状である。

性的マイノリティについては、教職員が研修等を通じて、性的指向及び性自認の多様性に関する理解を深め、子どもたちが正しく理解できる取組みを推進する。また、当事者が直面する困難に向き合い、何に困っているのかを一緒に考える意識や態度を身に付け、課題の解決に向けた取組みが求められる。

性的マイノリティとされる子どもについては、個々の状況に応じて相談しやすい体制を整えるとともに、心情に配慮した環境づくりに努める。

○インターネット上の人権侵害

高度情報化社会による利便性の向上により、インターネットは、簡単に情報を入手できるだけでなく、誰でも容易に情報を発信できるメディアとして、また、買い物やネットバンキングなど生活の利便性を高めるものとして急速に普及してきている。特に、ソーシャルネットワークサービス（SNS）の普及で子どもたちにとってもより身近なものとなっている。

一方で、匿名性を悪用した特定の個人・団体や不特定多数の人への誹謗中傷、ヘイトスピーチや同和問題に関して差別を助長・誘発する行為、個人情報の暴露などプライバシーを侵害する行為といった人権に関わる問題が多数発生し、深刻な社会問題となっている。また、インターネットを悪用した犯罪に子どもが巻き込まれる例や、子ども同士のいじめへと発展するケースも増加している。

こうした状況から、子どもたちがインターネットを安全・適切に利用できるよう、

子どもたちへの情報リテラシー教育や情報モラル教育の一層の充実と、保護者への啓発に努める。

○平和の尊さを知る

人類共通の願いである平和について、日本国憲法は全世界の人々が「平和のうちに生存する権利を有する」と謳っている。また、ユネスコはその憲章において、「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」と示している。これらの理念に基づき、学校園では、すべての教育活動を見通した上で、児童生徒の発達段階に応じたカリキュラムの作成を行うことが必要である。

内容としては、生命の尊さ、戦争の悲惨さ、平和の尊さについて指導するとともに、国際社会に貢献できる資質と態度の育成、また、ユネスコの提唱する平和の文化を促進し強化することが重要であるとの認識から以下のように取り組んでいく。

1. 人を思いやる心や寛容さをはぐくみ、争いを対話と協力のうちに解決する力を育成するとともに、すべての命を大切にすることを推進する。
2. 国際社会の一員として自国の文化を尊重するとともに世界の多様な文化も尊重し、国際協力を促進するなど世界平和に貢献する資質や態度を育成するための教育を推進する。
3. すべての生命あるものにとってかけがえのない地球環境を守ろうとする態度や行動力を育成する教育を推進する。

○様々な人権

人権問題は以上の範囲に止まらず、また、固定的なものではなく、拉致問題による人権侵害、職業や雇用をめぐる人権問題、震災等の被害者に対する人権問題、アイヌの人権等に加え、今後、社会の変化とともに様々な形で新たに発生する可能性のある問題もある。

こうした様々な人権問題に対して、研修等を通して教職員自身の問題意識を高めるとともに、幼児・児童・生徒の発達段階に応じた適切な指導を進める中で、子どもたちにそれぞれの人権問題の背景を理解し、様々な情報に対して、それらを整理し正しく判断する力を育成するよう取り組んでいく。

(3) 人権が尊重された教育の推進のために

学校教育においては、教科指導、進路指導、生徒指導等広範な指導が行われているが、すべての教育活動が子どもの人権を尊重する視点とそれにふさわしい環境の下で行われることが重要である。そのためには、指導に当たる教職員が鋭敏な人権感覚・意識を持つことが必要になる。あらゆる教育活動において人権教育を推進するために、市人権教育研修会の開催、研究推進校の委嘱による実践、また、大東市人権教育研究協議会、大東市在日外国人教育研究協議会との連携を密にし、その活動を通じて教職員の見識を高め、資質の向上を図り、正しい理解と実践力を身につけた指導者の育成に努める。

指導に当たっては、一人ひとりの子どもの人権が尊重される集団づくりに努めることが重要であり、自己表現力やコミュニケーション能力、さらには暴力や心理的な圧力によらずに問題を解決できる能力等の育成を通じて、一人ひとりの子どもが対等な立場で他者との関係を作り、他者を尊重する態度や集団と自己との調和を図る態度を育成することが必要である。

教科指導については、学習者である子どもの立場にたって、「自ら学ぶ力」と「学び合う力」の育成を図るとともに、基礎・基本の確実な定着を図るため創意工夫を生かし特色ある教育活動を展開するなど個性と創造性を生かす教育の充実に努める。

進路指導については、各学校における指導体制の整備と校種間の連携により、子ども一人ひとりの個性、能力、適性に応じたきめ細かな指導に努めるとともに、幅広い職業観を含めた将来展望を形成する多様な情報提供と指導を通して、最終的な自己決定を支援することが必要である。なお、子どもの就職に際しては、差別的な選考がなされることのないよう事業主への啓発に努めるとともに、問題事象が生じた場合には、関係機関と連携し、適切に対応する。

生徒指導については、各学校において指導体制を整備するとともに、子どもの権利条約を踏まえ子どもの自覚と自立を促すことを基本として、その実態に応じて実施することが重要である。差別事象やいじめ問題への対応では、これらを学校全体の課題と捉え、差別等を受けた子どもの人権を擁護することを基本とするとともに、差別言動等を行った子どもについても、その背景を十分分析し、人権意識の醸成に努める。また、発達過程にある子どもの行為であることを踏まえ、当事者同士の人間関係の修復を基本としつつ教育的見地からの指導、支援を適切に行う。また、その再発、拡大を防ぐ上で当事者のみならず周囲の子どもの果たす役割が大きいことから、それを契機として子どもの人権意識の高揚に努めることが重要である。差別

やいじめを許さない仲間づくりに努め、積極的に人権を尊重する豊かな感性と具体的行動に結びつく技術・技能や態度の育成を図る。

また、豊かな人権感覚を持った次代を担う子どもたちの育成を進める上で、学校園が保護者、地域との連携を進めることは必要不可欠であることから、学校園においては、ボランティア活動等の社会奉仕体験活動、自然体験活動をはじめ、勤労生産活動、職場体験活動、芸術文化体験活動、高齢者や障がい者等との交流など多様な体験活動を教育活動に積極的に展開するよう努めるとともに、社会教育においては、青少年の健やかな育成と人権教育・生涯学習の推進を図る青少年教育センターでの活動をはじめ、多様な学習・体験などの機会を提供する事業を展開する中で広く青少年や保護者の交流を図り、人権教育の推進に努める。

参 考

障害教育基本方針

大東市教育委員会

[1979(昭和54)年4月26日]

障害のあるすべての幼児・児童・生徒の教育を受ける権利が完全に保障されるように努める。

1. 障害のある児童・生徒は、それぞれの校区の学校に就学し、すべての児童・生徒と共に生活し、共に成長発達することが望ましい。そのために、適切な指導が行われるように努める。
2. 障害教育をいっそう推進するために、幼、小、中学校（園）は、連携を密にして、一貫した指導をめざすと共に、障害教育計画を作成し、全教職員の共通理解と協力体制のもとに、指導が行えるように努める。
3. 障害教育をより充実させるためには、教職員の熱意と、専門的知識・技能が必要である。したがって、障害教育について、全教職員の理解が深まるようにするため、研修の充実と指導体制の確立に努める。
4. 多様な障害の実態に対応し、障害教育がより適切なものとなるように、各学校（園）の教育条件の整備・充実に努める。
5. 障害のある幼児・児童・生徒の成長発達を促進するため、学校・家庭・地域社会が有機的に結びつき、障害のある幼児・児童・生徒にとって、差別のない社会となるように努める。
6. 特に、医療、治療、訓練を必要とする障害のある幼児・児童・生徒については、その実態を把握し、具体的な指導によって、成長発達が促進されるように努める。
7. 義務教育を修了したものの進路については、高等学校、各種学校などの教育の機会や就職の機会が開かれるように努める。

在日外国人教育推進のために

平成25(2013)年3月

大東市教育委員会

在日外国人教育については、「国際人権規約」及び「児童生徒の権利に関する条約（子どもの権利条約）」等の趣旨に基づき、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12（2000）年）の策定により、国籍、民族等による不当な差別事象の発生など人権侵害の現状や人権擁護に関する内外の情勢に鑑み、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進に努めるという責務が明らかとなった。

大東市においては、これまで進めてきた在日外国人教育の経験と成果を生かし、蓄積されてきた実践内容の活用を図りつつ、指導内容・指導方法等のより良い工夫改善を進める中で、異なる文化・習慣・価値観等を持った人々が、それぞれのアイデンティティを保ちながら共に生きる社会の実現をめざし、以下のことに留意して、在日外国人教育を推進する。

記

1. すべての児童生徒が、在日外国人児童生徒が日本の学校に在籍している歴史的経緯や社会的背景を正しく認識し、国籍・民族の違いを認め合う多文化共生の取り組みを推進するよう指導に努める。
2. 在日外国人（とりわけ在日韓国・朝鮮人児童生徒）が本名を使用することは、本人のアイデンティティの確立に関わる事柄であり、学校においては、すべての人間が互いに認め合い、ともに生きる社会を築くことを目標として、在日外国人児童生徒の実態把握に努め、これらの児童生徒が自らの誇りと自覚を高め、本名を使用できるよう指導に努める。

3. 在日外国人児童生徒が将来の進路を自ら選択し、自己を実現し得るよう、進路指導の充実を図るとともに、関係諸機関との連携を密にし、適切な指導に努める。
4. 日本語の習熟が不十分であり、日常の学習活動に支障をきたす在日外国人の子どもに対して日本語習熟のための指導を行う。また、学校での教育効果を高めるために保護者と意思疎通を図ることは重要であり、このための環境整備に努める。
5. 在日外国人教育の推進を図るため、教職員研修の充実に努める。

< 参考資料 >

大東市人権教育基本方針

大東市教育委員会

平成25年3月

目次

1. はじめに
2. 大東市人権教育基本方針
3. 大東市人権教育推進指針

参考

- ・ 障害教育基本方針
- ・ 在日外国人教育推進のために

平成13（2001）年 3月13日
平成25（2013）年 3月26日 改訂
令和 4（2022）年 4月 1日 改訂

はじめに

大東市は、昭和46（1971）年に、このまちに住む市民であることを誇りとし、ほんとうに住みよいまち大東市を建設するために、「大東市民憲章」を定めて、「たがいに尊敬し、はげましあい、心をあわせて明るいまちをつくる」ことをめざして施策を展開している。また、私たち市民一人ひとりが、自らの人権意識を高め、人権尊重に徹するゆるぎない信念と決意のもとに、基本的人権の擁護とあらゆる差別の撤廃をめざし、平成4（1992）年には、「差別撤廃・人権擁護都市宣言」を採択し、人権が尊重される豊かな市民社会づくりのために、継続して人権啓発活動を積み重ねている。

大東市教育委員会は、昭和43（1968）年に「大東市同和教育基本方針」を策定し、わが国日本固有の人権問題である**部落差別（同和問題）**の解決にあたっては、国民**市民**一人ひとりが民主社会の建設に自ら取り組むことが重要であり、同時に国および地方自治体が行政の責務であると認識し、部落差別**（同和問題）**をはじめとする、すべての差別をなくしていくことが肝要であるとして、同和教育を積極的に推進してきた。

この中では、児童・生徒の就学を促進し、学力を向上させ、自己実現を最大限に可能にし、教育の機会均等と進路の保障に努めるため、互いに認め合い支えあい高めあう集団づくりや参加・体験型学習などの指導法の工夫・改善、校種間連携、職場体験学習など、多様な取り組みを行ってきた。それにより、同和地区児童・生徒の長期欠席や不就学の解消、高等学校等への進学率の向上など、一定の成果を上げるとともに、子どもたちの豊かな人権感覚を育ててきた。

これらの取り組みの経験と成果の中から、昭和54（1979）年に「障害児教育基本方針」、平成2（1990）年に「在日韓国・朝鮮人教育に関する基本指針」を定め、差別のない明るい社会づくりを担える児童・生徒を育てる教育活動を深め、発展させてきた。近年は、男女共同参画社会の実現に向けた行動計画（~~With You~~ プラン）にそった、男女**ジェンダー**平等教育も推進している。

今後、学校園において、長年にわたって蓄積された同和教育をはじめ障害児が**い理解**教育や在日韓国・朝鮮人教育における経験や成果を生かし、地域の特性なども十分踏まえ、すべての子どもの発達段階に応じた人権教育のプログラム、教材開発

と整備・充実、効果的な指導方法の研究や教職員等の研修の推進、自己実現のための奨学金の充実、人権教育を推進するシステムやプログラムの策定などが必要である。

社会教育では、人権および人権問題について、市民の理解と認識を深めるため、学習機会を提供するとともに、平成3（1991）年の「大東市人権啓発基本方針」に基づき、人権啓発活動を推進している。しかし、少子化・核家族化・地域の連帯感の希薄化によって家庭・地域の教育力が低下しており、その教育力の回復を図る上で、学校・家庭・地域社会の連携・協働による取り組みを通じた同和教育をはじめとする人権教育の推進が必要である。

家庭・地域においても、人権教育を生涯学習の重要な分野として位置づけ、学習プログラムの体系化を図るとともに、あらゆる地域活動の機会を活用して取り組むなどその充実が求められている。

また、今日では、不登校、いじめ・児童虐待など子どもの人権問題、高齢者問題、情報公開とプライバシーをめぐる問題ならびに人権擁護の国際的潮流を踏まえ、人権尊重の精神に立った在日外国人との多文化共生社会づくりなど、本市でも新たな課題が生じている。性的マイノリティの人権問題、情報化の進展に伴う新たな課題の生起、感染症に関連する偏見や差別等、人権に関する課題は非常に多様化、複雑化している。

このような状況を踏まえ、大東市教育委員会では、教育分野において人権教育を総合的に推進するための基本的な考え方および推進方向を明らかにするため、このたび「大東市人権教育基本方針」（平成13（2001）年）を一部改訂し、「大東市人権教育推進指針」（平成25（2013）年）を策定した。この度「大東市人権教育基本方針」および「大東市人権教育推進指針」のそれぞれを一部改定する。

「大東市人権教育基本方針」は、人権についての正しい理解を図り、様々な人権問題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進する考え方を示している。また、「大東市人権教育推進指針」では、子ども、同和問題、男女平等、障害者、高齢者、在日外国人に係る人権問題等について、これまで策定してきた個別の方針、指針等に基づき、子ども、女性、高齢者、障がい者、部落差別（同和問題）、外国人に係る人権問題等に加え、感染症に関連する偏見や差別、性的マイノリティの人権やインターネット上の人権侵害等、固有の課題解決に向けた人権教育推進のための基本方向を示している。

なお、今後、「大東市人権教育基本方針」、「大東市人権教育推進指針」については、大東市が人権尊重の市政を進めるため策定する基本方針をはじめ、他の計画などとの整合性や人権問題をめぐる情勢の変化により、必要に応じて所要の修正・更新を行う。

大東市人権教育基本方針

大東市教育委員会

国際連合は、第二次世界大戦の深い反省の中から、人権の尊重こそが平和の礎であるとの認識に立って、昭和23（1948）年に「世界人権宣言」を採択して以降、人権尊重の社会を世界中に実現するため、数々の人権に関する条約・規約を採択し取り組んできた。

平成6（1994）年には、第49回国連総会において、「人権教育のための国連10年」を決議し、あらゆる人権問題の解決に向けて、知識と技能の伝達および態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を創造するために研修、広報活動を重ねて人権教育を進めることとした。その後、平成17（2005）年から人権教育の推進を徹底させるための「人権教育のための世界計画」を開始し、終了時限を設けずにフェーズ及び行動計画を策定して取り組んでいる。また、平成27（2015）年には、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざすことを目標として、国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されている。

わが国日本は、昭和22（1947）年に日本国憲法を施行し、平和と基本的人権の確立された社会を、民主主義政治をとおして実現するため、法律や制度の整備に努め、様々な条約を締結する中で、国際社会の一員として具体的な取り組みを進めてきた。

昭和40（1965）年の同和対策審議会答申とこれに基づく同和対策事業特別措置法（昭和44（1969）年）による部落差別（同和問題）の解決に向けた施策が実施され、一定の評価すべき成果をおさめ、そのほかの様々な人権問題についても解決策が取り組まれてきた。

しかし、今日、依然として、子ども、同和問題、男女平等、障害者、高齢者、在日外国人に係る人権問題等が存在している。子ども、女性、高齢者、障がい者、部落差別（同和問題）、外国人等の人権問題が存在しており、近年では、感染症、性的マイノリティ、インターネット上の人権等についても問題となっている。

すべての人々の尊厳が守られ、基本的人権が尊重されることは、民主的な社会の基本であり、部落差別（同和問題）等様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、われわれの責務である。

人権が尊重される社会をつくるために、すべての人々が人権とは何かを理解し、自らの課題として捉え、行動することが大切である。このことは、すべての人々のたゆみない努力によって達成されるものであるが、中でもその基礎を培う教育の果たす役割は大きい。

一人ひとりの児童生徒が、何よりも人間の生命がかけがえのないものであり、生命を尊重することの大切さを踏まえた上で、その発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるようにすることに努める必要がある。

以上の観点にたつて、大東市教育委員会は、「国際人権規約」および「子どもの権利条約」、「日本国憲法」、「教育基本法」および「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」等の精神にのっとり、本市がこれまで培ってきた人権尊重の教育を更に推進するために、人権教育に係る基本方針を次のとおり定める。

- 1 人権および人権問題に関する正しい理解を深め、主体的な思考力と判断力を養い、自らの課題として人権問題の解決に取り組むとともに、社会の構成員としての責任を自覚し、豊かな人権感覚を持った真に民主的な人間の育成をめざして、教育のあらゆる場において人権教育を推進する。
- 2 人権問題が、社会の変化とともに様々な形で新たに生起する可能性のある問題であることを踏まえ、**その実態把握に努めるとともに、あらゆる人権課題に向き合い**、すべての人々の自立、自己実現、豊かな人間関係づくりが図られるよう人権教育を推進する。
- 3 市民一人ひとりが主体的に、様々な学習を通じて人権および人権問題への理解と認識を深め、多様な文化・習慣・価値観などを持った人々がたがいに尊重し合い、アイデンティティを持ちながら、豊かな地域社会づくりができるよう、人権教育を推進する。
- 4 人権教育を推進するため、人権および人権問題に関する現実から学んだ深い認識と具体的な実践力を身に**つ**けた人材の育成を図るとともに、その活用に努める。

本方針の実施にあたっては、教育の主体性を保ちつつ、生涯学習の観点に立って

学校教育と社会教育の連携を図るとともに、関係諸機関および諸団体とそれぞれの役割を分担しつつ、総合的に推進しなければならない。

~~平成13(2001)年3月13日~~

~~平成25(2013)年3月26日一部改定~~

大東市人権教育推進指針

大東市教育委員会

(1) 人権教育推進のための基本方向

人権教育を推進するにあたっては、人々が人権尊重の精神を当然のこととして身につけ、人権保障の歩みや人権についての考え方、また、様々な人権問題について正しい理解と認識を深めることができるよう体系的に取り組むことが重要である。

また、人権問題を自分自身の問題として捉え、その不合理性と問題の構造を正しく理解し、人権侵害を起こさないことはもとより、他者の行為であっても興味本位に煽ったり、逆に無関心になったりすることで結果として人権侵害を助長することにつながるよう、鋭敏な人権感覚・人権意識を持つとともに、人権問題解決のために積極的に行動できるようになることをめざして推進していくことが重要である。

さらに、人権侵害を意図しなくても、人権感覚の欠如や異なる習慣、様々な価値観等の理解が不十分なことによる行為が時に人権侵害につながる場合もあることに留意する必要がある。

学校園における人権教育では、子どもたちが様々な人権問題について単に知識や理解を深めるだけでなく人権問題の解決に向けた態度を育成すること、自己表現力、コミュニケーション能力といった技術・技能の習得を図り人間関係づくりを深めていくことが重要である。また、子どもたちの自己肯定感を育み、他者を尊重する態度や自らが権利と同時に義務の主体であるという認識を育成することも必要である。文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」において、学校における人権教育の目標は、「一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること」と示されている。学校教育及び社会教育において、このような人権が尊重される社会づくりの基礎を形成することをめざし、人権教育を推進する。

(2) 人権問題に対する取り組み

人権教育は、法の下での平等、個人の尊重という普遍的な視点に立って総合的に推進するものであるとともに、~~子ども、同和問題、男女平等、障害者、高齢者、在日外国人に係る人権問題、~~子どもの人権、女性の人権、高齢者の人権、障がいを理由とする偏見や差別、部落差別（同和問題）、外国人の人権、感染症に関連する偏見や差別、性的マイノリティを理由とする偏見や差別、インターネット上の人権侵害、平和の尊さを知ること等の固有の問題についてそれぞれの状況に即して以下のように推進することが必要である。

(人権課題の順番を変更)

○子どもの人権

子どもの人権については、仲間はずしやことば・暴力等による「いじめ」によって、時には命にかかわる深刻な状況も生み出されており、また薬物乱用など自らの命を軽んじる行為等の問題も生じている。さらに家庭における虐待など、子どもの健やかな成長が阻害される問題も顕在化しており、学校における体罰も根絶されていない。不登校等教育を受ける権利の保障という観点からの問題も存在する。

本市は、大東市子ども基本条例において「子どもは、生まれながらにして、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を持ち、夢に向かって大きくはばたいていこうとする存在」であり、「学校等は、保護者および地域住民と協力して、子どもの人間性を豊かにし、未来への可能性を開いていくよう積極的に取り組まねばならない」としている。

学校園は、すべての教育活動の中で、子どもの人権侵害に関する実態把握に努めるとともに、人権侵害が生じた場合は、教育委員会、関係諸機関との連携により速やかな問題解決を図らなければならない。

また、未然防止の観点から、幼児・児童・生徒の人権に十分に配慮し、一人ひとりを大切にされた学校運営と人権教育の充実に向けた指導方法の研究推進に努める必要がある。

具体の指導にあたっては、自他の権利を大切にすることに加えて社会の中で果たすべき義務や自己責任についても学習するよう計画し、子どもの社会性や豊かな人間性を育む観点から、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の体験活動に積極的に取り組むことが必要である。更に保護者に対する家庭教育につ

いての学習機会や情報の提供、子育てに関する相談体制の整備など家庭教育を支援する取り組みの充実に努めることも大切である。

○男女平等女性の人権

女性の人権については、両性の平等の実現に向け、男女雇用機会均等法などの各種の法律や制度の整備が図られてきた。しかしながら、人々の意識や行動、社会制度や慣行の中には女性に対する差別や固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っており、男女平等の実現を阻む原因となっている。また、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、デートDVについても問題の性質上、表出しにくい状況がある。

男女の平等男女共同参画社会を実現するためには、性別にとらわれず、それぞれの個性や能力が尊重され、自ら多様な生き方を選択できることが重要である。学校園では固定的な性差観や性別役割分担意識を払拭するよう、すべての教育活動について常に点検し、見直していく必要がある。また、生命の尊重、異性の理解、性暴力等に関し、子どもの発達段階に応じた男女ジェンダー平等教育を推進する。

○高齢者に係るの人権

超高齢社会の中、人生の新たな目標を立てて自分らしく前向きに生きようとしている高齢者は多数いる。しかしながら、高齢者に対する人権侵害をはじめ、一人暮らしの高齢者の孤独な死や自殺の増加といった深刻な社会問題も生じている。国連による「高齢者問題国際行動計画」（昭和 57（1982）年）では、高齢者問題を単なる保護やケアの提供という問題から高齢者の社会への関与と参加の問題に視点の転換を求めている。

こうした中、次代を担う子どもたちには、高齢社会の問題を理解した上で高齢者が生きがいを持って暮らし、それぞれの豊かな経験を活かして参加できる社会の実現をめざす姿勢を育成する必要がある。学校教育活動全体を通じて、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉の問題などに関する理解を深める教育を推進するとともに、高齢者との交流の機会や、ボランティア活動等を学校教育活動に位置付けるよう努めていく。

○障害者に係る人権障がいを理由とする偏見や差別

障がい者を取り巻く社会環境においては、障がい及び障がい者に関する正

しい理解と認識の不足から、物理的な面、制度的な面、文化・情報面及び意識面の障壁などにより障害がい者に対する人権侵害や差別がいまだに存在していることから、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 28（2016）年）が施行された。

地域における共生社会の実現をめざし、障害者が社会生活及び社会の発展に参加する「完全参加」と障害の有無に関わらない「平等」な社会を実現するためには、障害がい者が一人の人間として尊重され、社会からのサービスを平等に享受でき、意欲やニーズに応じて社会に参加できる機会が平等に確保されることが重要である。

学校園では、障害がいのあるすべての幼児・児童・生徒がその可能性を最大限に伸ばし、将来、自らの選択に基づいて生活を送ることができるよう、きめ細かな教育を推進する。また、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、「ともに学び、ともに育つ」教育の充実に向け、障害がい者に対する理解、社会的支援や介助・福祉の問題などに関する理解を深めさせる教育を推進していく。障害がいのある子どもと障害がいない子どもが共に学ぶことの意義を十分踏まえ、一人ひとりの障害がいの状況に応じた適切な教育が行えるよう、幼稚園、小学校、中学校における教育及び教育環境の充実を図っていく。障害がいのある子どもの就学にあたっては、合理的配慮の観点も踏まえ、必要な情報提供や支援を行うとともに、本人や保護者の意向を尊重した就学指導を図る。また、進路の決定については、本人が自己選択・決定できるよう早期からの計画的な指導を行うことが必要である。

○部落差別（同和問題）

我が国日本固有の人権問題である部落差別（同和問題）は、人間の自由と平等に関する重大な問題であるという認識のもと、その解決に向けて取り組む中で一定の成果をあげてきた。

しかし、依然として不安定就労の問題、学力低位の問題、また結婚問題を中心とした差別意識の問題等解消が十分に進んでいるとは言えない状況がある。こうした問題の解決に向けて、また、近年ではインターネット上への特定地域に対する書き込み事案や動画の投稿等も起こっている。こうした問題の解決に向けて、平成 28（2016）年に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行された。この法の意義を理解し、現在もなお、部落差別（同和問題）が存在するという意識のもと、人権尊重の精神に徹し、差別の実態や仕組みを正しく理解して、不合理な差別をな

くそうとする認識と実践力を身につけた次代を担う人物を育成するために以下の内容について積極的に取り組む。

1. **部落差別（同和問題）**の理解から積極的に問題解決を図ろうとする態度を育成するために、体験的活動、大東市教育委員会作成による地域教材を活用した学習等多様な学習形態による取り組みを進め、また、発達段階に応じた系統的なカリキュラムの作成と実践活動を推進する。
2. 教育活動の全領域を通じて、一人ひとりの個性を生かし可能性を最大限に伸ばすとともに、子どもの健康、学力、進路を保障する取り組みの充実を図る。
3. 全教職員は、**部落差別（同和問題）**の知識理解にとどまらず、**情報化の進展に伴って変化する差別の現実について**深く学び、解決する積極的な姿勢の確立と人権教育を推進するための資質と実践力の向上に努める。
4. 学校、家庭、地域社会が相互に連携し、家庭・地域における学習環境づくりに努めるとともに、一人ひとりが**部落差別（同和問題）**についての正しい理解と認識を併せ持つよう努める。
5. 関係機関との連携により進路状況の実態把握に努め、中学校における進路指導の改善・充実に資するとともに、高校中退等の防止に役立てる。また、奨学金に関する情報提供、相談体制づくりに努める。

○在日外国人に係る人権

国際化が進む中、我が国においても様々な国籍の人が幅広い分野の職業に従事するようになり、多くの留学生も海外から来日している。また、歴史的な経緯により第2次世界大戦以前から暮らしている韓国籍・朝鮮籍の人とその子孫の人たちも大阪には多く生活している。

このような状況の下、言語、文化、習慣、価値観等についての理解が不十分なことから起こる偏見や、暴言・暴行といった悪質な人権侵害、就職差別につながる恐れのある事象等の人権問題が起こっている。**こうした問題の解決に向けて、平成28（2016）年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行された。**また、新たに来日した子どもたちの中には日本語の習熟が不十分であるため日常の学習活動に支障を来す等の問題も生じている。

在日外国人との関係においては、その歴史性や異なる文化や価値観を理解し尊重するという内なる国際化が求められている。学校教育では、国際化の著しい進展を踏まえ、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、広い視野を持ち、異文化を理解し尊重する態度や、異なる習慣・文化を持った人々とともに生きていく態度を育成するための教育の充実を図るとともに、**外国にルーツのある子どもたちの人権を守るため、「在日外国人教育推進のために」**に掲げる項目について取り組んでいく。

○感染症に関連する偏見や差別

H I V感染症やハンセン病等の感染症については、誤った知識や理解不足から患者・元患者や家族に対する偏見や差別意識が生まれ、職場や学校などで嫌がらせを受けたり、就職差別やプライバシーの侵害等の人権問題が生じたりしてきた。近年は、新たに新型コロナウイルス感染症について、感染者やその家族だけでなく、医療従事者等に対しても不当な偏見や差別、いじめなどが起こっている。

このような状況の下、大切なのはそれぞれの感染症等に対して、一人ひとりが正しい知識を持つことである。正確な情報から感染症を理由とした偏見や差別が起こらないよう、正しく理解を深める教育を推進していく必要がある。

○性的マイノリティを理由とする偏見や差別

性のありかたは人それぞれで、「生物学的な性」と「性自認」が一致しない、また、「性的指向」が異性に向かないなどの性的マイノリティについて、近年では、その割合は全人口の10%といわれている。

しかし、性的マイノリティの人権問題に関する社会の理解はまだ十分に進んでおらず、差別や偏見が存在する中、多くの当事者が生きづらさを感じている。また、性的マイノリティを理由とする差別的な扱いについては不当であるという認識が広がっているにもかかわらず、いまだ偏見や差別が起きているのが現状である。

性的マイノリティについては、教職員が研修等を通じて、性的指向及び性自認の多様性に関する理解を深め、子どもたちが正しく理解できる取組みを推進する。また、当事者が直面する困難に向き合い、何に困っているのかを一緒に考える意識や態度を身に付け、課題の解決に向けた取組みが求められる。

性的マイノリティとされる子どもについては、個々の状況に応じて相談しやすい体制を整えるとともに、心情に配慮した環境づくりに努める。

○インターネット上の人権侵害

高度情報化社会による利便性の向上により、インターネットは、簡単に情報を入力できるだけでなく、誰でも容易に情報を発信できるメディアとして、また、買い物やネットバンキングなど生活の利便性を高めるものとして急速に普及してきている。特に、ソーシャルネットワークサービス（SNS）の普及で子どもたちにとってもより身近なものとなっている。

一方で、匿名性を悪用した特定の個人・団体や不特定多数の人への誹謗中傷、ヘイトスピーチや同和問題に関して差別を助長・誘発する行為、個人情報暴露などプライバシーを侵害する行為といった人権に関わる問題が多数発生し、深刻な社会問題となっている。また、インターネットを悪用した犯罪に子どもが巻き込まれる例や、子ども同士のいじめへと発展するケースも増加している。

こうした状況から、子どもたちがインターネットを安全・適切に利用できるよう、子どもたちへの情報リテラシー教育や情報モラル教育の一層の充実と、保護者への啓発に努める。

○平和の尊さを知る

人類共通の願いである平和について、日本国憲法は全世界の人々が「平和のうちに生存する権利を有する」と謳っている。また、ユネスコはその憲章において、「戦争は人の心のなか中で生まれるものであるから、人の心のなか中に平和のとりでを築かなければならない」と示している。これらの理念に基づき、学校園では、すべての教育活動を見通した上で、児童生徒の発達段階に応じたカリキュラムの作成を行うことが必要である。

内容としては、生命の尊さ、戦争の悲惨さ、平和の尊さについて指導するとともに、国際社会に貢献できる資質と態度の育成、また、ユネスコの提唱する平和の文化を促進し強化することが重要であるとの認識から以下のように取り組んでいく。

1. 人を思いやる心や寛容さをはぐくみ、争いを対話と協力のうちに解決する力を育成するとともに、すべての命を大切にする教育を推進する。
2. 国際社会の一員として自国の文化を尊重するとともに世界の多様な文化も尊重し、国際協力を促進するなど世界平和に貢献する資質や態度を育成するための教育を推進する。
3. すべての生命あるものにとってかけがえのない地球環境を守ろうとする態度や

行動力を育成する教育を推進する。

○様々な人権

人権問題は以上の範囲に止まらず、また、固定的なものではなく、~~HIV感染者、ハンセン病回復者等に対する人権侵害など疾病に対する理解不足や間違った認識、偏見から生じる人権問題や、高度情報化社会による利便性の向上の一方で他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現、個人や集団にとって有害な情報がインターネット上に掲載されるなどの問題、個人情報の流出、インターネットによるいじめの問題、セクシュアル・マイノリティの問題、拉致による人権侵害、震災等の被害者に対する人権問題等に加え、今後、社会の変化とともに様々な形で新たに発生する可能性のある問題もある。~~**拉致問題による人権侵害、職業や雇用をめぐる人権問題、震災等の被害者に対する人権問題、アイヌの人権等に加え、今後、社会の変化とともに様々な形で新たに発生する可能性のある問題もある。**

こうした様々な人権問題に対して、研修等を通して教職員自身の問題意識を高めるとともに、幼児・児童・生徒の発達段階に応じた適切な指導を進める中で、子どもたちにそれぞれの人権問題の背景を理解し、様々な情報に対して、それらを整理し正しく判断する力を育成するよう取り組んでいく。

(3) 人権が尊重された教育の推進のために

学校教育においては、教科指導、進路指導、生徒指導等広範な指導が行われているが、すべての教育活動が子どもの人権を尊重する視点とそれにふさわしい環境の下で行われることが重要である。そのためには、指導に当たる教職員が鋭敏な人権感覚・意識を持つことが必要になる。あらゆる教育活動において人権教育を推進するために、市人権教育研修会の開催、研究推進校の委嘱による実践、また、大東市人権教育研究協議会、**大東市在日外国人教育研究協議会**等の関係機関、研究会との連携を密にし、その活動を通じて教職員の見識を高め、資質の向上を図り、正しい理解と実践力を身につけた指導者の育成に努める。

指導に当たっては、一人ひとりの子どもの人権が尊重される集団づくりに努めることが重要であり、自己表現力やコミュニケーション能力、さらには暴力や心理的な圧力によらずに問題を解決できる能力等の育成を通じて、一人ひとりの子どもが対等な立場で他者との関係を作り、他者を尊重する態度や集団と自己との調和を図

る態度を育成することが必要である。

教科指導については、学習者である子どもの立場にたって、「自ら学ぶ力」と「学び合う力」の育成を図るとともに、基礎・基本の確実な定着を図るため創意工夫を生かし特色ある教育活動を展開するなど個性と創造性を生かす教育の充実に努める。

進路指導については、各学校における指導体制の整備と校種間の連携により、子ども一人ひとりの個性、能力、適性に応じたきめ細かな指導に努めるとともに、幅広い職業観を含めた将来展望を形成する多様な情報提供と指導を通して、最終的な自己決定を支援することが必要である。なお、子どもの就職に際しては、差別的な選考がなされることのないよう事業主への啓発に努めるとともに、問題事象が生じた場合には、関係機関と連携し、適切に対応する。

生徒指導については、各学校において指導体制を整備するとともに、子どもの権利条約を踏まえ子どもの自覚と自立を促すことを基本として、その実態に応じて実施することが重要である。差別事象やいじめ問題への対応では、これらを学校全体の課題と捉え、差別等を受けた子どもの人権を擁護することを基本とするとともに、差別言動等を行った子どもについても、その背景を十分分析し、人権意識の醸成に努める。また、発達過程にある子どもの行為であることを踏まえ、当事者同士の人間関係の修復を基本としつつ教育的見地からの指導、支援を適切に行う。また、その再発、拡大を防ぐ上で当事者のみならず周囲の子どもの果たす役割が大きいことから、それを契機として子どもの人権意識の高揚に努めることが重要である。差別やいじめを許さない仲間づくりに努め、積極的に人権を尊重する豊かな感性と具体的行動に結びつく技術・技能や態度の育成を図る。

また、豊かな人権感覚を持った次代を担う子どもたちの育成を進める上で、学校園が保護者、地域との連携を進めることは必要不可欠であることから、学校園においては、ボランティア活動等の社会奉仕体験活動、自然体験活動をはじめ、勤労生産活動、職業場体験活動、芸術文化体験活動、高齢者や障害がい者等との交流など多様な体験活動を教育活動に積極的に展開するよう努めるとともに、社会教育においては、青少年の健やかな育成と人権教育・生涯学習の推進を図る青少年教育センターでの活動をはじめ、多様な学習・体験などの機会を提供する事業を展開する中で広く青少年や保護者の交流を図り、人権教育の推進に努める。

在日外国人教育推進のために

平成25(2013)年3月

大東市教育委員会

在日外国人教育については、「国際人権規約」及び「児童生徒の権利に関する条約（子どもの権利条約）」等の趣旨に基づき、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12（2000）年）の策定により、国籍、民族等による不当な差別事象の発生など人権侵害の現状や人権擁護に関する内外の情勢に鑑み、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進に努めるという責務が明らかとなった。

大東市においては、これまで進めてきた在日外国人教育の経験と成果を生かし、蓄積されてきた実践内容の活用を図りつつ、指導内容・指導方法等のより良い工夫改善を進める中で、異なる文化・習慣・価値観等を持った人々が、それぞれのアイデンティティを保ちながら共に生きる社会の実現をめざし、以下のことに留意して、在日外国人教育を推進する。

記

1. すべての児童生徒が、在日外国人児童生徒が日本の学校に在籍している歴史的経緯や社会的背景を正しく認識し、国籍・民族の違いを認め合う多文化共生の取り組みを推進するよう指導に努める。
2. 在日外国人（とりわけ在日韓国・朝鮮人児童生徒）が本名を使用することは、本人のアイデンティティの確立に関わる事柄であり、学校においては、すべての人間が互いに認め合い、ともに生きる社会を築くことを目標として、在日外国人児童生徒の実態把握に努め、これらの児童生徒が自らの誇りと自覚を高め、本名を使用できるよう指導に努める。

3. 在日外国人児童生徒が将来の進路を自ら選択し、自己を実現し得るよう、進路指導の充実を図るとともに、関係諸機関との連携を密にし、適切な指導に努める。
4. 日本語の習熟が不十分であり、日常の学習活動に支障をきたす在日外国人の子どもに対して日本語習熟のための指導を行う。また、学校での教育効果を高めるために保護者と意思疎通を図ることは重要であり、このための環境整備に努める。
5. 在日外国人教育の推進を図るため、教職員研修の充実に努める。

参 考

障害教育基本方針

大東市教育委員会

[1979(昭和54)年4月26日]

障害のあるすべての幼児・児童・生徒の教育を受ける権利が完全に保障されるように努める。

1. 障害のある児童・生徒は、それぞれの校区の学校に就学し、すべての児童・生徒と共に生活し、共に成長発達することが望ましい。そのために、適切な指導が行われるように努める。
2. 障害教育をいっそう推進するために、幼、小、中学校（園）は、連携を密にして、一貫した指導をめざすと共に、障害教育計画を作成し、全教職員の共通理解と協力体制のもとに、指導が行えるように努める。
3. 障害教育をより充実させるためには、教職員の熱意と、専門的知識・技能が必要である。したがって、障害教育について、全教職員の理解が深まるようにするため、研修の充実と指導体制の確立に努める。
4. 多様な障害の実態に対応し、障害教育がより適切なものとなるように、各学校（園）の教育条件の整備・充実に努める。
5. 障害のある幼児・児童・生徒の成長発達を促進するため、学校・家庭・地域社会が有機的に結びつき、障害のある幼児・児童・生徒にとって、差別のない社会となるように努める。
6. 特に、医療、治療、訓練を必要とする障害のある幼児・児童・生徒については、その実態を把握し、具体的な指導によって、成長発達が促進されるように努める。
7. 義務教育を修了したものの進路については、高等学校、各種学校などの教育の機会や就職の機会が開かれるように努める。

教委議案第 1 1 号

大東市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

大東市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり
制定する。

令和 4 年 3 月 2 5 日提出

大東市教育委員会

教育長 水 野 達 朗

理 由

令和 4 年 4 月 1 日より、大東市立小学校及び中学校において、これまで設置していた学
校協議会ではなく、学校運営協議会が設置されることから、学校協議会の削除に伴う本市
関連規則の所要の改正を行うもの

大東市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

令和４年３月２５日

教委規則第４号

大東市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和３３年教委規則第１２号）の一部を次のように改正する。

第３条の５を削る。

附 則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

大東市立小学校および中学校の管理運営に関する規則 新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>第3条～第3条の4 (略)</p> <p><u>(学校協議会)</u></p> <p><u>第3条の5 (削除)</u></p> <p>第4条～第21条 (略)</p> | <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>第3条～第3条の4 (略)</p> <p><u>(学校協議会)</u></p> <p><u>第3条の5 学校に、学校協議会を置く。</u></p> <p><u>2 学校協議会は、校長の求める事項について協議し、学校運営に関し意見交換や提言を行う。</u></p> <p><u>3 学校協議会は、当該学校の職員以外の者で、教育に関する理解及び識見を有するものうちから、校長が委嘱する。</u></p> <p>第4条～第21条 (略)</p> |

教委議案第12号

学校（園）におけるパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関するガイドラインの改正について

学校（園）におけるパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関するガイドラインを次のとおり改正する。

令和4年3月25日提出

大東市教育委員会

教育長 水野 達朗

理 由

大阪府教育委員会において、職場におけるハラスメントの防止及び対応に関する指針が改正されたことを受け、本市でも、標記ハラスメントの防止および対応に関するガイドラインについて見直しを行い、本市教職員がその利益の保護及びその能力をさらに発揮することができる職場環境づくりが円滑に進めるため。

令和4年4月1日

学校（園）におけるパワー・ハラスメントの防止 および対応に関するガイドライン

大東市教育委員会

1. 趣旨

このガイドラインは、大東市立学校（園）すべての教職員の利益の保護及びその能力の有効な発揮を目的として、職場におけるパワー・ハラスメントの防止および対応に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 基本方針

職場におけるパワー・ハラスメントは、教職員の個人としての尊厳を不当に傷つけその能力の有効な発揮を妨げるとともに、職場秩序や業務の遂行を阻害する重大な問題である。

大東市教育委員会は、事業主の責務として、パワー・ハラスメントの防止及び対応に関する教職員への啓発・研修及び相談体制の整備など、総合的・組織的な対策を講じる。

また、すべての学校（園）においては、校（園）長はもとより、教職員一人ひとりが、パワー・ハラスメントについての正しい理解のもとに、十分な認識をもって、すべての職場でパワー・ハラスメントのない快適な働きやすい環境づくりを進める。

3. パワー・ハラスメントの概念

職場におけるパワー・ハラスメントとは、職場（教職員が職務に従事する場所をいい、当該教職員が通常勤務している場所以外の場所〔例：出張先や通勤・出張途上の車内、職場の延長と考えられるような宴会等〕も含まれる。）において、(1)職務に関する優越的な関係を背景として行われる、(2)業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、(3)当該教職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、教職員の人格若しくは尊厳を害し、又は教職員の勤務環境を害することとなるようなものをいう。この(1)から(3)までの要素をすべて満たすものがハラスメントに該当する。

(1) 「職務に関する優越的な関係を背景として行われる」

業務を遂行するに当たって、当該言動を受ける教職員が当該言動の加害者とされる者（以下「加害者」という。）に対して抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い関係を背景として行われるものをさす。

〈例〉

- ・ 職務上の地位が上位の者による
- ・ 当該者の協力を得なければ業務の円滑な遂行を行うことが困難であり、当該者が業務上必要な知識や豊富な経験を有している場合における当該者による
- ・ 同僚又は部下からの集団による行為で、これに抵抗又は拒絶することが困難であるもの

(2) 「業務上必要かつ相当な範囲を超える言動」

社会通念に照らし、当該言動が明らかに業務上必要性のない、又はその態様が相当でないものをさす。

〈例〉

- ・ 業務上明らかに必要性のない言動
- ・ 業務の目的を大きく逸脱した言動
- ・ 業務を遂行するための手段として不適當な言動
- ・ 回数、人数等にかかわらず、当該行為の態様や手段が社会通念に照らして許容される範囲を超える言動

この判断に当たっては、様々な要素（当該言動の目的、当該言動を受けた教職員の問題行動の有無や内容・程度を含む当該言動が行われた経緯や状況、業種・業態、業務の内容・性質、当該言動の態様、労働者の属性や心身の状況、加害者との関係性等）を総合的に考慮することが適當である。また、その際は、個別の事案における教職員の行動が問題となる場合は、その内容・程度とそれに対する指導の態様等の相対的な関係性が重要な要素となることについても留意が必要である。

(3) 「当該教職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、教職員の人格若しくは尊厳を害し、又は教職員の勤務環境を害する」

当該言動により教職員が身体的又は精神的に苦痛を与えられ、教職員の人格若しくは尊厳を害され、又は教職員の就業環境が害されたため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等、当該教職員が就業する上で看過できない程度の支障が生じることをさす。

この判断に当たっては、多くの人が一般的にどう受け止めるかという客観的な基準で評価する必要がある。

職場におけるパワー・ハラスメントは、(1)から(3)までの要素を全て満たすものを用いて（客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、職場におけるパワー・ハラスメントには該当しない。）、個別の事案についてその該当性を判断するに当たっては、(2)で総合的に考慮することとした事項のほか、当該言動により教職員が受ける身体的又は精神的な苦痛の程度等を総合的に考慮して判断することが必要である。

このため、個別の事案の判断に際しては、相談窓口の担当者等がこうした事項に十分留意し、相談を行った教職員（以下「被害者」という。）の心身の状況や当該言動

が行われた際の受け止めなど、その認識にも配慮しながら、被害者及び加害者の双方から丁寧に事実確認等を行うことも重要である。

これらのことを十分に踏まえて、予防から再発防止に至る一連の措置を適切に講じることが必要である。

4. パワー・ハラスメントの内容（代表的な言動の種類）

個別の事案の状況等によって、判断が異なる場合もあり得ること、また、以下の例は限定列举でないことを十分留意し、相談窓口において広く相談に対応するなど、適切な対応を行うようにすることが必要である。

なお、職場におけるパワー・ハラスメントに該当すると考えられる以下の例については、加害者と当該言動を受ける教職員の関係性を個別に記載していないが、3(1)にあるとおり、優越的な関係を背景として行われたものであることが前提である。

(1) 身体的な攻撃（暴行・傷害）

- 該当すると考えられる例
 - ① 殴打、足蹴りを行うこと。
 - ② 相手に物を投げつけること。
- 該当しないと考えられる例
 - ① 誤ってぶつかること。

(2) 精神的な攻撃（脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言）

- 該当すると考えられる例
 - ① 人格を否定するような言動を行うこと。相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を行うことを含む。
 - ② 業務の遂行に関する必要以上に厳しい叱責を行うこと。
 - ③ 他の教職員の面前において、大声で威圧的な叱責を行うこと。
 - ④ 相手の能力を否定し、罵倒するような内容の電子メール等を、当該相手を含む複数の教職員あてに送信すること。
- 該当しないと考えられる例
 - ① 遅刻など社会的ルールを欠いた言動が見られ、再三注意してもそれが改善されない教職員に対して一定程度強く注意をすること。
 - ② 業務の内容や性質等に照らして重大な問題行動を行った教職員に対して、一定程度強く注意をすること。

(3) 人間関係からの切り離し（隔離・仲間外し・無視）

- 該当すると考えられる例
 - ① 自身の意に沿わない教職員に対して、仕事を外し、長時間にわたり、別室に隔

離したりすること。

② 一人の教職員に対して同僚が集団で無視し、職場で孤立させること。

○ 該当しないと考えられる例

① 新規に採用した教職員を育成するために短時間集中的に別室で研修等の教育を実施すること。(ただし、別室で行う場合は密室を避けるなどの配慮が必要。)

② 懲戒処分を受けた教職員に対し、通常の業務に復帰させるために、その前に、一時的に別室で必要な研修を受けさせること。

(4) 過大な要求 (業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害)

○ 該当すると考えられる例

① 長時間にわたる、肉体的苦痛を伴う過酷な環境下での勤務に直接関係のない作業を命ずること。

② 新規採用者に対し、必要な教育を行わないまま到底対応できないレベルの業務を課し、業務ができなかったことに対し厳しく叱責すること。

③ 教職員に業務とは関係のない私的な雑用の処理を強制的に行わせること。

○ 該当しないと考えられる例

① 教職員を育成するために現状よりも少し高いレベルの業務を任せること。

② 業務の繁忙期に、業務上の必要性から、当該業務の担当者に通常時よりも一定程度多い業務の処理を任せること。

(5) 過小な要求 (業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた仕事を命じることや仕事を与えないこと)

○ 該当すると考えられる例

① 気に入らない教職員に対して嫌がらせのために仕事を与えないこと。

② 業務とは関係のないコピー取りなどの雑用を命令すること。

○ 該当しないと考えられる例

① 体調を崩した教職員に対して、本人と相談の上で、一定程度業務内容や業務量を軽減すること。

(6) 個の侵害 (私的なことに過度に立ち入ること)

○ 該当すると考えられる例

① 教職員を職場外でも継続的に監視したり、私物の写真撮影をしたりすること。

② 教職員の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の要配慮個人情報※について、当該教職員の了解を得ずに他の教職員に暴露すること。

○ 該当しないと考えられる例

① 教職員への配慮を目的として、教職員の家族の状況等についてヒアリングを行うこと。

- ② 教職員の了解を得て、当該教職員の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の要配慮個人情報について、必要な範囲で人事労働部門の担当者に伝達し、配慮を促すこと。

なお、この点については、プライバシー保護の観点から、要配慮個人情報※を暴露することのないよう、教職員に周知・啓発するなどの措置を講じることが必要である。

※ 個人情報の保護に関する法律第2条第3項に示す「要配慮個人情報」

5. 校（園）長の責務

- (1) 校（園）長は、自らの職務上の権限を認識し、パワー・ハラスメントに対する正しい認識を十分にもったうえで、普段から教職員とのコミュニケーションを大切にし、指導や助言にあたっては誤解や行き違いを生まないように留意すること。
- (2) パワー・ハラスメントの防止を図るため、制度の周知を図るとともに、校（園）内研修等を通じて、日頃から教職員の意識啓発に努めること。
- (3) 職場環境を害し、又はそのおそれがある言動を見逃さないよう十分注意を払うこと。
- (4) 教職員から相談を受けた場合には、最善の解決策は何かという視点をもって、プライバシーに十分配慮しながら、必要な調査を行い、事案の内容に応じて、迅速かつ適切に対応すること。その際、相談等を行った教職員に対して不利益な取扱いを行わないこと。また、市教育委員会と必要な連絡調整を行うこと。
- (5) 教職員が自らの責務を遵守するよう適切な指導を行うこと。

6. 教職員の責務

- (1) 教職員がお互いの人権を尊重し、日頃から言動には十分注意すること。
- (2) 職場の構成員として良好な勤務環境の維持に努めること。
- (3) 相談を受けた場合には、最善の解決策は何かという視点をもって、迅速かつ適切に対応すること。
- (4) 7に掲げる事項に常に留意すること。

7. 教職員が留意すべき事項

校（園）長を含むすべての教職員は、自らの人権感覚を磨くとともにお互いの人格を尊重し、良好な職場環境の維持に努めること。その上で、次の点に留意し、パワー・ハラスメント防止に努めること。

- (1) パワー・ハラスメントの未然防止のために
 - ア パワー・ハラスメントは、これを行っている教職員に自分がパワー・ハラスメントをしているという自覚がない場合がほとんどであるという認識をもつこと。
 - イ 校務と関係のない、あるいは指導の範囲を超えた感情に任せた言動は、パワー・ハラスメントになりうるという認識をもつこと。

- ウ 相手方が明確な拒否をしづらい立場にあるという認識をもつこと。
- エ パワー・ハラスメントは懲戒処分に付されることがある。教職員以外の者に対し、パワー・ハラスメントに類する言動を行ったときも、信用失墜行為、全体の行為者たるにふさわしくない非行などに該当して、懲戒処分に付されることがある。

(2) 良好な勤務環境の維持のために

- ア パワー・ハラスメントの問題を当事者間の個人的な問題として終わらせないこと。
- イ パワー・ハラスメントとみられる言動については、職場の構成員として注意を促すこと。
- ウ 被害を受けているケースを見聞きした場合には、声をかけて相談に応じること。
- エ パワー・ハラスメントに関する相談を受けた場合には、その信頼を裏切らないよう、問題の解決につながる建設的なアドバイスをするように心がけること。
また、ケースによっては、被害者の同意を得た上で、校（園）長等に相談できるものであること。

(3) パワー・ハラスメントの被害を深刻なものにしないために

- ア 嫌なことは相手に対して明確に意思表示をすること。
- イ 「8. 相談について」に掲げる相談窓口又は信頼できる人に早期に相談すること。

8. 相談について

パワー・ハラスメントの問題解決を迅速かつ適切に行える体制として、下記相談窓口を設置する。相談を受けるにあたっては、相談者のプライバシーに十分配慮しながら、相談者の立場に立ち、受容・傾聴に心がけながら聞き取り等の必要な調査を行う。

(1) 相談窓口

①校内相談窓口（校（園）長を含む校内体制による窓口）

- ア 被害者に適切なアドバイスを行う。
- イ 必要に応じて関係者からヒアリングを行う。
- ウ 校（園）長は、必要に応じて、市教育委員会に報告を行うとともに被害者へのケア及び加害者とされる教職員への指導を行う。

②市教育委員会相談苦情窓口

- ア 被害者に適切なアドバイスを行う。
- イ 相談を受けた場合、又は学校から報告を受けた場合には、必要に応じて調査を行う。
- ウ 調査によりパワー・ハラスメントと確認した場合、又は必要があると判断した場合には、被害者へのケア及び加害者とされる教職員への指導が行われるよう調整するとともに、人事管理上重大な問題が生じた場合には、所属長又は、加害者とされる教職員に対する指導等を行う。

9. 校（園）長の相談のあり方

実際に相談を受けるに当たっては、次の点を念頭に置いて、迅速かつ適切に対応することが必要である。また、相談内容が他の者に見聞きされないようプライバシーを確保して相談を行うなどの配慮が必要である。

(1) 相談を受ける側の基本的な心構え

- ア 被害者を含む当事者にとって最善の解決策は何か（適切、効果的な対応は何か）という視点を常にもつこと。
- イ 事態を悪化させないようにするために、迅速な対応を心がけること。
- ウ 関係者のプライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を厳守すること。
- エ 自分の価値観を押し付けないこと。

(2) 相談事務の流れ

- ア 対応の時間的な余裕（緊急性）を確認する。
- イ 相談者の求めるもの（今後の防止なのか、過去の言動に対する謝罪等の対応なのかといったこと）を把握する。
- ウ 相談者の主張に真摯に耳を傾け丁寧に話を聴く。
- エ 事実関係を正確に把握し、記録をとる。
(把握すべき事実関係)
 - ・ 当事者（被害者及び加害者とされる者）間の関係
 - ・ 問題とされる言動が、いつ、どこで、どのように行われたか
 - ・ 相談者が加害者とされる者に対してとった対応
- オ 事実関係を把握する上で必要な場合は、被害者の意向を確認したうえで、加害者とされる者からもヒアリングを行う。
- カ 当事者間の主張に不一致がある場合などは、必要に応じ、第三者からのヒアリングを行い、正確な事実関係の把握に努める。
- キ 相談事案に関し具体的にとった措置について、被害者に説明する。

(3) 具体的な対応例

- ア 加害者に対して直接注意、指導する。あるいは被害者の求めるものに応えられるように謝罪を促す。
- イ 被害者に対して助言するなどケアを行う。
- ウ 当事者間の斡旋を行う。
- エ ケースに応じて企画・教職員課との連携をとりつつ人事上必要な措置を講じる。

- 附則 この指針は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する
 附則 この指針は、令和元年 11 月 1 日から施行する
 附則 この指針は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する

《 参 考 》

ハラスメント相談窓口のご案内

| | |
|--|---|
| <p>市教育委員会相談苦情窓口 (学校教育政策部 企画・教職員課)</p> | <p>【TEL】 072-870-9103 (直通) 【Mail】 seisaku@city.daito.lg.jp ※電話相談：月曜日～金曜日 (休日を除く) 午前9時～午後5時30分 ※メール：24時間送信可能</p> |
| <p>ハラスメント専門電話相談 (府教育センター内)</p> | <p>【TEL】 06-6692-1849 (直通) ※毎月 第1～4水曜日 午後2時～5時 (相談日が一部変更になる月があります)</p> |

学校（園）におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応に関する指針（《参考》を含む） 対照表

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>1 趣旨 (略)</p> <p>2 基本的考え方 職場におけるパワー・ハラスメントは、職務上の権限や指導的な立場を背景にした不適切な言動により、教職員の個人としての尊厳を不当に傷つけ、その能力の有効な発揮を妨げる。また、職場秩序や業務の遂行を阻害し、組織にとって大きな損失をもたらすものである。これは、経験等に差がある同僚どうしなどにおいても起こりうるものである。</p> <p>大東市教育委員会においては、パワー・ハラスメントに関する教職員への啓発、研修及び相談体制の整備などの対策を講じるとともに、教職員一人ひとりが、パワー・ハラスメントについて基本的な認識をもって、すべての学校（園）においてパワー・ハラスメントのない快適な働きやすい職場環境づくりを進める。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>《参考》 ～職場のパワー・ハラスメントの定義～</p> <p>『職場のパワー・ハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為』 (平成 24 年 1 月 30 日 厚生労働省)</p> </div> <p>(新設)</p> | <p>1 趣旨 (略)</p> <p>2 基本方針 職場におけるパワー・ハラスメントは、教職員の個人としての尊厳を不当に傷つけその能力の有効な発揮を妨げるとともに、職場秩序や業務の遂行を阻害する重大な問題である。</p> <p>大東市教育委員会は、事業主の責務として、パワー・ハラスメントの防止及び対応に関する教職員への啓発・研修及び相談体制の整備など、総合的・組織的な対策を講じる。</p> <p>また、すべての学校（園）においては、校（園）長はもとより、教職員一人ひとりが、パワー・ハラスメントについての正しい理解のもとに、十分な認識をもって、すべての職場でパワー・ハラスメントのない快適な働きやすい環境づくりを進める。</p> <p>(削除)</p> <p>3. パワー・ハラスメントの概念 職場におけるパワー・ハラスメントとは、職場（教職員が職務に従事する場所をいい、当該教職員が通常勤務している場所以外の場所〔例：出張先や通勤・出張途上の車内、職場の延長と考えられるような宴会等〕も含まれる。）において、(1)職務に関する優越的な関係を背景として行われる、(2)業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、(3)当該教職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、教職員の人格若しくは尊厳を害し、又は教職員の勤務環境を害することとなるようなものをいう。この(1)から(3)までの要素をすべて満たすものがハラスメントに該当する。</p> <p>(1)「職務に関する優越的な関係を背景として行われる」 業務を遂行するに当たって、当該言動を受ける教職員が当該言動の加害者とされる者（以下「加害者」という。）に対して抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い関係を背景として行われるものをさす。</p> <p>< 例 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職務上の地位が上位の者による ・ 当該者の協力を得なければ業務の円滑な遂行を行うことが困難であり、当該者が業務上必要な知識や豊富な経験を有している場合における当該者による ・ 同僚又は部下からの集団による行為で、これに抵抗又は拒絶することが困難であるもの <p>(2)「業務上必要かつ相当な範囲を超える言動」 社会通念に照らし、当該言動が明らかに業務上必要性のない、又はその態様が相当でないものをさす。</p> |

(新設)

< 例 >

- ・ 業務上明らかに必要性のない言動
- ・ 業務の目的を大きく逸脱した言動
- ・ 業務を遂行するための手段として不適当な言動
- ・ 回数、人数等にかかわらず、当該行為の態様や手段が社会通念に照らして許容される範囲を超える言動

この判断に当たっては、様々な要素（当該言動の目的、当該言動を受けた教職員の問題行動の有無や内容・程度を含む当該言動が行われた経緯や状況、業種・業態、業務の内容・性質、当該言動の態様、労働者の属性や心身の状況、加害者との関係性等）を総合的に考慮することが適当である。また、その際は、個別の事案における教職員の行動が問題となる場合は、その内容・程度とそれに対する指導の態様等の相対的な関係性が重要な要素となることについても留意が必要である。

(3) 「当該教職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、教職員の人格若しくは尊厳を害し、又は教職員の勤務環境を害する」

当該言動により教職員が身体的又は精神的に苦痛を与えられ、教職員の人格若しくは尊厳を害され、又は教職員の就業環境が害されたため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等、当該教職員が就業する上で看過できない程度の支障が生じることをさす。

この判断に当たっては、多くの人が一般的にどう受け止めるかという客観的な基準で評価する必要がある。

職場におけるパワー・ハラスメントは、(1)から(3)までの要素を全て満たすものをいい（客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、職場におけるパワー・ハラスメントには該当しない。）、個別の事案についてその該当性を判断するに当たっては、(2)で総合的に考慮することとした事項のほか、当該言動により教職員が受ける身体的又は精神的な苦痛の程度等を総合的に考慮して判断することが必要である。

このため、個別の事案の判断に際しては、相談窓口の担当者等がこうした事項に十分留意し、相談を行った教職員（以下「被害者」という。）の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなど、その認識にも配慮しながら、被害者及び加害者の双方から丁寧に事実確認等を行うことも重要である。

これらのことを十分に踏まえて、予防から再発防止に至る一連の措置を適切に講じることが必要である。

4. パワー・ハラスメントの内容（代表的な言動の種類）

個別の事案の状況等によって、判断が異なる場合もあり得ること、また、以下の例は限定列举でないことを十分留意し、相談窓口において広く相談に対応するなど、適切な対応を行うようにすることが必要である。

なお、職場におけるパワー・ハラスメントに該当すると考えられる以下の例については、加害者と当該言動を受ける教職員の関係性を個別に記載していないが、3(1)にあるとおり、優越的な関係を背景として行われたものであることが前提である。

(1) 身体的な攻撃（暴行・傷害）

○ 該当すると考えられる例

- ① 殴打、足蹴りを行うこと。
- ② 相手に物を投げつけること。

○ 該当しないと考えられる例

- ① 誤ってぶつかること。

(2) 精神的な攻撃（脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言）

○ 該当すると考えられる例

- ① 人格を否定するような言動を行うこと。相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を行うことを含む。
- ② 業務の遂行に関する必要以上に厳しい叱責を行うこと。
- ③ 他の教職員の面前において、大声で威圧的な叱責を行うこと。
- ④ 相手の能力を否定し、罵倒するような内容の電子メール等を、当該相手を含む複数の教職員あてに送信すること。

○ 該当しないと考えられる例

- ① 遅刻など社会的ルールを欠いた言動が見られ、再三注意してもそれが改善されない教職員に対して一定程度強く注意をすること。
- ② 業務の内容や性質等に照らして重大な問題行動を行った教職員に対して、一定程度強く注意をすること。

(3) 人間関係からの切り離し（隔離・仲間外し・無視）

○ 該当すると考えられる例

- ① 自身の意に沿わない教職員に対して、仕事を外し、長時間にわたり、別室に隔離したりすること。
- ② 一人の教職員に対して同僚が集団で無視し、職場で孤立させること。

○ 該当しないと考えられる例

- ① 新規に採用した教職員を育成するために短時間集中的に別室で研修等の教育を実施すること。（ただし、別室で行う場合は密室を避けるなどの配慮が必要。）
- ② 懲戒処分を受けた教職員に対し、通常の業務に復帰させるために、その前に、一時的に別室で必要な研修を受けさせること。

(4) 過大な要求（業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害）

○ 該当すると考えられる例

- ① 長時間にわたる、肉体的苦痛を伴う過酷な環境下での勤務に直接関係のない作業を命ずること。
- ② 新規採用者に対し、必要な教育を行わないまま到底対応できないレベルの業務を課し、業務ができなかったことに対し厳しく叱責すること。
- ③ 教職員に業務とは関係のない私的な雑用の処理を強制的に行わせること。

○ 該当しないと考えられる例

- ① 教職員を育成するために現状よりも少し高いレベルの業務を任せること。
- ② 業務の繁忙期に、業務上の必要性から、当該業務の担当者に通常時よりも一定程度多い業務の処理を任せること。

(5) 過小な要求（業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた仕事を命じることや仕事を与えないこと）

○ 該当すると考えられる例

- ① 気に入らない教職員に対して嫌がらせのために仕事を与えないこと。
- ② 業務とは関係のないコピー取りなどの雑用を命令すること。

○ 該当しないと考えられる例

- ① 体調を崩した教職員に対して、本人と相談の上で、一定程度業務内容や業務量を軽減すること。

3. 校（園）長の責務

- (1) 校（園）長は、自らの職務上の権限を認識し、パワー・ハラスメントに対する正しい認識を持ったうえで、普段から教職員とのコミュニケーションを大切に、指導や助言にあたる際も誤解や行き違いを生まないように十分留意するとともに、校内にパワー・ハラスメントに関する相談窓口等を設置すること。
- (2) パワー・ハラスメントの防止を図るため、校（園）内研修等を通じ教職員に本ガイドラインの趣旨や相談窓口等を周知するとともに、日ごろから所属教職員の意識啓発に努めること。
- (3) 職場環境を乱す、またはそのおそれがある言動を見逃さないよう十分に注意を払うこと。
- (4) 苦情・相談を受けたときは、相談者のプライバシーに十分配慮しながら、必要な調査を行い、事案の内容に応じて、迅速かつ適切に対応すること。その際、相談等を行った教職員に対して不利益な取扱いを行わないこと。また、市教育委員会と必要な連絡調整を行うこと。

（新設）

4. 教職員が留意すべき事項

校（園）長を含むすべての教職員は、自らの人権感覚をみがくとともにお互いの人格を尊重し、良好な職場環境の維持に努めること。その上で、次の点に留意し、パワー・ハラスメント防止に努めること。

(1) パワー・ハラスメントを起さないための留意事項

・パワー・ハラスメントは、これを行っている教職員に自分がパワー・ハラスメントをしているという自覚がない場合があるという認識を持つこと。

・職務と関係のない、あるいは指導の範囲を超えた感情にまかせた言動は、パワー・ハラスメントになりうる

(6) 個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）

○ 該当すると考えられる例

- ① 教職員を職場外でも継続的に監視したり、私物の写真撮影をしたりすること。
- ② 教職員の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の要配慮個人情報※について、当該教職員の了解を得ずに他の教職員に暴露すること。

○ 該当しないと考えられる例

- ① 教職員への配慮を目的として、教職員の家族の状況等についてヒアリングを行うこと。
 - ② 教職員の了解を得て、当該教職員の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の要配慮個人情報について、必要な範囲で人事労働部門の担当者に伝達し、配慮を促すこと。
- なお、この点については、プライバシー保護の観点から、要配慮個人情報※を暴露することのないよう、教職員に周知・啓発するなどの措置を講じることが必要である。

※ 個人情報の保護に関する法律第2条第3項に示す「要配慮個人情報」

5. 校（園）長の責務

- (1) 校（園）長は、自らの職務上の権限を認識し、パワー・ハラスメントに対する正しい認識を十分にもったうえで、普段から教職員とのコミュニケーションを大切に、指導や助言にあたって誤解や行き違いを生まないように留意すること。
- (2) パワー・ハラスメントの防止を図るため、制度の周知を図るとともに、校（園）内研修等を通じて、日頃から教職員の意識啓発に努めること。
- (3) 職場環境を害し、又はそのおそれがある言動を見逃さないよう十分に注意を払うこと。
- (4) 教職員から相談を受けた場合には、最善の解決策は何かという視点をもって、プライバシーに十分配慮しながら、必要な調査を行い、事案の内容に応じて、迅速かつ適切に対応すること。その際、相談等を行った教職員に対して不利益な取扱いを行わないこと。また、市教育委員会と必要な連絡調整を行うこと。
- (5) 教職員が自らの責務を遵守するよう適切な指導を行うこと。

6. 教職員の責務

- (1) 教職員がお互いの人権を尊重し、日頃から言動には十分注意すること。
- (2) 職場の構成員として良好な勤務環境の維持に努めること。
- (3) 相談を受けた場合には、最善の解決策は何かという視点をもって、迅速かつ適切に対応すること。
- (4) 7に掲げる事項に常に留意すること。

7. 教職員が留意すべき事項

校（園）長を含むすべての教職員は、自らの人権感覚を磨くとともにお互いの人格を尊重し、良好な職場環境の維持に努めること。その上で、次の点に留意し、パワー・ハラスメント防止に努めること。

(1) パワー・ハラスメントの未然防止のために

ア パワー・ハラスメントは、これを行っている教職員に自分がパワー・ハラスメントをしているという自覚がない場合がほとんどであるという認識をもつこと。

イ 校務と関係のない、あるいは指導の範囲を超えた感情に任せた言動は、パワー・ハラスメントになりうる

という認識を持つこと。

・相手方が明確な拒否をしづらい立場にあるという認識を持つこと。

(2) パワー・ハラスメントに気付いたときの留意事項

- ・パワー・ハラスメントと見られる言動については、職場の構成員として注意を促すこと。
- ・被害を受けているケースを見聞きした場合には、声をかけて相談に応じること。
- ・パワー・ハラスメントに関する相談を受けた場合には、その信頼を裏切らないよう、問題の解決につながるような適切なアドバイスをするよう心がけること。また、相談者の同意を得た上で、校（園）長または他の相談窓口に相談すること。

(3) パワー・ハラスメントを受けていると感じたときの留意事項

- ・パワー・ハラスメントを受けた場合には、一人で我慢せず、校（園）長、職場の同僚や知人等、身近な信頼できる人に相談すること。
- ・職場内で解決することが困難な場合は、市教育委員会内のパワー・ハラスメント相談苦情窓口に相談すること。なお、相談にあたっては、パワー・ハラスメントを受けた日時、内容等をできる限り具体的に記録しておくこと。

5. 教職員の育成

職務上の権限を持つ者や指導的な立場にある者は、パワー・ハラスメントの防止に努めつつ、組織運営上必要である場合には、以下の点に留意し、教職員に対して適切な指導や助言を行い、育成に努めるものとする。

- ①教職員を育成するという意識を持って指導すること。
- ②業務の方向性を示した上で指導すること。
- ③指導するタイミング、場所、方法など、状況に応じて適切に指導すること。

6. 相談について

パワー・ハラスメントの問題解決を迅速かつ適切に行える体制として、下記相談窓口を設置する。相談を受けるにあたっては、相談者のプライバシーに十分配慮しながら、相談者の立場に立ち、受容・傾聴に心がけながら聞き取り等の必要な調査を行う。

(1) 相談窓口

- ①校内相談窓口（校（園）長を含む校内体制による窓口）
 - ・相談者に適切なアドバイスを行う。
 - ・必要に応じて関係者から聞き取りを行う。
 - ・校（園）長は、必要に応じて、市教育委員会に報告を行うとともに相談者へのケアおよび相手方への指導を行う。
- ②市教育委員会相談苦情窓口
 - ・相談者に適切なアドバイスを行う。

いう認識をもつこと。

ウ 相手方が明確な拒否をしづらい立場にあるという認識をもつこと。

エ パワー・ハラスメントは懲戒処分に付されることがある。教職員以外の者に対し、パワー・ハラスメントに類する言動を行ったときも、信用失墜行為、全体の行為者たるにふさわしくない非行などに該当して、懲戒処分に付されることがある。

(2) 良好な勤務環境の維持のために

- ア パワー・ハラスメントの問題を当事者間の個人的な問題として終わらせないこと。
- イ パワー・ハラスメントとみられる言動については、職場の構成員として注意を促すこと。
- ウ 被害を受けているケースを見聞きした場合には、声をかけて相談に応じること。
- エ パワー・ハラスメントに関する相談を受けた場合には、その信頼を裏切らないよう、問題の解決につながる建設的なアドバイスをするように心がけること。
また、ケースによっては、被害者の同意を得た上で、校（園）長等に相談できるものであること。

(3) パワー・ハラスメントの被害を深刻なものにしないために

- ア 嫌なことは相手に対して明確に意思表示をすること。
- イ 「8. 相談について」に掲げる相談窓口又は信頼できる人に早期に相談すること。

(削除)

8. 相談について

パワー・ハラスメントの問題解決を迅速かつ適切に行える体制として、下記相談窓口を設置する。相談を受けるにあたっては、相談者のプライバシーに十分配慮しながら、相談者の立場に立ち、受容・傾聴に心がけながら聞き取り等の必要な調査を行う。

(1) 相談窓口

- ①校内相談窓口（校（園）長を含む校内体制による窓口）
 - ア 被害者に適切なアドバイスを行う。
 - イ 必要に応じて関係者からヒアリングを行う。
 - ウ 校（園）長は、必要に応じて、市教育委員会に報告を行うとともに被害者へのケア及び加害者とされる教職員への指導を行う。
- ②市教育委員会相談苦情窓口
 - ア 被害者に適切なアドバイスを行う。

- ・相談を受けた場合、または学校（園）から報告を受けた場合には、必要に応じて調査を行う。
- ・調査によりパワー・ハラスメントと確認した場合、または必要があると判断した場合には、相談者へのケアおよび相手方への指導が行われるよう調整する。

(2) 相談のあり方

実際に相談を受けるにあたっては、次の点を念頭に置いて、迅速かつ適切に対応すること。また、相談内容が他の者に見聞きされないようプライバシーの保護に配慮して相談を行うなど留意すること。

①相談を受ける側の基本的な心構え

- ア. 相談者を含む当事者にとって最善の解決策は何か（適切、効果的な対応は何か）という視点を常にもつこと。
- イ. 事態を悪化させないようにするために、迅速な対応に努めること。
- ウ. 関係者のプライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を厳守すること。
- エ. 自分の価値観を押し付けないこと。

②相談事務の流れ

- ア. 対応の時間的な余裕（緊急性）を確認する。
- イ. 相談者の求めるもの（今後の防止なのか、過去の言動に対する謝罪等の対応なのかといったこと）を把握する。
- ウ. 相談者の主張に真摯に耳を傾け丁寧に話を聴く。
- エ. 事実関係を正確に把握し、記録をとる。

（把握すべき事実関係）

- ・当事者（相談者及びその相手方）間の関係
- ・問題とされる言動が、いつ、どこで、どのように行われたか
- ・相談者が相手方に対してとった対応

・相談の状況

- オ. 事実関係を把握する上で必要な場合は、相談者の意向を確認したうえで、相手方からも聞き取りを行う。
- カ. 当事者間の主張に不一致がある場合などは、必要に応じ、他の者からの聞き取りを行い、正確な事実関係の把握に努める。
- キ. 相談事案に関し具体的にとった措置について、相談者に説明する。

(3) 具体的な対応例

- ①相談者の同意を得て、相手方に対して校長等から指導するよう要請する。
- ②相談の相手方に対して直接注意、指導する。あるいは相談者に対する謝罪を促す。
- ③相談者に対して助言する。
- ④当事者間の斡旋を行う。
- ⑤ケースに応じて人事上必要な措置を講じる。

- イ. 相談を受けた場合、又は学校から報告を受けた場合には、必要に応じて調査を行う。
- ウ. 調査によりパワー・ハラスメントと確認した場合、又は必要があると判断した場合には、被害者へのケア及び加害者とされる教職員への指導が行われるよう調整するとともに、人事管理上重大な問題が生じた場合には、所属長又は、加害者とされる教職員に対する指導等を行う。

9. 校（園）長の相談のあり方

実際に相談を受けるにあたっては、次の点を念頭に置いて、迅速かつ適切に対応することが必要である。また、相談内容が他の者に見聞きされないようプライバシーを確保して相談を行うなどの配慮が必要である。

(1) 相談を受ける側の基本的な心構え

- ア. 被害者を含む当事者にとって最善の解決策は何か（適切、効果的な対応は何か）という視点を常にもつこと。
- イ. 事態を悪化させないようにするために、迅速な対応を心がけること。
- ウ. 関係者のプライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を厳守すること。
- エ. 自分の価値観を押し付けないこと。

(2) 相談事務の流れ

- ア. 対応の時間的な余裕（緊急性）を確認する。
- イ. 相談者の求めるもの（今後の防止なのか、過去の言動に対する謝罪等の対応なのかといったこと）を把握する。
- ウ. 相談者の主張に真摯に耳を傾け丁寧に話を聴く。
- エ. 事実関係を正確に把握し、記録をとる。

（把握すべき事実関係）

- ・当事者（被害者及び加害者とされる者）間の関係
- ・問題とされる言動が、いつ、どこで、どのように行われたか
- ・相談者が加害者とされる者に対してとった対応

- オ. 事実関係を把握する上で必要な場合は、被害者の意向を確認したうえで、加害者とされる者からもヒアリングを行う。
- カ. 当事者間の主張に不一致がある場合などは、必要に応じ、第三者からのヒアリングを行い、正確な事実関係の把握に努める。
- キ. 相談事案に関し具体的にとった措置について、被害者に説明する。

(3) 具体的な対応例

- ア. 加害者に対して直接注意、指導する。あるいは被害者の求めるものに応えられるように謝罪を促す。
- イ. 被害者に対して助言するなどケアを行う。
- ウ. 当事者間の斡旋を行う。
- エ. ケースに応じて企画・教職員課との連携をとりつつ人事上必要な措置を講じる。

◇パワー・ハラスメント相談窓口

| | |
|--------------------------------|--|
| 市教育委員会相談苦情窓口 (教育政策室 政策グループ) | 【TEL】072-870-9103 (直通) |
| ハラスメント専門電話相談 (府教育センター内) | 【TEL】06-6692-1849 (直通) ※毎月 第1～4水曜日 午後2時～4時 (相談日が一部変更になる月があります) |

附則 この指針は、平成26年4月1日から施行する

附則 この指針は、令和元年11月1日から施行する

【参考資料】

パワー・ハラスメントについて

パワー・ハラスメントについては、セクシュアル・ハラスメントのような法律上規定された定義はないが、裁判事例等から「職場において、職務上の地位や影響力に基づき相手の人格や尊厳を侵害する言動を行うことにより、その人や周囲の人に身体的・精神的な苦痛を与え、その就業環境を悪化させること」と言われている。

○「職場」とは

- ・職員が業務を行う場所のこと。職員が通常勤務している場所以外であっても、当該職員が業務を行う場所であれば「職場」に含まれる。
- ・勤務時間外の宴会、休日の連絡等であっても、実質上職務の延長線上で行われた場合にはこれに該当する。

【言動例】

- ・休日に電話をして、平日の仕事の失敗を長時間責める。
- ・私的な遊興のために、カラオケ店やゴルフ場への個人の車での送迎を強要する。

○「人格や個人の尊厳を侵害する言動」とは

(1) 言動の内容、程度

- ・刑法の暴行罪、脅迫罪に当たるものや、法に違反する行為の強制、強要は該当。
- ・相手の人格や尊厳を侵害する意図や苦痛を与える意図でなされた言動は該当。

また、これらの意図がなくても該当する場合がある

附則 この指針は、平成26年4月1日から施行する

附則 この指針は、令和元年11月1日から施行する

附則 この指針は、令和4年4月1日から施行する

《 参 考 》

ハラスメント相談窓口のご案内

| | |
|-----------------------------------|--|
| 市教育委員会相談苦情窓口 (学校教育政策部 企画・教職員課) | 【TEL】072-870-9103 (直通) 【Mail】seisaku@city.daito.lg.jp ※電話相談：月曜日～金曜日 (休日を除く) 午前9時～午後5時30分 ※メール：24時間送信可能 |
| ハラスメント専門電話相談 (府教育センター内) | 【TEL】06-6692-1849 (直通) ※毎月 第1～4水曜日 午後2時～5時 (相談日が一部変更になる月があります) |

【参考資料】

(削除)

【言動例】

- ・間違いをすると「こんな間違いをするやつは死んでしまえ」、「役立たず、給料泥棒」などと暴言を吐く。謝っても許してくれず、むしろ「存在が目障りだ、おまえが居るだけでみんなが迷惑している。」など暴言を吐き続けることもある。

・業務上必要がない場合（合理的理由がない場合）や、必要な範囲を超える場合は問題となる。

【言動例】

- ・（業務上必要もないのに）「結婚指輪をはすせ。」
- ・出身校など、学歴をハカにする。

・人格を非難、否定する内容の言動や身体に対して害悪を加える趣旨を含む発言は該当する。
また、著しく粗野、乱暴な言動や執拗な（回数多、又は長時間）言動も問題となる。

【言動例】

- ・「バカかおまえは。」「無能だ。」「役立たず。」などの言辞を用いて執拗に誹謗する。
- ・皆の前で起立させたまま、大声で長時間叱責する。

(2) 言動の態様

- ・口頭での発言はもとより、電話、手紙、メール等を含む。
- ・攻撃的、脅迫的、悪意ある又は侮辱的な言動はもとより、相手を孤立させる、無視する、仕事を与えない、必要な情報を与えない等の行為を含む。

【言動例】

- ・合理性がないのに、理由も言わず提案や要望を握りつぶしたり、やり直しを何度も命じたりする。
- ・故意に、ありもしない悪い噂を言いふらし、職員間の信頼関係を損ねる。

○「その人や周囲の人に身体的・精神的苦痛を与え」とは

- ・本人がその原因となった出来事をどのように受け止めたかではなく、多くの人が一般的にはどう受け止めるかという客観的な基準で評価する必要がある。
- ・また、直接の対象者のみならず、周囲の職員についても苦痛を与える場合、雇用不安を与える場合も含む。

【言動例】

- ・同僚への職務上の権限や職務上の立場のある人のパワー・ハラスメントが他の同僚の面前で行われるため、他の同僚も「次は自分が標的になるのではないか…」と萎縮する。

○「その就業環境を悪化させる」とは

・その人や周囲の人々の職場環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等、勤務する上で看過できない程度の支障が生じることをいう。

<参考文献>

『バワハラって何?』財団法人21世紀職業財団

令和4年4月1日 施行

学校（園）におけるセクシュアル・ハラスメントの 防止および対応に関するガイドライン

大東市教育委員会

1. 趣 旨

このガイドラインは、幼児・児童・生徒の健全な心の発達、安心して学べる学習環境、子どもの個人としての尊厳を尊重することを目的として、教職員による幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントの防止およびその対応を定めるものである。

また、教職員間におけるセクシュアル・ハラスメントの防止およびその対応について必要な事項を定め、被害者の利益保護および健全な職場環境の保持、教職員の十分な能力の発揮を目的とするものである。

2. 基本的な考え方

教職員による幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントは、「大人と子ども」「指導する側とされる側」という力関係のもとで拒否しがたく逃れきれない状況で発生するものである。セクシュアル・ハラスメントは子どもの心を傷つけ、個人としての尊厳を著しく侵害し、その後の成長に避けがたい影響を与える深刻な問題であるとともに、幼児・児童・生徒・保護者のみならず社会全体の学校教育に対する信頼を失わせるものである。

教職員間におけるセクシュアル・ハラスメントは、教職員の個人としての尊厳を不当に傷つけ、その能力の十分な発揮を妨げるとともに、職場のモラルや業務の遂行を阻害する重大な問題である。

一定の行為がセクシュアル・ハラスメントに該当するか否かは、それを行う側の意図や態様で判定されるものではない。その行為を相手が不快と感じるか否か、周囲が不快と感じるか否かで判定されるものであり、また、セクシュアル・ハラスメントを受ける側に責任を帰するものではない。

学校（園）においては、校（園）長はもとより教職員一人一人がセクシュアル・ハラスメントについて正しい理解をもち、十分な認識をもって、セクシュアル・ハラスメントのない快適な環境づくりを進めていくことが必要である。

3. セクシュアル・ハラスメントの概念

教職員による幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントとは、教職員が幼児・児童・生徒を不快にさせる性的な言動を行うことにより、学習意欲の低下や喪失を招くなど、その幼児・児童・生徒に不利益を与えたり、またはそれを繰り返したりすることによって教育環境を著しく悪化させることである。セクシュアル・ハラスメントに当たるか否かについては、相手の判断が重要になるため、「親しさの表現」「励まし」等が動機

であっても、児童・生徒を不快にさせる場合があることを理解する必要がある。

教職員間におけるセクシュアル・ハラスメントとは、職場での性的な言動や、その対応で当該教職員が勤務条件について不利益を受けたり、性的な言動により勤務環境が害されたりすることをいう。

※「職場」とは、教職員が職務に従事する場所のほか、業務を遂行する場所であれば出張先・車中なども含まれる。

※「性的な言動」とは、性的な関心や欲求に基づく言動を指し、性別により役割を分担すべきとする意識に基づく言動も含まれる。例えば、執拗に視線を浴びせる、性的発言、身体への不必要な接触、性的な暴行、性別による役割分担の強要がこれにあたる。

※「勤務条件について不利益」とは、任用上又は給与上の取り扱い等に関する不利益をいう。

※「勤務環境が害される」とは、職務に専念できなくなる等、教職員の勤務環境が不快なものになることをいう。

4. セクシュアル・ハラスメントの態様

(1) 教職員による幼児・児童・生徒へのセクシュアル・ハラスメントの態様

①性的な内容の発言に関する例

- ・ 宿泊を伴う学校行事等において、児童・生徒が教員の部屋に呼ばれ、性的な質問をされる。
- ・ 「生理」を理由に授業等を休む児童・生徒が、月経周期等について必要以上に質問をされる。
- ・ 痴漢に遭った児童・生徒が、「短いスカートをはいていたからだ。」と被害者にも責任があるような言い方をされる。
- ・ 「男のくせに根性がない」、「女には仕事を任せられない」などと言われる。

②性的な行動に関する例

- ・ 指導の際、不必要に身体に接触されたり、執拗に眺め回されたりして、児童・生徒が不快感を受ける。
- ・ 児童・生徒のスマートフォンや携帯電話等に、執拗なメッセージを送られる。
- ・ ひざの上に抱っこされたり、必要以上に身体接触をされたりする。
- ・ 女子であるということで、お茶くみや掃除、雑用を強要される。

※自宅や密室等で、児童・生徒と二人きりになる、という状況も避けなければならない。

③障がいのある幼児・児童・生徒に対する介助における例

- ・ あいさつ等で必要がないのに教職員に抱きつかれる。
- ・ 車椅子や乗り物の乗降時に、胸やお尻を必要以上に触られる。
- ・ 機能訓練を行う場合に、過度の身体的接触をされる。
- ・ トイレや着替えの介助の際に、本人の羞恥心に配慮がない。

(2) 教職員間におけるセクシュアル・ハラスメントの態様

①対価型【教職員の意に反する性的な言動に対する教職員の対応（拒否や抵抗）により、その教職員が労働条件等に不利益を受けること】の例

- ・管理職に身体を執拗に眺め回されるので、直接抗議したところ、仕事の配分について不利な扱いを受けるようになった。
- ・学校の親睦旅行で管理職に腰や胸等を触られたので抵抗したところ、転勤を強要された。

②環境型【教職員の意に反する性的な言動により、教職員の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じるなど、その教職員が就業するうえで看過できない程度の支障が生じること】の例

- ・執拗に食事やデートに誘われるため、不快に感じて仕事が捗らない。
- ・聞くに耐えない卑猥な冗談を毎日のように交わしているのを聞いて、不快に感じ、勤務に専念できないでいる。
- ・スリーサイズを聞くなど、身体的な特徴を話題にされたり、性的な噂を立てられたりするため、出勤が苦痛になっている。
- ・酒席で、気が進まないのに酌やデュエット等を強要され、周囲の者も不快に感じる。

5. セクシュアル・ハラスメントの防止について

各学校（園）においては、全ての教職員がセクシュアル・ハラスメントを重大な人権侵害ととらえ、被害を受けている側の悩みや心の痛み等について自らの問題として受け止める感性と人権意識を身につけておくことが、セクシュアル・ハラスメントを防止するための最重点の課題である。

各学校（園）においては、教職員の共通理解を図るため、研修の場を設定するとともに、相手に不快感を与えるような言動に対し、互いに指摘しあえる人間関係を醸成するよう日常的に職場環境を整備することが大切である。その際、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進にも努めなければならない。

（1）校（園）長の責務

- ①まず管理職自身がセクシュアル・ハラスメントに対する感覚を養い、万一事象が生じた場合には、プライバシーに十分配慮しながら、必要な調査を行い、事案の内容に応じて迅速かつ適切にすること。
- ②セクシュアル・ハラスメントの防止を図るため、制度の周知を図るとともに、校（園）内研修等を通じて、日頃から教職員の意識啓発に努めること。
- ③健全な職場環境の保持に努め、セクシュアル・ハラスメントをはじめ環境を害する言動を見逃さないよう十分注意を払うこと。
- ④相談窓口を設け児童・生徒・教職員・保護者へ周知すること。また、相談等を行ったことにより児童・生徒・教職員に不利益が生じないよう配慮すること。

（2）教職員の責務

- ①教職員は教職員や幼児・児童・生徒の人格を尊重し、日頃から言動に十分注意すること。
- ②職場の構成員として良好な勤務環境の維持に努めること。
- ③自らの意識や行動が、相手（幼児・児童・生徒・教職員・保護者等）を不快にさせている等の問題点を含んでいないか常に留意しておくこと。

(3) 幼児・児童・生徒に対する教育

- ①体験的な手法を取り入れ、人権侵害を許さないという姿勢を養うとともに、セクシュアル・ハラスメントを受けた場合に明確に拒否の意思表示ができる力や、見かけた場合の対応力、信頼できる人へ相談できる力を育成しておくこと。
- ②「子どもの権利」に関わる教育、男女平等教育、性の多様性に関する教育、性教育等を計画的に実施すること。

6. セクシュアル・ハラスメントへの対応

(1) 相談にあたっての基本的な心構え

- ①被害者を含む当事者にとって、最善の解決策は何かという視点を常にもつこと。
- ②事態を悪化させないようにするため、迅速な対応を心がけるとともに、事後の心のケアにも努めること。
- ③関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密は厳守すること。

(2) 留意事項

- ①男性相談員と女性相談員を置き、希望する相手に相談できる等の被害者本位の窓口設置を行うこと。
- ②被害を受けている者以外の第三者（その行為を不快に思う者、被害者から直接相談を受けた者等）も相談できるようにすること。
- ③被害者の主張に真摯に向かい丁寧に話を聞く（くり返し被害の状況を聞くなど心的負担を与えないこと）とともに、その心的支えとなるよう配慮すること。話を聞く際には、自分の価値観を押し付けないこと。
- ④被害者の意図や解決の方向（「性的な言動をやめてほしい」「過去の不快な性的言動に対する謝罪をしてほしい」「法的に訴えたい」等）をよく把握すること。
- ⑤事実関係を正確に把握し、記録をとること。
 - ・当事者間の関係
 - ・問題とされる行動が、いつ、どこで、どのように行われたか
 - ・被害者が加害者とされる側に対してとった対応
- ⑥事実関係を把握するうえで必要な場合は、被害者の意向を確認したうえで、加害者とされる者からもヒアリングを行うこと。
- ⑦当事者間の主張に不一致がある場合等、必要に応じ第三者からも聞き取りを行い、正確な事実関係の把握に努めること。
- ⑧問題の分析を通して課題を明らかにし、校（園）内研修等を実施して再発防止に努めること。
- ⑨教育実習生、保護者、学校関係者等との関係にも十分注意すること。
- ⑩校（園）長は、ケースに応じて市教育委員会担当者（学校教育政策部）と連携し、迅速適切に対処するとともに、その態様によっては、信用失墜行為、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行などに該当して、懲戒処分を含め厳正な措置が講じられる場合があることに留意しておくこと。

学校（園）におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針（《参考》を含む） 対照表

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>1 趣旨 (略)</p> <p>2 基本方針 (略)</p> <p>3 セクシュアル・ハラスメントの概念 教職員による幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントとは、教職員が幼児・児童・生徒を不快にさせる性的な言動を行うことにより、学習意欲の低下や喪失を招くなど、その幼児・児童・生徒に不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって教育環境を著しく悪化させることである。セクシュアル・ハラスメントに当たるか否かについては、相手の判断が重要になるため、「親しさの表現」「励まし」等が動機であっても、児童・生徒を不快にさせる場合があることを理解する必要がある。 教職員間におけるセクシュアル・ハラスメントとは、職場での性的な言動や、その対応で当該教職員が勤務条件について不利益を受けたり、性的な言動により勤務環境が害されることをいう。</p> <p>4. セクシュアル・ハラスメントの態様 (1) 教職員による幼児・児童・生徒へのセクシュアル・ハラスメントの態様 ①性的な内容の発言に関する例 ・宿泊を伴う学校行事等において、児童・生徒が教員の部屋に呼ばれ、性的な質問をされる。 ・「生理」を理由に授業等を休む児童・生徒が、月経周期等について必要以上に質問をされる。 ・痴漢に遭った児童・生徒が、「短いスカートをはいていたからだ。」と被害者にも責任があるような言い方をされる。 ・掃除を怠っていた女子が「女の子だからきちんとしなさい。」と言って叱られる。 ・泣いている男子が「男のくせにめそめそするな。」と言われる。 ②性的な行動に関する例 ・指導の際、必要がないのに肩や背中を触られ、児童・生徒が不快感を受ける。 ・水泳等の指導で、必要以上にじろじろと見つめられ、児童・生徒が不快感を受ける。 ・児童・生徒のスマートフォンや携帯電話等に、執拗なメッセージを送られる。 ・ひざの上に抱っこされたり、必要以上に身体接触をされる。 ・女子であるということで、お茶くみや掃除、雑用を強要される。 ※自宅や密室等で、児童・生徒と二人きりになる、という状況も避けなければならない。</p> | <p>1 趣旨 (略)</p> <p>2 基本方針 (略)</p> <p>3. セクシュアル・ハラスメントの概念 教職員による幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントとは、教職員が幼児・児童・生徒を不快にさせる性的な言動を行うことにより、学習意欲の低下や喪失を招くなど、その幼児・児童・生徒に不利益を与えたり、またはそれを繰り返したりすることによって教育環境を著しく悪化させることである。セクシュアル・ハラスメントに当たるか否かについては、相手の判断が重要になるため、「親しさの表現」「励まし」等が動機であっても、児童・生徒を不快にさせる場合があることを理解する必要がある。 教職員間におけるセクシュアル・ハラスメントとは、職場での性的な言動や、その対応で当該教職員が勤務条件について不利益を受けたり、性的な言動により勤務環境が害されたりすることをいう。</p> <p>4. セクシュアル・ハラスメントの態様 (1) 教職員による幼児・児童・生徒へのセクシュアル・ハラスメントの態様 ①性的な内容の発言に関する例 ・宿泊を伴う学校行事等において、児童・生徒が教員の部屋に呼ばれ、性的な質問をされる。 ・「生理」を理由に授業等を休む児童・生徒が、月経周期等について必要以上に質問をされる。 ・痴漢に遭った児童・生徒が、「短いスカートをはいていたからだ。」と被害者にも責任があるような言い方をされる。 ・「男のくせに根性がない」、「女には仕事を任せられない」などと言われる。 ②性的な行動に関する例 ・指導の際、不必要に身体に接触されたり、執拗に眺め回されたりして、児童・生徒が不快感を受ける。 ・児童・生徒のスマートフォンや携帯電話等に、執拗なメッセージを送られる。 ・ひざの上に抱っこされたり、必要以上に身体接触をされたりする。 ・女子であるということで、お茶くみや掃除、雑用を強要される。 ※自宅や密室等で、児童・生徒と二人きりになる、という状況も避けなければならない。</p> |

学校（園）におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針（《参考》を含む） 対照表

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>③障害のある幼児・児童・生徒に対する介助における例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ等で必要がないのに教職員に抱きつかれる。 ・車椅子や乗り物の乗降時に、胸やお尻を必要以上に触られる。 ・機能訓練を行う場合に、過度の身体的接触をされる。 ・トイレや着替えの介助の際に、本人の羞恥心に配慮がない。 <p>(2) 教職員間におけるセクシュアル・ハラスメントの態様</p> <p>①対価型の例（職務上の地位を利用して、利益または不利益を条件に性的要求をする）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職に身体を執拗に眺め回されるので、直接抗議したところ、仕事の配分について不利な扱いを受けるようになった。 ・学校の親睦旅行で管理職に腰や胸等を触られたので抵抗したところ、転勤を強要された。 <p>②環境型の例（性的な言動により職場環境を悪化させる）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執拗に食事やデートに誘われるため、不快に感じて仕事が捗らない。 ・聞くに耐えない卑猥な冗談を毎日のように交わしているのを聞いて、不快に感じ、勤務に専念できないでいる。 ・スリーサイズを聞くなど、身体的な特徴を話題にされたり、性的な噂を立てられたりするため、出勤が苦痛になっている。 ・酒席で、気が進まないにお酌やデュエット等を強要され、周囲の者も不快に感じる。 <p>5. セクシュアル・ハラスメントの防止について</p> <p>各学校（園）においては、全ての教職員がセクシュアル・ハラスメントを重大な人権侵害ととらえ、被害を受けている側の悩みや心の痛み等について自らの問題として受け止める感性と人権意識を身につけておくことが、セクシュアル・ハラスメントを防止するための最重点の課題である。</p> <p>各学校（園）においては、教職員の共通理解を図るため、研修の場を設定するとともに、相手に不快感を与えるような言動に対し、互いに指摘しあえる人間関係を醸成するよう日常的に職場環境を整備することが大切である。</p> <p>(1) 校（園）長の責務</p> <p>①セクシュアル・ハラスメント防止のための体制や指導計画の作成、校（園）内研修の実施を図り、日頃から教職員の意識啓発に努めること。</p> <p>②健全な職場環境の保持に努め、セクシュアル・ハラスメントをはじめ環境を害する言動に日常的に注意を払うこと。</p> | <p>③障がいのある幼児・児童・生徒に対する介助における例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ等で必要がないのに教職員に抱きつかれる。 ・車椅子や乗り物の乗降時に、胸やお尻を必要以上に触られる。 ・機能訓練を行う場合に、過度の身体的接触をされる。 ・トイレや着替えの介助の際に、本人の羞恥心に配慮がない。 <p>(2) 教職員間におけるセクシュアル・ハラスメントの態様</p> <p>①対価型【教職員の意に反する性的な言動に対する教職員の対応（拒否や抵抗）により、その教職員が労働条件等に不利益を受けること】の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職に身体を執拗に眺め回されるので、直接抗議したところ、仕事の配分について不利な扱いを受けるようになった。 ・学校の親睦旅行で管理職に腰や胸等を触られたので抵抗したところ、転勤を強要された。 <p>②環境型【教職員の意に反する性的な言動により、教職員の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じるなど、その教職員が就業するうえで看過できない程度の支障が生じること】の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執拗に食事やデートに誘われるため、不快に感じて仕事が捗らない。 ・聞くに耐えない卑猥な冗談を毎日のように交わしているのを聞いて、不快に感じ、勤務に専念できないでいる。 ・スリーサイズを聞くなど、身体的な特徴を話題にされたり、性的な噂を立てられたりするため、出勤が苦痛になっている。 ・酒席で、気が進まないにお酌やデュエット等を強要され、周囲の者も不快に感じる。 <p>5. セクシュアル・ハラスメントの防止について</p> <p>各学校（園）においては、全ての教職員がセクシュアル・ハラスメントを重大な人権侵害ととらえ、被害を受けている側の悩みや心の痛み等について自らの問題として受け止める感性と人権意識を身につけておくことが、セクシュアル・ハラスメントを防止するための最重点の課題である。</p> <p>各学校（園）においては、教職員の共通理解を図るため、研修の場を設定するとともに、相手に不快感を与えるような言動に対し、互いに指摘しあえる人間関係を醸成するよう日常的に職場環境を整備することが大切である。<u>その際、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進にも努めなければならない。</u></p> <p>(1) 校（園）長の責務</p> <p>①まず管理職自身がセクシュアル・ハラスメントに対する感覚を養い、万一事象が生じた場合には、<u>プライバシーに十分配慮しながら、必要な調査を行い、事案の内容に応じて迅速かつ適切にすること。</u></p> <p>②セクシュアル・ハラスメントの防止を図るため、制度の周知を図るとともに、校（園）内研修等を通じて、日頃から教職員の意識啓発に努めること。</p> <p>③健全な職場環境の保持に努め、セクシュアル・ハラスメントをはじめ環境を害する言動を見逃さないよう<u>十分注意を払うこと。</u></p> |

学校（園）におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針（《参考》を含む） 対照表

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>③相談窓口を設け児童・生徒・教職員・保護者へ周知するとともに、<u>迅速な対応に備えること</u>。また、相談を行ったこと等により児童・生徒・教職員に不利益が生じないよう配慮すること。</p> <p>(2) 教職員の責務</p> <p>①教職員は教職員や幼児・児童・生徒の人格を尊重し、日頃から言動に十分注意すること。</p> <p>②職場の構成員として良好な勤務環境の維持に努めること。</p> <p>③自らの意識や行動が、相手（幼児・児童・生徒・教職員・保護者等）を不快にさせている等の問題点を含んでいないか常に留意しておくこと。</p> <p>(3) 幼児・児童・生徒に対する教育</p> <p>①体験的な手法を取り入れ、人権侵害を許さないという姿勢を養うとともに、セクシュアル・ハラスメントを受けた場合に明確に拒否の意思表示ができる力や、見かけた場合の対応力、信頼できる人へ相談できる力を育成しておくこと。</p> <p>②「子どもの権利」に関わる教育、男女平等教育、性の多様性に関する教育、性教育等を計画的に実施すること。</p> <p>6. セクシュアル・ハラスメントへの対応</p> <p>(1) 相談にあたっての基本的な心構え</p> <p>①被害者を含む当事者にとって、最善の解決策は何かという視点を常に持つこと。</p> <p>②事態を悪化させないようにするため、迅速な対応を心がけるとともに、事後の心のケアにも努めること。</p> <p>③関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密は厳守すること。</p> <p>(2) 留意事項</p> <p>①男性相談員と女性相談員を置き、希望する相手に相談できる等の被害者本位の窓口設置を行うこと。</p> <p>②被害を受けている者以外の第三者（その行為を不快に思う者、被害者から直接相談を受けた者等）も相談できるようにすること。</p> <p>③被害者の主張に真摯に向かい丁寧に話を聞く（くり返し被害の状況を聞くなど心的負担を与えないこと）とともに、その心的支えとなるよう配慮すること。</p> <p>④被害者の意図や解決の方向（「性的な言動をやめてほしい」「過去の不快な性的言動に対する謝罪をしてほしい」「法的に訴えたい」等）をよく把握すること。</p> <p>⑤事実関係を正確に把握し、<u>記録にとること</u>。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者間の関係 ・問題とされる行動が、いつ、どこで、どのように行われたか ・被害者が加害者とされる側に対してとった対応 ・加害者とされる側からの聞き取り | <p>④相談窓口を設け児童・生徒・教職員・保護者へ周知する<u>こと</u>。また、<u>相談等</u>を行ったことにより児童・生徒・教職員に不利益が生じないよう配慮すること。</p> <p>(2) 教職員の責務</p> <p>①教職員は教職員や幼児・児童・生徒の人格を尊重し、日頃から言動に十分注意すること。</p> <p>②職場の構成員として良好な勤務環境の維持に努めること。</p> <p>③自らの意識や行動が、相手（幼児・児童・生徒・教職員・保護者等）を不快にさせている等の問題点を含んでいないか常に留意しておくこと。</p> <p>(3) 幼児・児童・生徒に対する教育</p> <p>①体験的な手法を取り入れ、人権侵害を許さないという姿勢を養うとともに、セクシュアル・ハラスメントを受けた場合に明確に拒否の意思表示ができる力や、見かけた場合の対応力、信頼できる人へ相談できる力を育成しておくこと。</p> <p>②「子どもの権利」に関わる教育、男女平等教育、性の多様性に関する教育、性教育等を計画的に実施すること。</p> <p>6. セクシュアル・ハラスメントへの対応</p> <p>(1) 相談にあたっての基本的な心構え</p> <p>①被害者を含む当事者にとって、最善の解決策は何かという視点を常にもつこと。</p> <p>②事態を悪化させないようにするため、迅速な対応を心がけるとともに、事後の心のケアにも努めること。</p> <p>③関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密は厳守すること。</p> <p>(2) 留意事項</p> <p>①男性相談員と女性相談員を置き、希望する相手に相談できる等の被害者本位の窓口設置を行うこと。</p> <p>②被害を受けている者以外の第三者（その行為を不快に思う者、被害者から直接相談を受けた者等）も相談できるようにすること。</p> <p>③被害者の主張に真摯に向かい丁寧に話を聞く（くり返し被害の状況を聞くなど心的負担を与えないこと）とともに、その心的支えとなるよう配慮すること。<u>話を聞く際には、自分の価値観を押し付けないこと。</u></p> <p>④被害者の意図や解決の方向（「性的な言動をやめてほしい」「過去の不快な性的言動に対する謝罪をしてほしい」「法的に訴えたい」等）をよく把握すること。</p> <p>⑤事実関係を正確に把握し、<u>記録をとること</u>。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者間の関係 ・問題とされる行動が、いつ、どこで、どのように行われたか ・被害者が加害者とされる側に対してとった対応 <p>⑥<u>事実関係を把握するうえで必要な場合は、被害者の意向を確認したうえで、加害者とされる者からもヒアリングを行うこと。</u></p> |

学校（園）におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針（《参考》を含む） 対照表

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>⑥当事者間の主張に不一致がある場合等、必要に応じ第三者からも聞き取りを行うこと。</p> <p>⑦相談事案について具体的にといった措置について、相談者に説明すること。</p> <p>⑧問題の分析を通して課題を明らかにし、校（園）内研修等を実施して再発防止に努めること。</p> <p>⑨校（園）長は、市教育委員会担当者（教育政策室）と連携し、迅速適切に対処するとともに、その態様によっては、処分を含め厳正な措置が講じられる場合があることに留意しておくこと。</p> | <p>⑦当事者間の主張に不一致がある場合等、必要に応じ第三者からも聞き取りを行い、<u>正確な事実関係の把握に努めること。</u></p> <p>⑧問題の分析を通して課題を明らかにし、校（園）内研修等を実施して再発防止に努めること。</p> <p>⑨<u>教育実習生、保護者、学校関係者等との関係にも十分注意すること。</u></p> <p>⑩校（園）長は、<u>ケースに応じて市教育委員会担当者（学校教育政策部）と連携し、迅速適切に対処するとともに、その態様によっては、信用失墜行為、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行などに該当して、懲戒処分を含め厳正な措置が講じられる場合があることに留意しておくこと。</u></p> |

令和4年4月1日施行

学校（園）における妊娠・出産・育児休業等に関する**ハラスメントの防止及び対応に関するガイドライン**

大東市教育委員会

1. 趣旨

このガイドラインは、大東市立学校（園）すべての教職員の利益の保護及びその能力の有効な発揮並びに教職員の職業生活と家庭生活の両立を図ることを目的として、職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 基本方針

職場におけるハラスメントは、教職員の個人としての尊厳を不当に傷つけその能力の有効な発揮を妨げるとともに、職場秩序や業務の遂行を阻害する重大な問題である。

大東市教育委員会は、事業主の責務として、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する教職員の啓発・研修及び相談体制の整備など、総合的・組織的な対策を講じる。

また、学校においては、校（園）長はもとより、教職員一人ひとりが妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについての正しい理解のもとに、十分な認識をもって、すべての職場で妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントのない快適な働きやすい環境づくりを進める。

3. 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの概念

職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントとは、職場（教職員が職務に従事する場所をいい、当該教職員が通常勤務している場所以外の場所[例：出張先や通勤・出張途上の車内、職場の延長と考えられるような宴会等]も含まれる。）において行われる管理職・同僚教職員からの言動（妊娠・出産したこと、育児休業等の利用に関する言動）により、妊娠・出産した当該女性教職員や育児休業等を申出・取得した当該教職員の就業環境が害されることをいう。

妊娠等の状態や育児休業制度等の利用等と嫌がらせ等となる行為の間に因果関係があるものがハラスメントに該当する。

なお、業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、業務上の必要性に基づく言動によるものについては、職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントには該当しない。

4. 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの内容

(1) 制度等の利用への嫌がらせ型

ア 解雇その他不利益な取扱いを示唆するもの

教職員が、制度等の利用の請求等（措置の求め、請求又は申出をいう。以下同じ。）をしたい旨を管理職に相談したことや制度等の利用の請求等をしたこと、制度等の利用をしたことにより、管理職がその教職員に対し、解雇その他不利益な取扱いを示唆する。

〈典型的な例〉

- ・ 産前休業の取得を管理職に相談したところ、「休みをとるなら辞めてもらう。」と言われた。
- ・ 時間外労働の免除について管理職に相談したところ、「今年度の評価は下がるよ。」と言われた。

イ 制度等の利用の請求等又は制度等の利用を阻害するもの

- ① 教職員が制度の利用の請求をしたい旨を管理職に相談したところ、管理職がその教職員に対し、請求をしないように言うこと。
- ② 教職員が制度の利用の請求をしたところ、管理職がその教職員に対し、請求を取り下げるよう言うこと。
- ③ 教職員が制度の利用の請求をしたい旨を同僚に伝えたところ、同僚がその教職員に対し、請求をしないように言うこと。
- ④ 教職員が制度利用の請求をしたところ、同僚がその教職員に対し、その請求等を取り下げるよう言うこと。

〈典型的な例〉

- ・ 育児休業の取得について管理職に相談したところ、「男のくせに育児休業をとるなんてあり得ない。」と言われ、取得をあきらめざるを得ない状況になっている。
- ・ 介護休業について請求する旨を周囲に伝えたところ、同僚から「自分なら請求しない。あなたもそうすべき。」と言われた。「でも自分は請求したい。」と再度伝えたが、再度同様の発言をされ、取得をあきらめざるを得ない状況に追い込まれた。

ウ 制度等を利用したことにより嫌がらせ等をするもの

教職員が制度等の利用をしたところ、管理職・同僚がその教職員に対し、嫌がらせ等をする。

「嫌がらせ等」とは、嫌がらせ的な言動、業務に従事させないこと、又は専ら雑務に従事させることをいう。

〈典型的な例〉

- ・ 管理職・同僚が「所定外労働の制限をしている人にたいした仕事はさせられない。」と言い、専ら雑務のみさせられる状況となっており、就業する上で看過できない程度の支障が生じている。（意に反することを明示した場合に、さらに行われる言動も含む。）

- ・ 管理職・同僚が「自分だけ短時間勤務をしているなんて周りを考えていない。迷惑だ。」と言い、就業をする上で看過できない程度の支障が生じる状況となっている。（意に反することを明示した場合に、さらに行われる言動も含む。）

(2) 状態への嫌がらせ型

ア 解雇その他不利益な取扱いを示唆するもの

教職員が妊娠等したことにより、管理職がその教職員に対し、解雇その他の不利益な取扱いを示唆する。

〈典型的な例〉

- ・ 管理職に妊娠を報告したところ「他の人を雇うので早めに辞めてもらうしかない。」と言われた。

イ 妊娠等したことにより嫌がらせ等をするもの

教職員が妊娠等（不妊治療も含む）したことにより、管理職・同僚がその教職員に対し、嫌がらせ等をする事。

〈典型的な例〉

- ・ 管理職・同僚が「妊婦はいつ休むかわからないから仕事は任せられない。」と言い、仕事をさせない状況となっており、就業をする上で看過できない程度の支障が生じる状況となっている。（意に反することを明示した場合にさらに行われる言動も含む。）
 - ・ 管理職・同僚が「妊娠するなら忙しい時期を避けるべきだった。」と言い、就業をする上で看過できない程度の支障が生じる状況となっている。（意に反することを明示した場合にさらに行われる言動も含む。）
- ※不妊治療に関する言動も該当する。

(3) ハラスメントには該当しない業務上の必要性に基づく言動の具体例

ア 「制度等の利用」に関する言動の例

- ①校内体制を見直すため、管理職が育児休業をいつからいつまで取得するのか確認すること。
- ②同僚が自分の休暇との調整をする目的で休業の期間を尋ね、変更を相談すること。
※②のように、制度等の利用を希望する教職員に対する変更の依頼や相談は、強要しない場合に限られる。

イ 「状態」に関する言動の例

- ①管理職が、長時間勤務している妊婦に対して、「妊婦には長時間勤務は負担が大きいだろうから、校内体制の見直しを行い、あなたの業務量を減らそうと思うがどうか。」と配慮する。
- ②管理職・同僚が「妊婦には負担が大きいだろうから、もう少し楽な業務に代わってはどうか。」と配慮する。
- ③管理職・同僚が「つわりで体調が悪そうだが、少し休んだ方が良いのではないか。」と配慮する。

※①から③のような配慮については、妊婦本人にはこれまで通り勤務を続けたいという意欲がある場合であっても、客観的にみて、妊婦の体調が悪い場合は業務上の必要性に基づく言動となる。

5. 校（園）長の責務

- (1) 校（園）長は、自らの職務上の権限を認識し、妊娠・出産・育児休業等に関する制度等に対する正しい認識を十分にもったうえで、普段から教職員とのコミュニケーションを大切にし、相談や助言にあたっては誤解や行き違いを生まないように十分留意すること。
- (2) 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止を図るため、制度の周知を図るとともに、校内研修等を通じて、日頃から教職員の意識啓発に努めること。
- (3) 勤務環境を害し、又はそのおそれがある言動を見逃さないよう十分注意を払うこと。
- (4) 教職員から相談を受けた場合には、最善の解決策は何かという視点をもって、プライバシーに十分配慮しながら、必要な調査を行い、事案の内容に応じて、迅速かつ適切に対応すること。また、相談等を行った教職員に対して不利益な取扱いを行わないこと。
- (5) 教職員が自らの責務を遵守するよう適切な指導を行うこと。

6. 教職員の責務

- (1) 教職員がお互いの人格を尊重し、日頃から言動には十分注意すること。
- (2) 職場の構成員として良好な勤務環境の維持に努めること。
- (3) 相談を受けた場合には、最善の解決策は何かという視点をもって、迅速かつ適切に対応すること。
- (4) 「7. 教職員が留意すべき事項」に掲げる事項に常に留意すること。

7. 教職員が留意すべき事項

校（園）長を含むすべての教職員は、自らの人権感覚をみがくとともにお互いの人格を尊重し、良好な職場環境の維持に努めること。その上で、次の点に留意し、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止に努めること。

- (1) 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの未然防止のために
 - ア 教職員はお互いに対等なパートナーであるという意識をもつこと。
 - イ この程度のことは相手も許容するだろうという勝手な憶測をしないこと。
 - ウ 受け手が不快の意思を表明した場合、同様の言動を繰り返さないこと。
 - エ 明快に不快の意思表示がない場合であっても、不快な言動にあたらぬと一方的に判断しないこと。
 - オ 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントは、信用失墜行為、全体の奉仕者にふさわしくない非行などに該当して、懲戒処分に付されることがあること。

(2) 良好な勤務環境の維持のために

- ア 職場内の妊娠・出産・育児休業等に関する言動について問題提起する教職員を逆に問題視するようなことをしないこと。
- イ 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの問題を当事者間の個人的な問題として終わらせないこと。
- ウ 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントとみられる言動については、職場の構成員として注意を促すこと。
- エ 被害を受けているケースを見聞きした場合には、声をかけて相談に応じること。
- オ 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに関する相談を受けた場合には、その信頼を裏切らないよう、問題の解決につながるような建設的なアドバイスをするよう心がけること。また、ケースによっては、被害者の同意を得た上で、校（園）長に相談できるものであること。

(3) 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの被害を深刻なものにしないために

- ア 嫌なことは相手に対して明確に意思表示をすること。
- イ 「8. 相談について」に掲げる相談窓口又は信頼できる人に早期に相談すること。

8. 相談について

教職員の相談窓口を次のとおり設置し、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント及びその他のハラスメントの相談について一元的に応じ、問題解決を迅速かつ適切に行える体制を整備する。

(1) 校内相談窓口（校（園）長を含む校内体制による窓口）

- ・ 相談者に適切なアドバイスを行う。
- ・ 必要に応じて関係者からヒアリングを行う。
- ・ 校（園）長は、必要に応じて、市教育委員会に報告を行うとともに相談者へのケアおよび相手方への指導を行う。

(2) 市教育委員会相談苦情窓口

- ・ 相談者に適切なアドバイスを行う。
- ・ 相談を受けた場合、または学校から報告を受けた場合には必要に応じて調査を行う。
- ・ 調査により妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントと確認した場合、または必要があると判断した場合には、相談者へのケアおよび相手方への指導が行われるよう調整する。

9. 相談のあり方

実際に相談を受けるに当たっては、次の点を念頭に置いて、迅速かつ適切に対応することが必要である。また、相談内容が他の者に見聞きされないようプライバシーを確保して相談を行うなどの配慮が必要である。

(1) 相談に当たっての基本的な心構え

- ア 被害者を含む当事者にとって最善の解決策は何か（適切、効果的な対応は何か）という視点を常にもつこと。
- イ 事態を悪化させないようにするため、迅速な対応を心掛けること。
- ウ 関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密は厳守すること。
- エ 自分の価値観を押し付けないこと。

(2) 相談事務の流れ

- ア 対応の時間的な余裕（緊急性）を確認する。
- イ 相談者の求めるもの（妊娠・出産・育児休業等に関する言動の将来に向けての抑止なのか、過去の言動に対する謝罪等の対応なのかといったこと）を把握する。
- ウ 相談者の主張に真摯に耳を傾け丁寧に話を聞く。
- エ 事実関係を正確に把握し、記録にとる。

（把握すべき事実関係）

- ・ 当事者（被害者及び加害者とされる者）間の関係
- ・ 問題とされる言動が、いつ、どこで、どのように行われたか
- ・ 相談者が加害者とされる者に対してとった対応

- オ 事実関係を把握する上で必要な場合は、被害者の意向を確認したうえで、加害者とされる者からもヒアリングを行う。
- カ 当事者間の主張に不一致がある場合など必要に応じ第三者からのヒアリングを行い、正確な事実関係の把握に努める。
- キ 相談事案に関し具体的にとった措置について、相談者に説明する。

(3) 具体的な対応例

- ア 加害者に対して直接注意、指導する。あるいは被害者の求めるものに答えられるように謝罪を促す。
- イ 被害者に対して助言などケアを行う。
- ウ 当事者間の斡旋を行う。
- エ ケースに応じて企画・教職員課との連携をとりつつ人事上必要な措置を講じる。

附則 この指針は、平成29年8月1日から施行する

附則 この指針は、令和4年4月1日から施行する

《 参 考 》

ハラスメント相談窓口のご案内

| | |
|---|---|
| <p>市教育委員会相談苦情窓口 (学校教育政策部 企画・教職員課)</p> | <p>【TEL】 072-870-9103 (直通) 【Mail】 seisaku@city.daito.lg.jp ※電話相談：月曜日～金曜日 (休日を除く) 午前9時～午後5時30分 ※メール：24時間送信可能</p> |
| <p>ハラスメント専門電話相談 (府教育センター内)</p> | <p>【TEL】 06-6692-1849 (直通) ※毎月 第1～4水曜日 午後2時～5時 (相談日が一部変更になる月があります)</p> |

学校（園）における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関するガイドライン 対照表

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>1 趣旨 （略）</p> <p>2 基本方針 （略）</p> <p>3. 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの概念 職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントとは、職場（教職員が職務に従事する場所をいい、当該教職員が通常勤務している場所以外の場所も含まれる。）において行われる管理職・同僚教職員からの言動（妊娠・出産したこと、育児休業等の利用に関する言動）により、妊娠・出産した当該女性教職員や育児休業等を申出・取得した当該教職員の就業環境が害されることをいい、妊娠等の状態や育児休業制度等の利用等と嫌がらせ等となる行為の間に因果関係があるものがハラスメントに該当する。 なお、業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、業務上の必要性に基づく言動によるものについては、職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントには該当しない。</p> <p>4. 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの内容 (1) 制度等の利用への嫌がらせ型 ア 解雇その他不利益な取扱いを示唆するもの （略） イ 制度等の利用の請求等又は制度等の利用を阻害するもの ① 教職員が制度の利用の請求をしたい旨を管理職に相談したところ、管理職がその教職員に対し、請求をしないように言うこと。 ② 教職員が制度の利用の請求をしたところ、管理職がその教職員に対し、請求を取り下げよう言うこと。 ③ 教職員が制度の利用の請求をしたい旨を同僚に伝えたところ、<u>同僚がその教職員に対し、繰り返し又は継続的に、請求をしないように言うこと。</u> ④ 教職員が制度利用の請求をしたところ、<u>同僚がその教職員に対し、繰り返し又は継続的に、その請求等を取り下げよう言うこと。</u> 〈典型的な例〉 （略） ウ 制度等を利用したことにより嫌がらせ等をするもの 教職員が制度等の利用をしたところ、管理職・同僚がその教職員に対し、繰り返し又は継続的に嫌がらせ等をする。</p> | <p>1 趣旨 （略）</p> <p>2 基本方針 （略）</p> <p>3. 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの概念 職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントとは、職場（教職員が職務に従事する場所をいい、当該教職員が通常勤務している場所以外の場所[例：出張先や通勤・出張途上の車内、職場の延長と考えられるような宴会等]も含まれる。）において行われる管理職・同僚教職員からの言動（妊娠・出産したこと、育児休業等の利用に関する言動）により、妊娠・出産した当該女性教職員や育児休業等を申出・取得した当該教職員の就業環境が害されることをいう。 妊娠等の状態や育児休業制度等の利用等と嫌がらせ等となる行為の間に因果関係があるものがハラスメントに該当する。 なお、業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、業務上の必要性に基づく言動によるものについては職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントには該当しない。</p> <p>4. 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの内容 (1) 制度等の利用への嫌がらせ型 ア 解雇その他不利益な取扱いを示唆するもの （略） イ 制度等の利用の請求等又は制度等の利用を阻害するもの ① 教職員が制度の利用の請求をしたい旨を管理職に相談したところ、管理職がその教職員に対し、請求をしないように言うこと。 ② 教職員が制度の利用の請求をしたところ、管理職がその教職員に対し、請求を取り下げよう言うこと。 ③ 教職員が制度の利用の請求をしたい旨を同僚に伝えたところ、<u>同僚がその教職員に対し、請求をしないように言うこと。</u> ④ 教職員が制度利用の請求をしたところ、同僚がその教職員に対し、<u>その請求等を取り下げよう言うこと。</u> 〈典型的な例〉 （略） ウ 制度等を利用したことにより嫌がらせ等をするもの 教職員が制度等の利用をしたところ、管理職・同僚がその教職員に対し、<u>嫌がらせ等をする。</u></p> |

「嫌がらせ等」とは、嫌がらせ的な言動、業務に従事させないこと、又は専ら雑務に従事させることをいう。
(典型的な例)

- ・ 管理職・同僚が「所定外労働の制限をしている人にたいした仕事はさせられない。」と繰り返し又は継続的に言い、専ら雑務のみさせられる状況となっており、就業する上で看過できない程度の支障が生じている。(意に反することを明示した場合に、さらに行われる言動も含む。)
- ・ 管理職・同僚が「自分だけ短時間勤務をしているなんて周りを考えていない。迷惑だ。」と繰り返し又は継続的に言い、就業をする上で看過できない程度の支障が生じる状況となっている。(意に反することを明示した場合に、さらに行われる言動も含む。)

(2) 状態への嫌がらせ型

ア 解雇その他不利益な取扱いを示唆するもの
(略)

イ 妊娠等したことにより嫌がらせ等をするもの

教職員が妊娠等したことにより、管理職・同僚がその教職員に対し、繰り返し又は継続的に嫌がらせ等をすること。

(典型的な例)

- ・ 管理職・同僚が「妊婦はいつ休むかわからないから仕事は任せられない。」と繰り返し又は継続的に言い、仕事をさせない状況となっており、就業をする上で看過できない程度の支障が生じる状況となっている。(意に反することを明示した場合にさらに行われる言動も含む。)
- ・ 管理職・同僚が「妊娠するなら忙しい時期を避けるべきだった。」と繰り返し又は継続的に言い、就業をする上で看過できない程度の支障が生じる状況となっている。(意に反することを明示した場合にさらに行われる言動も含む。)

(3) ハラスメントには該当しない業務上の必要性に基づく言動の具体例

ア 「制度等の利用」に関する言動の例

- ① 校内体制を見直すため、管理職が育児休業をいつからいつまで取得するのか確認すること。
- ② 学校行事等を考えて、管理職が「次の妊婦健診はこの日を避けてほしいが調整できるか。」と確認すること。
- ③ 同僚が自分の休暇との調整をする目的で休業の期間を尋ね、変更を相談すること。

※②や③のように、制度等の利用を希望する教職員に対する変更の依頼や相談は、強要しない場合に限られる。

イ 「状態」に関する言動の例
(略)

5. 校(園)長の責務

(1) 校(園)長は、自らの職務上の権限を認識し、妊娠・出産・育児休業等に関する制度等に対する正しい認識を持ったうえで、普段から教職員とのコミュニケーションを大切にし、相談や助言にあたっては誤解や行き違いを生まないように十分留意すること。

「嫌がらせ等」とは、嫌がらせ的な言動、業務に従事させないこと、又は専ら雑務に従事させることをいう。
(典型的な例)

- ・ 管理職・同僚が「所定外労働の制限をしている人にたいした仕事はさせられない。」と言い、専ら雑務のみさせられる状況となっており、就業する上で看過できない程度の支障が生じている。(意に反することを明示した場合に、さらに行われる言動も含む。)
- ・ 管理職・同僚が「自分だけ短時間勤務をしているなんて周りを考えていない。迷惑だ。」と言い、就業をする上で看過できない程度の支障が生じる状況となっている。(意に反することを明示した場合に、さらに行われる言動も含む。)

(2) 状態への嫌がらせ型

ア 解雇その他不利益な取扱いを示唆するもの
(略)

イ 妊娠等したことにより嫌がらせ等をするもの

教職員が妊娠等(不妊治療も含む)したことにより、管理職・同僚がその教職員に対し、嫌がらせ等をすること。

(典型的な例)

- ・ 管理職・同僚が「妊婦はいつ休むかわからないから仕事は任せられない。」と言い、仕事をさせない状況となっており、就業をする上で看過できない程度の支障が生じる状況となっている。(意に反することを明示した場合にさらに行われる言動も含む。)
- ・ 管理職・同僚が「妊娠するなら忙しい時期を避けるべきだった。」と言い、就業をする上で看過できない程度の支障が生じる状況となっている。(意に反することを明示した場合にさらに行われる言動も含む。)
※不妊治療に関する言動も該当する。

(3) ハラスメントには該当しない業務上の必要性に基づく言動の具体例

ア 「制度等の利用」に関する言動の例

- ① 校内体制を見直すため、管理職が育児休業をいつからいつまで取得するのか確認すること。
 - ② 同僚が自分の休暇との調整をする目的で休業の期間を尋ね、変更を相談すること。
- ※②のように、制度等の利用を希望する教職員に対する変更の依頼や相談は、強要しない場合に限られる。

イ 「状態」に関する言動の例
(略)

5. 校(園)長の責務

(1) 校(園)長は、自らの職務上の権限を認識し、妊娠・出産・育児休業等に関する制度等に対する正しい認識を十分にもったうえで、普段から教職員とのコミュニケーションを大切にし、相談や助言にあたっては誤解や行き違いを生まないように十分留意すること。

- (2) 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するため、制度の周知を図るとともに、校内研修などを通じて、日頃から教職員の意識啓発に努めること。
- (3) 勤務環境を害し、又はそのおそれがある言動を見逃さないよう十分注意を払い、問題が発生した場合には迅速かつ適切に対応すること。
- (4) 教職員から相談を受けた場合には、最善の解決策は何かという視点をもって、迅速かつ適切に対応すること。また、相談を行ったこと等による教職員への不利益な取扱いを行わないこと。
- (5) 教職員が自らの責務を遵守するよう適切な指導を行うこと。

6. 教職員の責務

- (1) 教職員がお互いの人格を尊重し、日頃から言動には十分注意すること。
- (2) 職場の構成員として良好な勤務環境の維持に努めること。
- (3) 相談を受けた場合には、最善の解決策は何かという視点をもって、迅速かつ適切に対応すること。

(新設)

- (2) 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止を図るため、制度の周知を図るとともに、校内研修等を通じて、日頃から教職員の意識啓発に努めること。
- (3) 勤務環境を害し、又はそのおそれがある言動を見逃さないよう十分注意を払うこと。
- (4) 教職員から相談を受けた場合には、最善の解決策は何かという視点をもって、プライバシーに十分配慮しながら、必要な調査を行い、事案の内容に応じて、迅速かつ適切に対応すること。また、相談等を行った教職員に対して不利益な取扱いを行わないこと。
- (5) 教職員が自らの責務を遵守するよう適切な指導を行うこと。

6. 教職員の責務

- (1) 教職員がお互いの人格を尊重し、日頃から言動には十分注意すること。
- (2) 職場の構成員として良好な勤務環境の維持に努めること。
- (3) 相談を受けた場合には、最善の解決策は何かという視点をもって、迅速かつ適切に対応すること。
- (4) 「7. 教職員が留意すべき事項」に掲げる事項に常に留意すること。

7. 教職員が留意すべき事項

校（園）長を含むすべての教職員は、自らの人権感覚をみがくとともにお互いの人格を尊重し、良好な職場環境の維持に努めること。その上で、次の点に留意し、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止に努めること。

(1) 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの未然防止のために

- ア 教職員はお互いに対等なパートナーであるという意識をもつこと。
- イ この程度のことは相手も許容するだろうという勝手な憶測をしないこと。
- ウ 受け手が不快の意思を表明した場合、同様の言動を繰り返さないこと。
- エ 明快に不快の意思表示がない場合であっても、不快な言動にあたらないと一方的に判断しないこと。
- オ 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントは、信用失墜行為、全体の奉仕者にふさわしくない非行などに該当して、懲戒処分が付されることがあること。

(2) 良好な勤務環境の維持のために

- ア 職場内の妊娠・出産・育児休業等に関する言動について問題提起する教職員を逆に問題視するようなことをしないこと。
- イ 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの問題を当事者間の個人的な問題として終わらせないこと。
- ウ 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントとみられる言動については、職場の構成員として注意を促すこと。
- エ 被害を受けているケースを見聞きした場合には、声をかけて相談に応じること。
- オ 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに関する相談を受けた場合には、その信頼を裏切らないよう、問題の解決につながるような建設的なアドバイスをするよう心がけること。また、ケースによっては、被害者の同意を得た上で、校（園）長に相談できるものであること。

(3) 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの被害を深刻なものにしないために

- ア 嫌なことは相手に対して明確に意思表示をすること。
- イ 「8. 相談について」に掲げる相談窓口又は信頼できる人に早期に相談すること。

7. 相談について
(略)

8. 相談のあり方

実際に相談を受けるに当たっては、次の点を念頭に置いて、迅速かつ適切に対応することが必要である。また、相談内容が他の者に見聞きされないようプライバシーを確保して相談を行うなどの配慮が必要である。

(1) 相談に当たっての基本的な心構え

- ア 被害者を含む当事者にとって最善の解決策は何か（適切、効果的な対応は何か）という視点を常にもつこと。
- イ 事態を悪化させないようにするため、迅速な対応を心掛けること。
- ウ 関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密は厳守すること。

(2) 相談事務の流れ

- ア 対応の時間的な余裕（緊急性）を確認する。
- イ 相談者の求めるもの（妊娠・出産・育児休業等に関する言動の将来に向けての抑止なのか、過去の言動に対する謝罪等の対応なのかといったこと）を把握する。
- ウ 相談者の主張に真摯に耳を傾け丁寧に話を聞く。
- エ 事実関係を正確に把握し、記録にとる。
(把握すべき事実関係)
 - ・当事者（被害者及び加害者とされる者）間の関係
 - ・問題とされる言動が、いつ、どこで、どのように行われたか
 - ・相談者が加害者とされる者に対してとった対応
- オ 事実関係を把握する上で必要な場合は、加害者とされる者からもヒアリングを行う。
- カ 当事者間の主張に不一致がある場合など必要に応じ第三者からのヒアリングを行う。
- キ 相談事案に関し具体的にとった措置について、相談者に説明する。

(3) 具体的な対応例

- ア 加害者に対して直接注意、指導する。或いは被害者に対する謝罪を促す。
- イ 被害者に対して助言する。
- ウ 当事者間の斡旋を行う。
- エ 教職員人事課との連携をとりつつ人事上必要な措置を講じる。

8. 相談について
(略)

9. 相談のあり方

実際に相談を受けるに当たっては、次の点を念頭に置いて、迅速かつ適切に対応することが必要である。また、相談内容が他の者に見聞きされないようプライバシーを確保して相談を行うなどの配慮が必要である。

(1) 相談に当たっての基本的な心構え

- ア 被害者を含む当事者にとって最善の解決策は何か（適切、効果的な対応は何か）という視点を常にもつこと。
- イ 事態を悪化させないようにするため、迅速な対応を心掛けること。
- ウ 関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密は厳守すること。
- エ 自分の価値観を押し付けないこと。

(2) 相談事務の流れ

- ア 対応の時間的な余裕（緊急性）を確認する。
- イ 相談者の求めるもの（妊娠・出産・育児休業等に関する言動の将来に向けての抑止なのか、過去の言動に対する謝罪等の対応なのかといったこと）を把握する。
- ウ 相談者の主張に真摯に耳を傾け丁寧に話を聞く。
- エ 事実関係を正確に把握し、記録にとる。
(把握すべき事実関係)
 - ・当事者（被害者及び加害者とされる者）間の関係
 - ・問題とされる言動が、いつ、どこで、どのように行われたか
 - ・相談者が加害者とされる者に対してとった対応
- オ 事実関係を把握する上で必要な場合は、被害者の意向を確認したうえで、加害者とされる者からもヒアリングを行う。
- カ 当事者間の主張に不一致がある場合など必要に応じ第三者からのヒアリングを行い、正確な事実関係の把握に努める。
- キ 相談事案に関し具体的にとった措置について、相談者に説明する。

(3) 具体的な対応例

- ア 加害者に対して直接注意、指導する。あるいは被害者の求めるものに答えられるように謝罪を促す。
- イ 被害者に対して助言などケアを行う。
- ウ 当事者間の斡旋を行う。
- エ ケースに応じて企画・教職員課との連携をとりつつ人事上必要な措置を講じる。

(新設)

附則 この指針は、平成29年8月1日から施行する

附則 この指針は、令和4年4月1日から施行する

《 参 考 》

(新設)

ハラスメント相談窓口のご案内

| | |
|--|--|
| <p><u>市教育委員会相談苦情窓口</u> (学校教育政策部 企画・教職員課)</p> | <p><u>【TEL】072-870-9103 (直通)</u> <u>【Mail】seisaku@city.daito.lg.jp</u> <u>※電話相談：月曜日～金曜日 (休日を除く)</u> <u>午前9時～午後5時30分</u> <u>※メール：24時間送信可能</u></p> |
| <p><u>ハラスメント専門電話相談</u> (府教育センター内)</p> | <p><u>【TEL】06-6692-1849 (直通)</u> <u>※毎月 第1～4水曜日 午後2時～5時</u> <u>(相談日が一部変更になる月があります)</u></p> |

教委議案第13号

令和4年度大東市立公立学校園に対する指示事項について

令和4年度大東市立公立学校園に対する指示事項を次のとおり定める。

令和4年3月25日提出

大東市教育委員会

教育長 水野 達朗

理 由

令和4年度の大東市立公立学校園に対する指示事項を定め、学校園教育の活性化と充実を図るため。

案

令和4年度

大東市公立学校園に対する指示事項

《大東市教育大綱》

「あふれる笑顔 幸せのまち大東 の未来を拓く 人づくり」
—教育の充実による明日の社会を担う人づくり—

- 重点1 学力の向上
- 重点2 安全・安心な教育環境の推進
- 重点3 開かれた魅力ある学校づくり
- 重点4 徹底的家庭応援

《大東のめざす教育》

基本理念

「学び合い、学び続ける明日の市民の育成」
—学び合う力は、教育に自立と協同の文化を育む—

めざす子ども像

1. 「豊かな心」「確かな学力」と「健やかな体」を身につけた子ども
2. 「自ら学ぶ力」と「学び合う力」をつけた子ども
3. 自分や友だち、家族を大切にし、地域を支える子ども
4. 生涯にわたって、自ら学び続けようとする子ども

《だいとう教育ビジョン 2022》

教員の確かな関わりによる
「学び合う」学校園づくり

大東市教育委員会

令和4年度 学校教育の重点 「豊かな学びのための学校力の向上」

令和3年度は、前年度から続く新型コロナウイルス感染症の影響により、学校園のあらゆる学習活動・行事等の場面において、感染症対策を講じた上での教育活動を余儀なくされました。その状況下において、学校園における学習・授業の形態や、登校園ができない児童生徒の学びの保障など、改めて確かめなければならない課題も見えてきました。

小中学校においては、児童生徒一人ひとりに一台ずつのタブレットPCが配付され、「GIGAスクール構想」の実現に向けた歩みが本格的にスタートをしました。ICT環境を最大限に活用した学習活動を展開することにより、情報を収集・判断・処理する能力を養うとともに、個に応じた指導の充実と、個別最適化された学びを実現していく必要があります。その中で、一人ひとりの児童生徒が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化に対応し、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができる資質・能力を身につけることが学校教育に求められます。

また、令和3年度は、新学習指導要領が中学校においても全面実施となりました。その中で「学び合う」授業・保育づくりを柱とした『だいとう教育ビジョン2019』を基に、より実践的な内容となる『だいとう教育ビジョン2022』を策定しました。全教職員がこのビジョンの具現化に向けて、その理念の共有化及び実践・研究に努めながら、「主体的・対話的で深い学び」の視点で「学び合う」授業づくりについて工夫を重ね、さまざまな研修を通じて切磋琢磨することにより、教員としての専門性を高め、学びの質を高めていくことが肝要です。

学力向上や人間関係づくり、規範意識のより一層の醸成、生徒指導上の課題解決のため、総合的に「学校力」を高め、知・徳・体の調和のとれた力を育成すべく、すべての子どもたちが生き生きと学ぶことのできる学校園をめざして、不断の努力が学校教育を担う私たちに求められています。そのためには、市内校園の優れた実践を継続・発展させるとともに、全教職員が一致して、学校園全体で組織的な取組みを推進することが不可欠です。学校教育が長年にわたり積み重ねてきた専門性「不易」を確かに継承しつつ、学校教育に求められている新たな風「流行」を的確に把握し、教職員自らが『教育は人なり』の矜持と使命感を持って資質・能力の向上に努めながら、教育活動を展開していかなければなりません。

校園長のリーダーシップのもと、気持ちのそろった教職員集団を形成し、それぞれが持つ「学校力」をさらに高め、子どもたちの豊かな学びへとつながる教育活動のさらなる推進に努めることを指示します。

特別重点 新型コロナウイルス感染症に係る対応

新型コロナウイルス感染症について長期的な対応が求められるところであり、学校園における感染及びその拡大のリスクを低減したうえで、幼児・児童・生徒の学びを保障していく必要がある。

その際には、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別等が生じないように指導するとともに、特定の教職員に過度な負担がかかることのないよう十分留意する必要がある。

ア 子どもの安全・安心の確保

「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（市町村立学校園版）」を参考に、学習活動や学校園行事、学校園生活における様々な場面（給食や休み時間、清掃時等）、部活動等において感染症対策に努めること。また、感染するリスクは誰にでもあるということを踏まえ、学校園において感染が確認された際に適切に対応できる体制を引き続き整備しておくとともに、新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、常に対策及び体制について見直しを図ること。

また、「新しい生活様式」を取り入れた学校園生活等、これまでとは違う環境のなかで、様々なストレスにさらされている幼児・児童・生徒一人ひとりの心身の状況把握に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症への不安や経済状況の悪化等による家庭環境の変化等によって、様々な思いや悩みを持つ幼児・児童・生徒に対して、保護者や専門家（SC・SSW等）、関係機関と連携しながら、教職員全体で支えていくこと。

イ 学びの保障

学習指導要領の趣旨を踏まえ、カリキュラム・マネジメントの充実を図り、感染症対策を継続しながら工夫して「主体的・対話的で深い学び」の実現に努めるとともに、学校行事を含めた学校教育ならではの学びを大事にしながら教育活動を進めること。

また、感染症の発生等による学校の臨時休業や出席停止等によりやむを得ず学校園に登校、登園できない場合でも、すべての子どもたちの学びを保障することができるよう指導すること。その際、地域や学校、児童・生徒の実情等を踏まえ、家庭学習における教材等を工夫したり、オンラインを活用したりするなどの措置を講じるよう指導すること。

ウ 人権尊重の教育の推進

新型コロナウイルス感染症に関わって、感染者や医療従事者、その家族等に対する偏見や差別につながるような行為は明らかな人権侵害であり、断じて許されないことであるから、偏見や差別を許さない人権が尊重された教育の推進に努めること。

その際、新型コロナウイルス感染症に対する正しい知識と理解を深める学習や、いじめを起ささないための集団づくり等を一層充実させること。

エ 教職員の負担軽減

新型コロナウイルス感染症に係る対応において、スクール・サポート・スタッフ等を活用するとともに、特定の教職員に過度な負担がかからないよう、予め役割分担を行い体制を整えておくこと。

全体に係る資料

「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル【第4版】（令和3年5月11日）」（大東市教育委員会）※最新版によること

「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル～学校の教育活動を再開するにあたって～（市町村立学校園版）」（大阪府教育庁）※最新版を参照すること

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」（文部科学省）※最新版を参照すること

「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインの改訂について（令和3年2月）」（文部科学省）

イに係る資料

「感染症や災害等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（令和3年2月）」（文部科学省）

「小中学生に向けた家庭学習教材等について」（教材や授業動画）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/gakunennbetukatei/index.html>

「小中学生に向けた家庭学習教材等」の解説動画

https://www.osaka-c.ed.jp/category/rinji/douga_syoutyu/index.html

ウに係る資料

「人権教育リーフレット『新型コロナウイルス感染症に関わる偏見に関わる偏見や差別』」（令和3年3月）

「新型コロナウイルス感染症に伴う差別等について考える教材及び学習指導案」（令和2年7月）

1. 学校園の組織力・運営力の充実と教職員の資質の向上

学校園が、幼児・児童・生徒や保護者・地域のニーズに応じた教育活動を行い、市民から信頼される学びの場となるためには、組織として効果的に学校運営を行う体制の確立が肝要である。併せて、教職員が教育公務員としての責務を自覚し、資質と指導力を高めることが重要である。

【重点指示事項】

(1) 組織的な学校園運営の推進

① 校園長のリーダーシップによる学校園の組織的な運営

校園長がリーダーシップを発揮し、学校園の経営方針や教育目標等について教職員と共有化を図るとともに、今日的な課題への対応を視野に入れ、様々な職種の専門性を発揮できる校内組織を構築すること。また、教職員が幼児・児童・生徒と向き合う時間をより一層確保するため、校務分掌の見直しや教職員の事務負担軽減等の取組みを推進すること。

② 地域とともにある学校園づくりの推進

各学校園においては、幼児・児童・生徒の実態等を踏まえた実効性の高い計画を立て、その教育実践を行うためにPDC Aサイクルに基づいた学校園経営の推進に努めること。また、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を設置し、地域とともにある学校園運営体制のさらなる充実を図り、学校園が行う教育活動等に保護者や地域が主体的に参画できるように推進していくこと。

(2) 教職員の資質の向上

① 豊かな人間性と高い専門性をめざして

豊かな人間性と高い専門性を持ち、自ら学び続ける教員をめざし、日々の研究と修養に努め、同僚性を高め、相互に指導力・資質の向上を図ることができる職場環境づくりに努めること。

また、「指導が不適切である」と思われる教員については、幼児・児童・生徒の学習を保障していくためにも、校園長・主任教頭からの指導や同僚からの助言、学校園体制としての支援、校園内研修、市教委との連携等により改善に努めること。

② 計画的な人材育成の推進

社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員を組織的・継続的に育成するため、「大阪府教員等研修計画」（令和3年3月 大阪府教育委員会）等を活用すること。その際、教職員に求められる基礎的素養である人権感覚や人権意識の育成に努めること。また、初任者をはじめ教職経験年数の少ない教職員の資質向上を図るため、首席や指導教諭等を活用し、日常的なOJTの推進に努めること。

(3) 教職員のサービスの徹底

① 不祥事未然防止の取組み

すべての教職員が法令を遵守し、教育に携わる公務員としての自覚を一層高め、不祥事の未然防止を図るため、「不祥事防止に向けたワークシート集」（令和2年2月 大阪府教育委員会）等の関係資料を校内研修会などにおいて活用し、教職員が不祥事予防について自ら考える機会を積極的に設けること。また、「大阪府教育委員会サービス指導指針」、「大阪府教育委員会懲戒処分指針」等をもとに指導監督を適切に行い、一層のサービス規律の確保を図るように努めること。

② 体罰、セクシュアル・ハラスメント防止の取組み

体罰、セクシュアル・ハラスメントは、幼児・児童・生徒の人権を著しく侵害する行為であり、いかなる場合においても絶対に許されないということを教職員一人ひとりに周知徹底すること。また教職員に対して、「体罰防止マニュアル」（府教育

委員会Webページに掲載)、「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」(平成29年5月改訂 大阪府教育委員会)等を活用した研修を実施し、体罰、セクシュアル・ハラスメントを許さない意識を醸成すること。併せて校内に相談窓口を設置するとともに、様々な相談窓口について、幼児・児童・生徒や保護者に対し、その周知を行うこと。

③ 職場におけるハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、個人の人格や尊厳を侵害するとともに職場環境を悪化させる許されない行為である。したがって、「学校(園)におけるハラスメントの防止および対応に関するガイドライン」(大東市教育委員会)の趣旨を踏まえ、教職員への啓発や研修に努め、相談窓口を設置するとともに周知すること。また、ハラスメントのない働きやすい職場環境づくりを進めていく上で、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進にも努めること。

④ 学校における働き方改革

学校における働き方改革の目的は、教職員が本来の業務に専念し、より専門性を高めていける環境づくりに取り組み、学校教育の質の向上を図ることにある。

教員が心身ともに健康にその専門性を十二分に発揮して質の高い授業や教育活動を担っていけるよう、「大東市立学校の教育職員の業務の量の適切な管理に関する規則」(令和2年4月)等に基づき、在校等時間の把握に努め、長時間勤務の縮減に向けた取組みを促進するなどして機能的な学校運営の構築に努めること。

2. 豊かでたくましい人間性の育成、安全・安心な学校園づくり

子どもたちの豊かな人間性を育むため、人間尊重の精神や、生命及び自然を尊重する精神、自らを律し他者を思いやる心、規範意識、公共の精神、平和な社会の形成者としての自覚等を養うことが極めて重要である。そのため、コロナ禍においても、あらゆる教育活動を通じて、子どもたちが相互に気持ちを伝え合う環境を醸成するとともに、互いに認め合い、命を大切に作る心や自尊感情を育てる取組みが必要である。

すべての子どもたちが安全で、安心して学ぶことができる環境づくりを進める上で、「いじめ」、「不登校」、「暴力行為」等は、学校をあげて未然防止及び早期発見・早期解決に努めるべき極めて重要な課題であり、その予防と解決に向けて、児童・生徒に対し社会的資質や行動力を高める指導を行うとともに、全教職員が一致協力した生徒指導体制による組織的な対応、関係機関との積極的な連携等を進めることが必要である。

【重点指示事項】

(1) 心の教育・人間関係づくり

① 豊かな心を育む道徳教育の充実

校長の明確な方針のもと道徳教育推進教師を中心に学校が一体となって指導体制を構築し、道徳科を要として教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図ること。指導に当たっては、児童・生徒が道徳的価値を自分事とし、多面的・多角的に考えたり、議論したりすることにより、自己や人間としての生き方について深める学習を行うよう指導すること。

② 人権教育の推進

人権教育推進計画の作成にあたっては、人権3法(平成28年)や府人権関係3条例(令和元年)をはじめ国・府の関係法令及び「大東市人権教育基本方針」「大東市人権教育推進指針」(令和4年3月改訂)等に基づくとともに、幼児・児童・生徒がこれまで学んできた内容や現状等を踏まえ、発達段階に即した体系的なものとする

こと。
人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、子ども、女性、障がい者、同和問

題（部落差別）、在日外国人、性的マイノリティ、感染症等様々な人権問題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進すること。その際、SNS等インターネット上の差別等が生起していることにも留意すること。人権教育担当者を置き、推進体制を確立するとともに、すべての教職員が人権感覚を身につけるための研修や人権教育の指導力の向上に向けた研究授業等の実施を一層組織的、計画的に進めること。特に、教職経験年数の少ない教職員が人権教育の成果を継承できるよう努めること。

また、校園長を中心とし、人権侵害を許さない学校園体制づくりに努めるとともに、差別事象等の人権侵害が生起した場合には迅速かつ組織的に対応すること。

③ キャリア教育の推進

児童・生徒が目標を持ち、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、自らの意志と責任で進路を選択決定する等、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけていくことができるようキャリア教育・進路指導の充実を図ること。

中学校区におけるキャリア教育に係る全体指導計画の検証・改善を行い、児童・生徒が自信や自己有用感を持ち、自らの生き方についての夢や希望を育むことができる取組みを推進するとともに、成長や変容を自己評価するための振り返る活動を計画的に取り入れるよう工夫すること。その際、9年間の学びのプロセスを振り返って蓄積することができる「キャリア・パスポート」を活用すること。

(進路指導)

進路指導にあたっては、生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持ち、自らの意志と責任で進路を選択・決定する能力・態度を身につけることができるよう指導・支援すること。特に中学校では、目標に準拠した評価の説明責任がより求められることを踏まえ、適切な評価規準の作成や評価材料の蓄積等、学習評価の妥当性・信頼性を高める取組みを推進するとともに、評価活動について組織的な検証改善の取組みを確実に進めること。また、生徒・保護者へは評価に関わる適切な情報（評価の考え方・評価の仕組み・評価方法等）の提供に努めること。

進路等に関する書類の作成にあたっては、組織的な校内進路指導体制のもと、すべての教職員が相互に緊密な連携を図り、適正な事務処理を行うこと。

日本語指導を必要とする生徒及び保護者への進路指導、障がいのある生徒の進路指導にあたっては、一人ひとりのニーズに応じた進路選択等に係る十分な情報提供、説明に努めること。

④ 幼児教育の充実および小学校教育との連携

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育要領で示されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮して取り組むことが重要である。小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培い、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携や、家庭・地域との協働による総合的な幼児教育の充実を図ること。また、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の円滑な接続が進むよう幼児と児童の交流や保育士・教員等による合同研修や保育・授業参観等を実施し、教育課程・保育課程の相互理解に努めること。小学校においては、「スタートカリキュラム～学びの芽生えから自覚的な学びへ～」(平成31年3月改訂 大東市教育委員会)の有効な活用に努めること。

⑤ 読書活動の推進

学校司書・司書教諭、学校図書館担当教員等を中心として、「第4次大阪府子ども読書活動推進計画」(令和3年3月)の趣旨を踏まえ、発達段階に応じて子どもが読書への興味・関心を高める環境整備を図り、読書センター、学習センター及び情報センターとしての学校図書館の機能を高め、豊かな人間性や言語能力等を育むこと。各教科等での学習活動に学校図書館の活用を位置づけ、言語能力、情報活用

能力、問題発見・解決能力等の育成に向けた児童・生徒の主体的な学習活動を支援すること。また、公立図書館司書や読書ボランティア等の支援人材と連携を図り、地域での読書活動の拠点としての環境づくりを進めること。

(2) 安心して学べる学校園づくり

① 子どもたちの生命・身体を守る取組み

子どもたちが被害者・加害者となる事件・事故、自死等の未然防止に向けた日々の丁寧な対応や、新型コロナウイルス感染症に係る子どもたちの不安やストレスの高まりに対するSC・SSW等との連携による相談体制の充実等を図るとともに、自他の生命を大切にすることを育むための取組みを推進すること。

② 生徒指導上の諸問題の解決と未然防止の取組み

問題行動等の未然防止及び早期発見、再発防止を図るため、すべての児童・生徒に対して規範意識や自他共に認め合える人権感覚等、社会的資質や行動力を高める指導や支援に努めること。そのために、児童・生徒との信頼関係に基づく一致協力した生徒指導体制のもとで、組織的に対応すること。また、学級経営の一貫性を図るとともに、成長を促す指導を推進し、事案が生起しにくい環境整備を図ること。

問題行動等が生起した場合は、「大東市版 問題行動への対応チャート」(平成30年4月)の活用等により、全教職員が一致した生徒指導方針と指導体制のもと、加害者への早期の指導や被害の拡大防止等の対応を図ること。状況に応じて警察等関係機関との連携や府・市の事業等を活用し、スクールロイヤー等専門家の積極的な早期活用や外部人材も含めたチームによる支援・対応を推進すること。

③ いじめ問題への早期発見・早期対応・未然防止の取組み

いじめは重大な人権侵害事象として根絶すべき教育課題であり、児童・生徒の生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月)や「大東市いじめ防止基本方針」(平成30年4月改訂)を踏まえ、いじめの防止と早期発見に取り組むこと。また重大事態に至るおそれがあるいじめ等については、市教委へ速やかに報告するとともに、市教委と連携を図りながら、事象の態様に応じて関係機関や法律・福祉・心理等の専門家との連携を通じて組織的な対応を図ること。いじめがどの学校でもどの子どもにも起こりうるものであることを教職員が共通理解し、積極的に認知し、対応していくこと。認知したいじめに対しては、担任等が一人で抱え込まず情報を共有するとともに、事実を正確に把握した上で迅速かつ適切に対応すること。

教育活動全体において、「いじめ対応セルフチェックシート」(令和元年6月)等を活用し、日頃より早期発見や対処のあり方等について理解を深めておくこと。また、市が実施するハイパーQ Uテストの活用やアンケート調査に加え、各校独自のアンケート調査や、個別面談、個人ノートや生活ノート等の活用等、各学校の実情に応じた実態把握を行うこと。

ネット上のトラブル等の課題解決に対しては、情報モラル教育の一層の推進等、児童・生徒の利用実態に応じた指導を年間計画に位置付け、教職員が正しい理解を深めるよう努めるとともに、保護者への啓発活動も行うこと。(「大東市立小・中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」(令和2年3月)) (「携帯・ネット上のいじめ等の防止資料」(平成27年8月大阪府))

④ 不登校への対応および取組みの推進

「不登校児童生徒への支援の在り方について」(令和元年10月)に基づく教職員の共通理解及び対応を行うとともに、すべての児童・生徒にとって、学校が安心して過ごせる居場所となり、子どもどうしの絆が感じられる活動の場となるよう、授業・行事・課外活動において、自己肯定感や自己有用感を高めることのできる魅力ある学校づくりを推進すること。

教育機会確保法の主旨に則り、全ての子どもが何らかの学びにアクセスできてい

る状態となるよう、日頃から児童・生徒の状況の把握に努めるとともに、機を逸することなく家庭訪問を行う等、きめ細やかで適切な対応を図り、不登校の早期発見、早期対応に努めること。その際、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、不登校指導員や教育支援センター「ボイス」等、関係機関と連携し、支援を行うことができる教育相談体制を構築すること。また、中学校入学段階での小中連携を確実に行うこと。

⑤ 児童虐待の防止に向けて

「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(令和2年6月文部科学省改訂版)及び「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～要点編」(令和元年12月大阪府教育庁)を踏まえた迅速かつ適切な対応を行うこと。

教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待に対する認識を深め、子どものわずかな変化も見逃さないよう日頃から十分注意を払い、研修等も実施して早期発見・早期対応に努めること。特に、欠席が継続している子どもに対して定期的な安全確認を行うこと。また、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、確証がなくても速やかに子ども家庭センター又は市家庭児童相談室等へ通告し、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家や関係機関との連携により継続的に支援すること。

通告の対象となった幼児・児童・生徒に係る情報提供については、通告後にも定期的に行うとともに、不自然な外傷など新たな兆候や状況の変化等を把握した場合や、理由に関わらず、休業日を除き引き続き7日欠席した場合は、速やかに情報提供または通告すること。特に、一時保護を解除され、帰宅した幼児・児童・生徒については、ささいな変化も見逃さず、子ども家庭センター等と日常的な連携を行うようにすること。

ヤングケアラーについては、本人が家族の状況を知られたくない場合ややりがいを感じている場合等、その状況は様々であり表面化しにくいことから、教職員の理解を深めるとともに、早期発見・把握に努め、関係機関や専門家と連携し、適切な支援につなげるよう指導すること。(「ヤングケアラーの早期発見・把握と支援に向けた取組み」(令和3年9月大阪府教育庁))

⑥ 危機管理体制の確立と防災教育の充実

学校園の危機管理の目的は、幼児・児童・生徒や教職員の生命や心身等の安全を確保することにあることを踏まえ、学校園内外における幼児・児童・生徒の安全確保及び学校園の安全管理に努めること。万一の事件・事故等の緊急事態に対処できるよう、学校園独自の危機管理マニュアルを作成し、様々な事態を想定した実践的な訓練を実施する等、危機管理体制を確立し、常時見直しをすること。

(ア) 南海トラフ地震等の今後発生が予想される自然災害等に備え、避難訓練の充実や地域と連携した取組みの推進を図るとともに、「大東市公立学校園災害対応マニュアル」(令和3年6月一部変更)を踏まえて、子どもたちが自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成する防災ノートを活用した防災教育を充実すること。また、水防法及び土砂災害防止法の改正(令和3年5月)に伴い、避難確保計画を作成し、訓練実施時には、訓練実施報告書を提出し、改善に努めること。

(イ) 「学校事故対応に関する指針」(平成28年3月文部科学省)においてとりまとめられている学校の危機管理の在り方、再発防止を含む事故を未然に防ぐ取組み等を参考に、各学校においては、それぞれの学校の実情に応じ、「大東市学校事故対応指針」(平成31年4月)も参考にしながら、危機管理マニュアルの見直し・改善を図り、事件・事故災害の未然防止とともに、事故発生時の適切な対応を行うこと。『児童生徒等の安全の確保が保障されることが最優先されるべき不可欠の前提である』ことを全教職員で共有し、安全教育の充実及び安全点検の実施(安全管理の徹底)について、各校の「学校安全計画」(学校保健安全法第

27条)に基づいて「生活安全」「交通安全」「災害安全」の3領域全ての観点から取り組みの推進を図り、とりわけ転落事故の防止については、適切に行動すれば転落事故が通常発生しない場所についても、転落につながる行動を防止するために、児童生徒等への継続的な安全指導及び個別の安全対策を行うよう配慮すること。(「学校施設における事故防止の留意点について」(平成21年3月文部科学省))

3. 学び合う学校園づくり・ともに育み合う教育環境

「だいとう教育ビジョン2022」策定年次にあたり、教員の確かな関わりによる「学び合う」授業づくりの視点を踏まえ、人間関係づくりを基盤とした、より質の高い授業づくり・学びに向かう環境づくりを充実させるとともに、学校園が核となり家庭・地域と力を合わせ、子どもたちの学力の向上を図り、協同して豊かな教育環境づくりを推進することが重要である。

【重点指示事項】

(1) 自ら学び、学び合う力の育成

① 学習指導要領の確実な実施

学習指導要領を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、予測できない変化に主体的に向き合い、自らの可能性を発揮しようとする態度を養うこと。

教育課程の編成は、学習指導要領に則して適正に行い、学校の特色を踏まえた具体的な教育目標を設定するとともに、その実現に必要な教育内容を教科等横断的に組み立てる等、カリキュラム・マネジメントを行うこと。新型コロナウイルス感染症の影響がある中においても、学校行事等について、それぞれの目標を踏まえて、児童生徒や学校の実態に応じて創意工夫を生かして実施すること。

② 授業の質の向上のための組織的な取り組みの推進

これからの時代に求められる資質・能力の育成と、一人ひとりの子どもの実態や変化に着目し、ICTを効果的に活用するなど、すべての子どもにとって「わかる・できる・学習意欲がわく」授業をめざし、校長のリーダーシップのもと、4つのキーワード「意図する・ゆだねる・見取る・つなげる」を意識した、教員の確かな関わりによる「学び合う」授業づくりの組織的な研究実践を行うこと。言語能力は、すべての学習の基盤となる資質・能力として重要なものであることから、府教育委員会提供学習教材等を積極的に活用するとともに、単元を見通した計画を組織的に構築し「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善と、さらなる授業の質の向上に不断に取り組むこと。情報活用能力の育成に当たっては、教科等横断的な視点をもって取り組み、全ての教員が「1人1台端末」の環境を効果的に活用した授業等を積極的に行うとともに、教員のICT活用指導力の向上に努めること。

また、学校として一致した学力向上の方針に基づき、「つけるべき力」を明確にした授業を行い、全国学力・学習状況調査や大東市共通到達度確認テスト等により、児童・生徒の学力や学習状況を詳細に把握・分析し、学力向上担当者を中心としてPDCAサイクルを踏まえた具体的・効果的な取り組みに確実につなげること。さらに、児童・生徒、教職員、保護者等が参画して多様な観点から授業を検証する「授業評価」を活用し、授業改善に努めること。

保護者に対して、学校の教育課題や取り組み状況と成果等について、わかりやすく積極的な発信に努めること。

③ 学習習慣の定着と学習意欲の向上のために

「早寝・早起き・朝ごはん」「あいさつ」等の望ましい生活習慣の確立や家庭学習習慣の定着のため、必要な情報の積極的かつ具体的な発信を通して保護者や地域と課題の共有化を図り、理解と協力を得ること。また、「大東・まなび舎」や「学校支援事業」等を活用し、学校として自学自習力の育成を図るとともに、「家庭学

習の手引き」等の作成(「ホームワークガイド 2021 改訂版フォーマット」令和3年3月参照)と周知、質的充実等、家庭学習の在り方をさらに研究し、児童・生徒の学習意欲の向上と学習習慣のさらなる定着を図ること。

④ 英語教育の充実

小学校では、英語教材『DREAM』を活用し、英語の音声やリズムなどに慣れ親しませる活動を充実させ、主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、適切な評価を行うこと。

中学校では、学習指導要領に基づき4技能(5領域)をバランスよく指導するとともに、言語活動の充実や指導方法の工夫・改善を図ることを通じて、英語のコミュニケーション能力を高める取組みを推進すること。その際、『英検にチャレンジ!～Daito English Trial～』を有効に活用し、中学校卒業段階で英検3級程度の力を身に付けることができるよう指導の充実を図ること。

⑤各中学校区の実態に応じた小中一貫教育の推進

これからの時代に求められる資質・能力を子どもたちに育んでいくために、学校段階間の繋がりを意識した教育課程編制及びカリキュラム・マネジメント等が期待されている。したがって、各中学校区において

「作成した「めざす子ども像」及び9年間を見通した系統的なカリキュラムに基づいた取組みを進める中で、小学校高学年における教科担任制を取り入れるなど、小中一貫教育の取組みを推進していくこと。

(2)「ともに学び、ともに育つ教育」のさらなる推進

一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実

支援教育を、すべての子どもが生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものととらえ、学校園全体で組織的な取組みを推進すること。また教育的ニーズについては、支援学級担任のみならず全教職員が相互に連携して把握し、基礎的環境整備や合理的配慮について適切に対応するとともに校内で共有を図ること。また、医療的ケアの必要な児童・生徒がその可能性を最大限に発揮し、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立ち、ともに教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ、適切に支援を行うこと。(「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(令和3年9月文部科学省))通常¹の学級においても、必要に応じ、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成と効果的な活用を推進するとともに、医療・福祉・保健・労働等の関係機関と連携しながら、確実な引継ぎを進めること。支援学級において実施する特別の教育課程については自立活動を取り入れるとともに実態に応じた教育課程を編成すること。通級において特別の教育課程を編成する場合は自立活動の内容を参考としつつ具体的な目標や内容を定め、指導を行うこと。

(3) 健やかな体を育むために

体育活動に係る事故防止のため、技術指導においては段階を踏んで具体的に説明し、安全を確認しながら指導する等、万全を期すること。部活動については「大東市中学校に係る部活動の方針」(令和2年3月)に則り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。

熱中症予防については、こまめに水分や塩分を補給し、休息を取るとともに、幼児・児童・生徒への健康観察など健康管理を徹底すること。その際、「大東市公立学校園熱中症対策ガイドライン」(令和元年5月)や「熱中症事故の防止について」(令和3年4月文部科学省)を参考とし、活動の中止や延期、見直し等も含め、適切に対応すること。

教委議案第14号

令和4年度 中学生チャレンジテストへの参加について

令和4年度中学生チャレンジテストへの参加について、委員会の議決を求める。

令和4年3月25日提出

大東市教育委員会
教育長 水野 達朗

理 由

令和4年度中学生チャレンジテストへの参加について、大阪府教育庁からの照会への回答を要するため。



教小中第3782号
令和4年3月10日

各市町村教育委員会
学校教育指導主管課長 様

大阪府教育庁
市町村教育室小中学校課長

令和4年度中学生チャレンジテストの参加について（依頼）

令和4年度中学生チャレンジテストの実施要領については、令和4年2月4日付け教小中第3469号において通知したところです。

つきましては、実施要領を遵守し、テストの円滑かつ確実な実施にご協力をお願いします。

なお、テストを実施するにあたり、貴所管の中学校等の参加について確認いたしますので、下記のとおり提出をお願いいたします。

記

- 1 提出物 令和4年度中学生チャレンジテストの参加について【別紙様式】
- 2 提出期限 令和4年4月4日（月）
- 3 提出先 学力向上グループ（担当：持田）
MochidaY@mbox.pref.osaka.lg.jp
- 4 提出方法 メール

【連絡先】

| | |
|--------|--|
| 担当 | 学力向上グループ 持田 裕一 |
| 電話 | 06-6941-0351（内線5482） 06-6944-3859（直通） |
| FAX | 06-6944-3826 |
| e-mail | MochidaY@mbox.pref.osaka.lg.jp |



教小中第3469号
令和4年2月4日

各市町村教育委員会教育長 様

大阪府教育委員会教育長

令和4年度 中学生チャレンジテストの実施について（通知）

標記について、実施要領を別添のとおり決定しましたので通知いたします。

つきましては、貴所管の中学校等に周知願います。

【連絡先】

| | |
|--------|---|
| 担 当 | 市町村教育室小中学校課 学力向上グループ 持田 裕一 |
| 電 話 | 06-6941-0351（内線 5482） 06-6944-3859（直通） |
| F A X | 06-6944-3826 |
| e-mail | MochidaY@mbox.pref.osaka.lg.jp |

令和4年度 中学生チャレンジテスト 実施要領

1 目的

- (1) 大阪府教育委員会が、府内における生徒の学力を把握・分析することにより、大阪の生徒の課題の改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図る。
加えて、テスト結果を活用し、大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料を作成し、市町村教育委員会及び学校に提供する。
- (2) 市町村教育委員会や学校が、府内全体の状況との関係において、生徒の課題改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組みを通じて、学力向上のためのPDCAサイクルを確立する。
- (3) 学校が、生徒の学力を把握し、生徒への教育指導の改善を図る。
- (4) 生徒一人ひとりが、自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標を持ち、また、その向上への意欲を高める。

2 対象

- (1) 原則として、府内の市町村立中学校、義務教育学校後期課程及び支援学校中学部並びに府立中学校及び支援学校中学部（学校）の第1学年、第2学年、第3学年を対象とする。
- (2) 支援学校、府立支援学校中学部及び中学校の支援学級に在籍している生徒のうち、テストの対象となる教科について、以下に該当する生徒は、テストの対象としないことを原則とする。
 - ① 下学年の内容などに代替して指導を受けている生徒
 - ② 知的障がい者である生徒に対する教育を行う支援学校及び府立支援学校の教科の内容の指導を受けている生徒

3 テスト実施日

第1学年、第2学年 令和5年1月11日（水）

第3学年 令和4年9月6日（火）

※アンケートは、第1学年・第2学年は令和5年1月11日（水）から1月25日（水）、第3学年は令和4年9月6日（火）から9月20日（火）を実施期間とする。

4 テスト内容

- (1) テストの対象教科は、第1学年で、国語、数学及び英語、第2学年及び第3学年で、国語、社会、数学、理科及び英語とする。また、生徒に対するアンケートを実施する。
- (2) 出題範囲は、別紙のとおりとする。

(3) 出題形式は、選択式及び短答式に加え、記述式の問題とする。

5 テスト実施場所及びテスト時間

- (1) テスト実施場所は、各学校とする。
- (2) テスト時間は、1教科あたり45分とする。

6 テストの実施体制

テストの実施体制は、以下のとおりとする。

- (1) テストは、大阪府教育委員会が市町村教育委員会の協力を得て実施する。なお、テストの一部（問題冊子等の作成・配送・回収、テスト結果の採点・集計、教育委員会・学校への提供作業等）は、大阪府教育委員会が民間機関に委託して実施する。
- (2) 市町村教育委員会は、テストにあたり、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等を行う。
- (3) 学校は、校長をテスト責任者として、設置管理者である市町村教育委員会の指示・指導・助言等に基づきテスト実施にあたる。
- (4) テスト実施に関するスケジュールについては、別途示す。

7 テスト結果の取扱い

(1) テスト結果の示し方

- ① 各学年の教科ごとの得点分布及び平均点
- ② 各学年の教科の問題ごとの正答率及び無解答率
- ③ その他、テストの目的の達成に資するテスト結果等

(2) テスト結果の提供

- ① 大阪府教育委員会は、テストの目的の達成に資するため、原則として以下のテスト結果を提供する。

ア 市町村教育委員会に対しては、その設置管理する学校全体のテスト結果、その設置管理する学校ごとのテスト結果及び府全体のテスト結果

イ 学校に対しては、当該学校全体のテスト結果、各生徒のテスト結果及び府全体のテスト結果

ウ 生徒に対しては、当該生徒にかかるテスト結果及び府全体のテスト結果

- ② 学校は、テストに参加した生徒に対して、当該生徒にかかるテスト結果及び府全体のテスト結果を配付すること。

(3) テスト結果の活用

大阪府教育委員会、市町村教育委員会及び学校においては、テストの目的を達成するた

め、テスト結果を活用した多面的な分析を行い、以下のような取組みに努めることとする。

- ① 大阪府教育委員会は、テスト結果を踏まえ、市町村教育委員会及び学校における取組みに対して必要な支援等を行うなど、府内全体の教育施策及び教育の改善に向けて取り組むこと。
- ② 市町村教育委員会においては、テスト結果を踏まえ、設置管理する学校における取組みに対して必要な支援等を行うなど、域内の教育施策及び教育の改善に向けて取り組むこと。
- ③ 各学校においては、テスト結果を踏まえ、生徒の学力の向上をめざし、自らの教育の改善に向けて取り組むこと。
- ④ 上記の取組みを進めるにあたっては、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切な連携を図ること。

(4) 教育委員会及び学校によるテスト結果の公表

テスト結果の公表については、教育委員会や学校が、教育施策及び教育について、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要であることを踏まえ、以下のとおりとする。

- ① 大阪府教育委員会は、大阪府全体の状況及び市町村ごとの状況にかかるテスト結果を公表する。
- ② 市町村教育委員会は、域内の状況にかかるテスト結果の公表に努めること。
また、自らが設置管理する学校のテスト結果については、それぞれの判断において公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
- ③ 学校は、保護者等に自校の結果について、教育上の効果や影響等を考慮した上で、公表することは可能であること。

(5) テスト結果の取扱いに関する配慮事項

テスト結果については、テストの目的を達成するため、適切に取り扱うものとする。

テスト結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、テストにより測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど、生徒等への影響を十分配慮し、各学校の教育活動に支障を及ぼすことのないよう、また、テストの適切な遂行に支障を及ぼすことのないよう十分配慮すること。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続き等は以下のとおりとする。

- ① 公表にあたっては、教育上の効果や影響等を考慮した上で、適切な内容と方法で行うこと。

- ② テスト結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均点などの数値のみの公表は行わず、テスト結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、テスト結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。
- ③ テスト結果の公表を行う市町村教育委員会又は学校においては、テストの目的に加え、テスト結果は学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。
- ④ 市町村教育委員会が個々の学校名を明らかにしたテスト結果について公表を行う場合、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談すること。
なお、平均点などの数値について一覧での公表や数値により順位を付した公表などは行わないこと。
- ⑤ 大阪府教育委員会は、学校ごと（設置管理する中学校が1校しかない町村にあっては、町ごと又は村ごと）のテスト結果については、大阪府情報公開条例第8条第1項第4号の規定を根拠として、同条例における非公開情報として取り扱うこととする。なお、学校名を明らかにしない公開であっても同様とする。
また、市町村教育委員会は、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく規定を根拠とし、本実施要領の趣旨を十分踏まえ、適切に対応すること。

8 留意事項

(1) 市町村教育委員会及び学校における実施・活用体制等

テストを実施するとともに、テスト結果を活用するにあたり、以下の体制を整備することとする。

- ① 市町村教育委員会においては、テスト責任者及びテスト担当者を指名するとともに、設置管理する学校からの相談に対応するなど、適切な実施体制を整備すること。
- ② 学校においては、テスト責任者及びテスト担当者を指名し、適切な実施体制を整備すること。
- ③ 市町村教育委員会及び学校においては、テストの実施にあたって、その目的や内容、テスト結果の取扱い等を生徒、保護者等に周知すること。
- ④ 市町村教育委員会及び学校においては、テストに関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
- ⑤ 市町村教育委員会及び学校においては、提供されたテスト結果等について、本実施要領に基づいて適切に活用するとともに、管理を徹底すること。
- ⑥ 市町村教育委員会及び学校においては、テスト結果の分析やこれを活用して教育施策及び教育の改善を進めるための体制を整備すること。

(2) 個人情報の保護

- ① 大阪府教育委員会及び大阪府教育委員会が委託した民間機関は、生徒の個人名等を取
得しないテスト方法を用いる。
- ② 市町村教育委員会及び学校は、テストに関して知り得た個人情報について、それぞれ
が遵守すべき個人情報保護関連法令又は地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取
り扱うこと。

(3) テスト日程の変更等

テストは、市町村教育委員会及び学校の協力を得て実施するものであるが、学校保健安全
法第20条や学校教育法施行規則第63条に示される臨時休業が生じた場合など、テスト
を実施できないやむを得ない事情がある場合は、市町村教育委員会及び学校の判断により、
テスト実施日以降に別途テストすることができる。この場合、全体の集計からは除外するこ
ととするが、市町村教育委員会及び学校の求めに応じて、採点及びテスト結果の提供を行う
こととする。

(4) 教育課程上の位置付け

教育課程上の位置付けについては、市町村教育委員会及び学校の判断により、当該教科の
授業時数の単位時間の一部として取り扱うことができる。

(5) 障がいのある生徒への対応

障がいのある生徒については、学校の判断により、当該生徒の障がいの種類や程度に応じ
て、テスト時間の延長、点字・拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、別室の設定などの配慮
を行うこと。

(6) 日本語指導が必要な生徒に対する配慮

日本語指導が必要な生徒については、原則として、他の生徒と同様の授業を受けている生
徒は、テストの対象とする。ただし、例えば、国語、社会、数学、理科及び英語の時間に、
別室等で他の生徒とは異なる学習指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科をテ
ストの対象としないことができる。なお、テストを行うにあたっては、各学校の判断によ
り、テスト時間の延長、ルビ振り問題用紙の使用などの配慮を行うこと。

(7) 実施マニュアルの作成・配付

テストの具体的な実施方法等については、別途示す。

9 評定の公平性の担保に資する資料について

(1) 「府全体の評定平均」の作成

大阪府教育委員会は、テスト結果を活用して学校の評価活動の改善と充実を図るととも
に、大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料として、当
該学年の「府全体の評定平均」を作成する。

- (2) 「府全体の評定平均」の作成方法
- ① 作成にあたっては、第1学年及び第2学年の対象校から一定数の学校（抽出校）を抽出する。
 - ② 抽出校は、個々の生徒の当該年度の1学期及び2学期（2学期制の抽出校にあつてはそれに準じる期間）を通じた学習の実現状況に基づいて推定される成績（仮評定）を大阪府教育委員会へ提供すること。なお、各抽出校が提供する仮評定は以下のとおりとする。
 - ア 第1学年 国語、数学及び英語
 - イ 第2学年 国語、社会、数学、理科及び英語
 - ③ 大阪府教育委員会は、第1学年及び第2学年について、提供された仮評定をもとに、「府全体の評定平均」を作成する。
- (3) 「府全体の評定平均」の取扱い
- ① 大阪府教育委員会は、各学年の「府全体の評定平均」を市町村教育委員会へ提供する。
 - ② 市町村教育委員会は、域内の学校に各学年の「府全体の評定平均」を示すとともに、それらを活用し学校の評価活動の改善と充実を図ること。
 - ③ 学校は、各学年の「府全体の評定平均」及びテスト結果により各校が求めた各学年の「評定平均の範囲」を活用し、自校の評価活動の改善と充実を図ること。
- (4) 大阪府公立高等学校入学者選抜における「府全体の評定平均」の活用
- 調査書に評定を記載する際に各学年の「府全体の評定平均」を活用する方法については、第3学年は令和5年度、第2学年は令和6年度、第1学年は令和7年度の大阪府公立高等学校入学者選抜実施要項にそれぞれ示す。

◆中学校第1学年

【国語】（領域等別出題範囲）

以下は、学習指導要領記載の内容項目

| 知識及び技能 | 思考力、判断力、表現力等 | | |
|---|---|---|---|
| | A 話すこと・聞くこと | B 書くこと | C 読むこと |
| (1) 言葉の特徴や使い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ (2) 話や文章に含まれている情報の扱い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイ (3) 我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエ (7) (イ) オ | (1) 話すこと・聞くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ (2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイ | (1) 書くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ (2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイウ | (1) 読むことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ (2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイウ |

《取り扱う題材》

- 漢字の読み・書き、言葉の特徴やきまりに関するもの
- 書写
- 文学的な文章、説明的な文章
- 児童・生徒の作文、発表原稿などの成果物、その他図表等を含むさまざまな種類の資料
- 古典、その他複数の題材を関連付けたもの

【数学】（領域別出題範囲）

以下は、学習指導要領記載の内容項目

| A 数と式 | B 図形 | C 関数 | D データの活用 |
|---|--|--|----------|
| (1) アイ 【正の数と負の数】 ・必要性と意味 ・四則計算 ・表現、処理 ・四則計算の方法の考察、表現 ・具体的な場面での活用 (2) アイ 【文字を用いた式】 ・必要性と意味 ・乗法と除法の表し方 ・一次式の加法と減法 ・表現、読み取り ・計算の方法の考察、表現 (3) アイ 【一元一次方程式】 ・必要性と意味 ・文字や解の意味 ・方程式を解く ・解く方法の考察、表現 ・具体的な場面での活用 | (1) アイ 【平面図形】 ・基本的な作図 ・平行移動、対称移動及び回転移動 ・作図の方法の考察、表現 ・図形の関係の考察、表現 ・具体的な場面での活用 | (1) アイ 【比例、反比例】 ・関数関係の意味 ・比例、反比例の関係 ・座標の意味 ・比例、反比例の表現 ・二つの数量の変化や対応の特徴 ・具体的な事象の考察、表現 | - |

【英語】（領域別出題範囲）

以下は、学習指導要領記載の内容項目

| (1) 聞くこと | (2) 読むこと | (3) 話すこと[やり取り] | (4) 話すこと[発表] | (5) 書くこと |
|----------|----------|----------------|--------------|----------|
| アイウ | アイウ | — | — | アイウ |

《取り扱う言語材料》

- 単文、重文
- 肯定及び否定の平叙文（現在形）
- 肯定及び否定の命令文
- 疑問文のうち、be 動詞で始まるもの、助動詞（can, do など）で始まるもの、or を含むもの及び疑問詞（how, what, where, which, who, whose）で始まるもの
- 名詞の単数形及び複数形
- 文構造
 - [主語＋動詞]
 - [主語＋動詞＋補語] のうち、主語＋be 動詞＋

| | | |
|---|------------------|---|
| { | 名詞 代名詞 形容詞 | } |
|---|------------------|---|
 - [主語＋動詞＋目的語] のうち、主語＋動詞＋

| | | |
|---|-----------|---|
| { | 名詞 代名詞 | } |
|---|-----------|---|
- 代名詞
 - 人称や指示、疑問を表すもの
- 接続詞（and, but, or）
- 助動詞（can）
- 動詞の時制及び相など
 - 現在形
- 語句に関するもの
 - 月（January～December）12 語
 - 曜日（Monday～Sunday）7 語
 - 序数（first～thirteenth）13 語
 - 色（black, blue, green, red, yellow, white）6 語
 - 場所（house, library, park, school, station）5 語
- 音声に関するもの

◆中学校第2学年

【国語】（領域等別出題範囲）

以下は、学習指導要領記載の内容項目

| 知識及び技能 | 思考力、判断力、表現力等 | | |
|---|---|--|--|
| | A 話すこと・聞くこと | B 書くこと | C 読むこと |
| (1) 言葉の特徴や使い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオカ | (1) 話すこと・聞くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ | (1) 書くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ | (1) 読むことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ |
| (2) 話や文章に含まれている情報の扱い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイ | (2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイ | (2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイウ | (2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイウ |
| (3) 我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウ (ア) (イ) エ | | | |

《取り扱う題材》

- 漢字の読み・書き、言葉の特徴やきまりに関するもの
- 書写
- 文学的な文章、説明的な文章
- 児童・生徒の作文、発表原稿などの成果物、その他図表等を含むさまざまな種類の資料
- 古典、その他複数の題材を関連付けたもの

【社会】（分野別出題範囲）

※各学校は、自校の学習進度等に応じて、下記の2種類（「A問題」「B問題」）から選択する。

◇A問題

以下は、学習指導要領記載の内容項目

| 地理的分野 | 歴史的分野 |
|--|---|
| C 日本の様々な地域 (2) 日本の地域的特色と地域区分 ア(イ)(ウ)(エ)(オ) イ(ア)(イ) ① 自然環境を除く) (3) 日本の諸地域（九州、中国・四国、近畿、中部、関東、東北） ア(ア)(イ) イ(ア) | B 近世までの日本とアジア (3) 近世の日本 ア(ア)(イ)(ウ)(エ) イ(ア)(イ) |

◇B問題

以下は、学習指導要領記載の内容項目

| 地理的分野 | 歴史的分野 |
|---|--|
| C 日本の様々な地域 (1) 地域調査の手法 ア(ア)(イ) イ(ア) (2) 日本の地域的特色と地域区分 ア(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ) イ(ア)(イ) (3) 日本の諸地域（九州、中国・四国、近畿） ア(ア)(イ) イ(ア) | B 近世までの日本とアジア (3) 近世の日本 ア(イ)(ウ)(エ) イ(ア)(イ) C 近現代の日本と世界 (1) 近代の日本と世界 ア(ア)(イ) イ(ア)(イ) |

【数学】（領域別出題範囲）

以下は、学習指導要領記載の内容項目

| A 数と式 | B 図形 | C 関数 | D データの活用 |
|---|---|--|----------|
| <p>(1)アイ 【文字を用いた式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整式の加法、減法 ・単項式の乗法、除法 ・表現、読み取り ・文字を用いた式での説明 ・式の変形 ・計算の方法の考察、表現 ・具体的な場面での活用 <p>(2)アイ 【連立二元一次方程式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解の意味 ・必要性和意味 ・方程式を解く ・解く方法の考察、表現 ・具体的な場面での活用 | <p>(1)アイ 【基本的な平面図形の性質】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平行線や角の性質 ・多角形の角の性質 ・平面図形の性質と説明 <p>(2)ア 【図形の合同】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合同の意味 ・三角形の合同条件 ・証明の必要性、意味、方法 | <p>(1)アイ 【一次関数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一次関数の理解 ・事象と一次関数 ・二元一次方程式 ・変化や対応の特徴を考察、表現 ・具体的な事象の考察、表現 | - |

【理科】（分野別出題範囲）

※各学校は、自校の学習進度等に応じて、下記の2種類（「A問題」「B問題」）から選択する。

◇A問題

以下は、学習指導要領記載の内容項目

| 第1分野 | | 第2分野 | |
|--|--|---|------|
| 「エネルギー」 | 「粒子」 | 「生命」 | 「地球」 |
| <p>(3) 電流とその利用</p> <p>ア (7) 電流</p> <ul style="list-style-type: none"> ㊦ 回路と電流・電圧 ㊧ 電流・電圧と抵抗 ㊨ 電気とそのエネルギー <p>イ</p> | <p>(4) 化学変化と原子・分子</p> <p>ア (7) 物質の成り立ち</p> <ul style="list-style-type: none"> (イ) 化学変化 (ロ) 化学変化と物質の質量 <p>イ</p> | <p>(3) 生物の体のつくりと働き</p> <p>ア (7) 生物と細胞</p> <ul style="list-style-type: none"> (イ) 植物の体のつくりと働き (ロ) 動物の体のつくりと働き <p>イ</p> | - |

◇B問題

以下は、学習指導要領記載の内容項目

| 第1分野 | | 第2分野 | |
|---------|--|---|---|
| 「エネルギー」 | 「粒子」 | 「生命」 | 「地球」 |
| - | <p>(4) 化学変化と原子・分子</p> <p>ア (7) 物質の成り立ち</p> <ul style="list-style-type: none"> (イ) 化学変化 (ロ) 化学変化と物質の質量 <p>イ</p> | <p>(3) 生物の体のつくりと働き</p> <p>ア (7) 生物と細胞</p> <ul style="list-style-type: none"> (イ) 植物の体のつくりと働き (ロ) 動物の体のつくりと働き <p>イ</p> | <p>(4) 気象とその変化</p> <p>ア (7) 気象観測</p> <ul style="list-style-type: none"> (イ) 天気の変化 ㊦ 霧や雲の発生 <p>イ</p> |

【英語】（領域別出題範囲）

以下は、学習指導要領記載の内容項目

| (1) 聞くこと | (2) 読むこと | (3) 話すこと[やり取り] | (4) 話すこと[発表] | (5) 書くこと |
|----------|----------|----------------|--------------|----------|
| アイウ | アイウ | — | — | アイウ |

《取り扱う言語材料》

- 重文、複文
- 肯定及び否定の平叙文
- 肯定及び否定の命令文
- 疑問文のうち、助動詞（may, will など）で始まるもの、or を含むもの及び疑問詞（how, what, when, where, which, who, whose, why）で始まるもの

○文構造

- [主語+動詞]

- [主語+動詞+補語] のうち、主語+be 動詞+ $\left\{ \begin{array}{l} \text{名詞} \\ \text{代名詞} \\ \text{形容詞} \end{array} \right\}$ 、主語+be 動詞以外の動詞+ $\left\{ \begin{array}{l} \text{名詞} \\ \text{形容詞} \end{array} \right\}$

- [主語+動詞+目的語] のうち、主語+動詞+ $\left\{ \begin{array}{l} \text{名詞} \\ \text{代名詞} \\ \text{動名詞} \\ \text{to 不定詞} \\ \text{that で始まる節} \end{array} \right\}$

- [主語+動詞+間接目的語+直接目的語] のうち、主語+動詞+間接目的語+ $\left\{ \begin{array}{l} \text{名詞} \\ \text{代名詞} \end{array} \right\}$

- There + be 動詞+ ～

○代名詞

- 人称や指示、疑問、数量を表すもの

○接続詞

○助動詞

○動詞の時制及び相など

- 現在形、過去形、現在進行形、過去進行形及び助動詞などを用いた未来表現

○to 不定詞

○動名詞

○have to, don't have to

○語句に関するもの

- 月 (January～December) 12 語
- 曜日 (Monday～Sunday) 7 語
- 序数 (first～thirteenth) 13 語
- 色 (black, blue, green, red, yellow, white) 6 語
- 場所 (house, library, park, school, station) 5 語

○音声に関するもの

◆中学校第3学年

【国語】（領域等別出題範囲）

以下は、学習指導要領記載の内容項目

| 知識及び技能 | 思考力、判断力、表現力等 | | |
|---|--|---|--|
| | A 話すこと・聞くこと | B 書くこと | C 読むこと |
| 中学校第1学年 (1) 言葉の特徴や使い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ (2) 話や文章に含まれている情報の扱い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイ (3) 我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエ (7) (4) オ 中学校第2学年 (1) 言葉の特徴や使い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオカ (2) 話や文章に含まれている情報の扱い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイ (3) 我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウ (7) (4) エ 中学校第3学年 (1) 言葉の特徴や使い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイ (2) 話や文章に含まれている情報の扱い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア | 中学校第1学年 (1) 話すこと・聞くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ (2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイ 中学校第2学年 (1) 話すこと・聞くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ (2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイ | 中学校第1学年 (1) 書くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ (2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイウ 中学校第2学年 (1) 書くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ (2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイウ 中学校第3学年 (1) 書くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウ | 中学校第1学年 (1) 読むことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ (2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイウ 中学校第2学年 (1) 読むことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ (2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイウ 中学校第3学年 (1) 読むことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエ (2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 イ |

《取り扱う題材》

- 漢字の読み・書き、言葉の特徴やきまりに関するもの
- 書写
- 文学的な文章、説明的な文章
- 児童・生徒の作文、発表原稿などの成果物、その他図表等を含むさまざまな種類の資料
- 古典、その他複数の題材を関連付けたもの

【社会】 (分野別出題範囲)

以下は、学習指導要領記載の内容項目

| 地理的分野 | 歴史的分野 |
|---|---|
| <p>A 世界と日本の地域構成 (1) 地域構成 ア(7)(イ) イ(7)(イ)</p> <p>B 世界の様々な地域 (1) 世界各地の人々の生活と環境 ア(7)(イ) イ(7)</p> <p> (2) 世界の諸地域 ア(7)(イ) イ(7)</p> <p>C 日本の様々な地域 (1) 地域調査の手法 ア(7)(イ) イ(7)</p> <p> (2) 日本の地域的特色と地域区分 ア(7)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ) イ(7)(イ)</p> <p> (3) 日本の諸地域 ア(7)(イ) イ(7)</p> <p> (4) 地域の在り方 ア(7)(イ) イ(7)</p> | <p>A 歴史との対話 (1) 私たちと歴史 ア(7)(イ) イ(7)</p> <p> (2) 身近な地域の歴史 ア(7) イ(7)</p> <p>B 近世までの日本とアジア (1) 古代までの日本 ア(7)(イ)(ウ)(エ) イ(7)(イ)</p> <p> (2) 中世の日本 ア(7)(イ)(ウ) イ(7)(イ)</p> <p> (3) 近世の日本 ア(7)(イ)(ウ)(エ) イ(7)(イ)</p> <p>C 近現代の日本と世界 (1) 近代の日本と世界 ア(7)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ) イ(7)(イ)</p> <p> (2) 現代の日本と世界 ア(7) イ(7)(イ)</p> |

【数学】（領域等別出題範囲）

以下は、学習指導要領記載の内容項目

| A 数と式 | B 図形 | C 関数 | D データの活用 |
|---|--|---|---|
| <p>中学校第1学年 (1)アイ 【正の数と負の数】 ・必要性と意味 ・四則計算 ・表現、処理 ・四則計算の方法の考察、表現 ・具体的な場面での活用 (2)アイ 【文字を用いた式】 ・必要性と意味 ・乗法と除法の表し方 ・一次式の加法と減法 ・表現、読み取り ・計算の方法の考察、表現 (3)アイ 【一元一次方程式】 ・必要性と意味 ・文字や解の意味 ・方程式を解く ・解く方法の考察、表現 ・具体的な場面での活用 中学校第2学年 (1)アイ 【文字を用いた式】 ・整式の加法、減法 ・単項式の乗法、除法 ・表現、読み取り ・文字を用いた式での説明 ・式の変形 ・計算の方法の考察、表現 ・具体的な場面での活用 (2)アイ 【連立二元一次方程式】 ・解の意味 ・必要性と意味 ・方程式を解く ・解く方法の考察、表現 ・具体的な場面での活用 中学校第3学年 (1)アイ 【正の数の平方根】 ・必要性と意味 ・平方根を含む式の計算 ・表現、処理 ・計算の方法の考察、表現 ・具体的な場面での活用 (2)アイ 【簡単な多項式】 ・単項式と多項式の乗除 ・式の展開と因数分解 ・展開や因数分解をする方法の考察、表現 ・文字式を用いた説明</p> | <p>中学校第1学年 (1)アイ 【平面図形】 ・基本的な作図 ・平行移動、対称移動及び回転移動 ・作図の方法の考察、表現 ・図形の関係の考察、表現 ・具体的な場面での活用 (2)アイ 【空間図形】 ・直線や平面の位置関係 ・図形の計量 ・平面図形の運動による構成 ・空間図形の平面上への表現と読み取り ・表面積や体積の求め方の考察、表現 中学校第2学年 (1)アイ 【基本的な平面図形の性質】 ・平行線や角の性質 ・多角形の角の性質 ・平面図形の性質と説明 (2)アイ 【図形の合同】 ・合同の意味 ・三角形の合同条件 ・証明の必要性、意味、方法 ・三角形と平行四辺形の性質及び証明 ・具体的な場面での活用</p> | <p>中学校第1学年 (1)アイ 【比例、反比例】 ・関数関係の意味 ・比例、反比例の関係 ・座標の意味 ・比例、反比例の表現 ・二つの数量の変化や対応の特徴 ・具体的な事象の考察、表現 中学校第2学年 (1)アイ 【一次関数】 ・一次関数の理解 ・事象と一次関数 ・二元一次方程式 ・変化や対応の特徴を考察、表現 ・具体的な事象の考察、表現</p> | <p>中学校第1学年 (1)アイ 【データの分布】 ・ヒストグラムの必要性と意味 ・表やグラフに整理 ・傾向を読み取り考察、判断 (2)アイ 【不確定な事象の起こりやすさ】 ・確率の必要性と意味 ・傾向を読み取り表現 中学校第2学年 (1)アイ 【データの分布】 ・四分位範囲や箱ひげ図の必要性和意味 ・箱ひげ図で表す ・傾向を読み取り考察、判断 (2)アイ 【不確定な事象の起こりやすさ】 ・場合の数を基にした確率の必要性和意味 ・確率を求める ・確率の求め方の考察、表現 ・不確かな事象の考察、表現</p> |

※ 「A 数と式」のうち『誤差』と『 $a \times 10^n$ の形の表現』については出題範囲から除く。

【理科】(分野別出題範囲)

※各学校は、自校の学習進度等に応じて、下記の3種類(「A問題」「B問題」「C問題」)から選択する。

◇A問題

以下は、学習指導要領記載の内容項目

| 第1分野 | | 第2分野 | |
|---|---|--|---|
| 「エネルギー」 | 「粒子」 | 「生命」 | 「地球」 |
| (1) 身近な物理現象 ア (7) 光と音 (イ) 力の働き イ (3) 電流とその利用 ア (7) 電流 (イ) 電流と磁界 イ (5) 運動とエネルギー ア (7) 力のつり合いと合成・分解 (イ) 運動の規則性 (ウ) 力学的エネルギー イ (7) 科学技術と人間 ア (7) エネルギーと物質 ② エネルギーとエネルギー資源の一部(エネルギーの変換と保存、熱の伝わり方) イ | (2) 身の回りの物質 ア (7) 物質のすがた (イ) 水溶液 (ウ) 状態変化 イ (4) 化学変化と原子・分子 ア (7) 物質の成り立ち (イ) 化学変化 (ウ) 化学変化と物質の質量 イ | (1) いろいろな生物とその共通点 ア (7) 生物の観察と分類の仕方 (イ) 生物の体の共通点と相違点 イ (3) 生物の体のつくりと働き ア (7) 生物と細胞 (イ) 植物の体のつくりと働き (ウ) 動物の体のつくりと働き イ | (2) 大地の成り立ちと変化 ア (7) 身近な地形や地層、岩石の観察 (イ) 地層の重なりと過去の様子 (ウ) 火山と地震 (エ) 自然の恵みと火山災害・地震災害 イ (4) 気象とその変化 ア (7) 気象観測 (イ) 天気の変化 (ウ) 日本の気象 (エ) 自然の恵みと気象災害 イ |

◇B問題

以下は、学習指導要領記載の内容項目

| 第1分野 | | 第2分野 | |
|--|--|--|---|
| 「エネルギー」 | 「粒子」 | 「生命」 | 「地球」 |
| (1) 身近な物理現象 ア (7) 光と音 (イ) 力の働き イ (3) 電流とその利用 ア (7) 電流 (イ) 電流と磁界 イ | (2) 身の回りの物質 ア (7) 物質のすがた (イ) 水溶液 (ウ) 状態変化 イ (4) 化学変化と原子・分子 ア (7) 物質の成り立ち (イ) 化学変化 (ウ) 化学変化と物質の質量 イ (6) 化学変化とイオン ア (7) 水溶液とイオン (イ) 化学変化と電池 イ | (1) いろいろな生物とその共通点 ア (7) 生物の観察と分類の仕方 (イ) 生物の体の共通点と相違点 イ (3) 生物の体のつくりと働き ア (7) 生物と細胞 (イ) 植物の体のつくりと働き (ウ) 動物の体のつくりと働き イ (5) 生命の連続性 ア (7) 生物の成長と殖え方 ② 細胞分裂と生物の成長 イ | (2) 大地の成り立ちと変化 ア (7) 身近な地形や地層、岩石の観察 (イ) 地層の重なりと過去の様子 (ウ) 火山と地震 (エ) 自然の恵みと火山災害・地震災害 イ (4) 気象とその変化 ア (7) 気象観測 (イ) 天気の変化 (ウ) 日本の気象 (エ) 自然の恵みと気象災害 イ |

◇C問題

以下は、学習指導要領記載の内容項目

| 第1分野 | | 第2分野 | |
|--|--|--|---|
| 「エネルギー」 | 「粒子」 | 「生命」 | 「地球」 |
| (1) 身近な物理現象 ア (7) 光と音 (イ) 力の働き イ (3) 電流とその利用 ア (7) 電流 (イ) 電流と磁界 イ | (2) 身の回りの物質 ア (7) 物質のすがた (イ) 水溶液 (ウ) 状態変化 イ (4) 化学変化と原子・分子 ア (7) 物質の成り立ち (イ) 化学変化 (ウ) 化学変化と物質の質量 イ (6) 化学変化とイオン ア (7) 水溶液とイオン ㊦ 原子の成り立ちとイオン イ | (1) いろいろな生物とその共通点 ア (7) 生物の観察と分類の仕方 (イ) 生物の体の共通点と相違点 イ (3) 生物の体のつくりと働き ア (7) 生物と細胞 (イ) 植物の体のつくりと働き (ウ) 動物の体のつくりと働き イ (5) 生命の連続性 ア (7) 生物の成長と殖え方 (イ) 遺伝の規則性と遺伝子 (ウ) 生物の種類の多様性と進化 イ | (2) 大地の成り立ちと変化 ア (7) 身近な地形や地層、岩石の観察 (イ) 地層の重なりと過去の様子 (ウ) 火山と地震 (エ) 自然の恵みと火山災害・地震災害 イ (4) 気象とその変化 ア (7) 気象観測 (イ) 天気の変化 (ウ) 日本の気象 (エ) 自然の恵みと気象災害 イ |

【英語】（領域別出題範囲）

以下は、学習指導要領記載の内容項目

| (1) 聞くこと | (2) 読むこと | (3) 話すこと[やり取り] | (4) 話すこと[発表] | (5) 書くこと |
|----------|----------|----------------|--------------|----------|
| アイウ | アイウ | — | — | アイウ |

《取り扱う言語材料》

- 重文、複文
- 疑問文のうち、助動詞（may, will など）で始まるもの、or を含むもの及び疑問詞（how, what, when, where, which, who, whose, why）で始まるもの
- 文構造

➤ [主語+動詞]

➤ [主語+動詞+補語]のうち、主語+be 動詞+ $\left\{ \begin{array}{l} \text{名詞} \\ \text{代名詞} \\ \text{形容詞} \end{array} \right\}$ 、主語+be 動詞以外の動詞+ $\left\{ \begin{array}{l} \text{名詞} \\ \text{形容詞} \end{array} \right\}$

➤ [主語+動詞+目的語]のうち、主語+動詞+ $\left\{ \begin{array}{l} \text{名詞} \\ \text{代名詞} \\ \text{動名詞} \\ \text{to 不定詞} \\ \text{that で始まる節} \end{array} \right\}$

➤ [主語+動詞+間接目的語+直接目的語]のうち、主語+動詞+間接目的語+ $\left\{ \begin{array}{l} \text{名詞} \\ \text{代名詞} \end{array} \right\}$

➤ [主語+動詞+目的語+補語]のうち、主語+動詞+目的語+名詞

➤ There + be 動詞 + ～

➤ It + be 動詞 + ～ + to 不定詞

○代名詞

➤ 人称や指示、疑問、数量を表すもの

○接続詞

○助動詞

○動詞の時制及び相など

➤ 現在形や過去形、現在進行形、過去進行形、現在完了形、現在完了進行形、助動詞などを用いた未来表現

○形容詞や副詞を用いた比較表現

○to 不定詞

○動名詞

○受け身

○音声に関するもの

令和4年度 中学生チャレンジテスト 第1学年・第2学年 実施スケジュール

| 年 | 月 | 内 容 |
|----------|-----|--|
| 令和 4年 | 4月 | |
| | 5月 | 学校基本情報の確認 |
| | 6月 | 周知用リーフレットの配送 抽出校の指定 |
| | 7月 | |
| | 8月 | |
| | 9月 | |
| | 10月 | 実施マニュアル等の配送 学校基本情報の再確認 |
| | 11月 | |
| | 12月 | |
| 令和 5年 | 1月 | 問題等の配送 (10日) テスト実施 (11日) アンケート実施期間 (11日～25日) 解答用紙の回収・抽出校から仮評定の回収 (12日) 後日実施の回収 (19日) |
| | 2月 | テスト結果の提供・「府全体の評定平均」の提示 |
| | 3月 | |

令和4年度 中学生チャレンジテスト 第3学年 実施スケジュール

| 年 | 月 | 内 容 |
|----------|-----|--|
| 令和 4年 | 4月 | |
| | 5月 | 学校基本情報の確認 |
| | 6月 | 周知用リーフレットの配送 |
| | 7月 | 実施マニュアル等の配送 学校基本情報の再確認 |
| | 8月 | |
| | 9月 | 問題等の配送 (5日) テスト実施 (6日) アンケート実施期間 (6日～20日) 解答用紙の回収 (7日) 後日実施の回収 (14日) |
| | 10月 | テスト結果の提供・「府全体の評定平均」の提示 |
| | 11月 | |
| 令和 5年 | 12月 | |
| | 1月 | |
| | 2月 | |
| | 3月 | |

教委議案第15号

令和4年度社会教育に関する施策の重点目標について

令和4年度社会教育に関する施策の重点目標を次のとおり定める。

令和4年3月25日提出

大東市教育委員会

教育長 水野 達朗

理 由

令和4年度の社会教育に関する施策の重点目標を設定し、社会教育施策の充実を図るため。

令和4年度 社会教育に関する施策の重点目標

【生涯学習課・スポーツ振興課】

人口減少時代における地方自治体の発展に、社会教育の役割と期待が高まるなか、本市では、社会教育を教育委員会だけで推進するのではなく、市全体で取り組むべく、令和3年4月から、産業・文化部を創設し、社会教育を基盤とした、人づくり・地域づくり・つながりづくりに取り組んでいるところである。

個々の「創造的な学習」の推進が求められている今日、多様化する市民ニーズに応じた学習機会の提供が、市民一人ひとりの学びに効果を発揮し、市民の学びが地域に活かされ、地域の活性化がコミュニティのさらなる醸成につながるという、まちづくり視点による社会教育の推進を目標とする。

また、児童・生徒においては、学校以外での学びの機会がコミュニケーション能力を育むうえで必要不可欠なものであり、地域住民との交流の中で社会性を高め、ふれあいにより自尊感情が養われる。一方では、地域住民が自らの知識や経験を発揮する機会を提供することも社会教育の大きな役割の一つであり、住民の生きがいくくりや地域の課題解決に資する活動支援も求められている。

市民一人ひとりが生涯にわたる学習で自己の資質を高め続けながら、個々の学びがサークル活動として地域に広がり、個人の自己実現と地域の活性化がより豊かな人生につながる。この「学びの循環」という生涯学習の理念達成に向けた、本市の社会教育に関する施策の重点目標を定め、さらなる市民生活の充実と地域振興の促進に取り組むものとする。

【重点目標】

1 社会教育施設の活用

市民一人ひとりの豊かな個性や創造性を尊重し、生涯にわたる自主的、主体的な学習の機会充実を図るため、施設整備及び施設間連携など社会教育施設の有効活用に努める。

2 社会教育団体等との連携

少子化や核家族化、都市化による人間関係の希薄化は、社会教育の推進を図るうえで重要な課題である。社会教育団体等との連携により地域力を強化し、社会教育のさらなる推進を図る。

3 人権尊重のまちづくりの取り組み

社会教育に関する施設の運営や事業実施に際しては、人権に十分配慮して、子どもから高齢者までの全世代、障害の有無や性別などに関係なく、等しく社会教育の機会を提供するとともに、安心して参加できる環境づくりに努める。

1 社会教育施設の活用

- ① 社会教育をはじめとする生涯学習施策の総合的推進を図るため、職員と施設スタッフの専門性の向上に努めるとともに、実施事業の評価、検証を通じた事業計画の精査に努め、効果的、効率的な事業展開を図る。
- ② 各施設を社会教育活動の拠点とし、利用者自らが適切な学習機会を選択し、自主的に学習を進めることができるよう情報の提供や相談機能の充実を図るとともに、利用しやすい施設となるよう環境整備に努め、施設利用の増加を目指す。
- ③ 各施設の利用者の安全や利便性を確保するため、老朽化した施設・設備の改修を計画的に行い、かつ、年齢や性別、障害の有無等に関わらず、誰もが快適に利用できる施設運営に努める。
- ④ 社会教育施設をはじめ、子育て支援施設等の他の施設との事業連携を進めることで、あらたな利用者層を開拓し、生涯学習の裾野の拡大を図る。
- ⑤ 生涯学習センターを中心に、各施設で市民のサークル活動や生涯学習活動のきっかけとなるような事業を積極的に実施し、事業の企画・運営における市民参画の機会創出に努め、活動者の組織化と組織後の活動支援により市民の生涯学習や社会教育活動を活性化する。
- ⑥ 社会人の自己成長（スキルアップ）を支援する講座等の事業に積極的に取り組み、リカレント教育の拡充を図る。
- ⑦ 本市の歴史を学ぶことは、市民の郷土愛やシビックプライドの醸成にも効果を発揮することから、国史跡飯盛城跡や市史跡平野屋新田会所跡について広く市民に周知し、理解を深めていただくための講座、展示等を充実させる。
- ⑧ 人材登録バンク（だいたう人財問屋）の活用を推進するなど、市民の自発的な学習活動の促進や学習成果活用の機会創出等により社会教育環境の充実に努める。
- ⑨ 図書館が市民の調査研究等、学習の拠点となるよう、図書の数・種類の適正管理やレファレンスサービスの充実、多種多様なイベント実施による来館者の拡充に努めるとともに、学校図書室の支援に取り組み、児童・生徒の読書習慣の一層の推進に努める。
- ⑩ 電子図書館の推進による学びの選択肢の拡大や、図書館を地域住民の交流拠点・憩いの場として活用するなど、新たな付加価値の研究に取り組む。
- ⑪ 学校と連携した電子図書館の利用促進方法について検討を進める。
- ⑫ 公民館の設置目的である、地域生活に根ざした事業「集まる」・生活文化を高める事業「学ぶ」・地域連帯を強める事業「つなぐ」が、市民のライフスタイルの変化や価値観の多様化により転換期を迎えていることを認識し、新たな事業スタイルを研究する。
- ⑬ 野外活動センターにおける野外活動や集団生活等の機会を創出し、青少年の健全育成を図るとともに、自然体験による市民の心身の健康、豊かで潤いのある生活に寄与する。

2 社会教育団体等との連携

- ① 単位こども会が減少を続ける状況を踏まえ、子どもの健全育成や地域住民の交流を担うインフラとしてのこども会組織を維持するため、大東市こども会育成連絡協議会と連携し、単位こども会活動の支援に努める。
- ② 子どもの放課後の居場所づくりを拡充するため、図書館や公民館等の社会教育施設の活用について、指定管理者と意見交換を行いながら、積極的な事業展開を推進する。
- ③ 青少年の健全育成に関する、さまざまな活動情報の発信を強化することにより、青少年指導員会等、地域教育を担う次世代のボランティアを獲得し、持続性のある循環型活動の定着化に努める。
- ④ 行政内部の横断的な取り組みによるネットワーク型の社会教育について研究を行い、企業・NPO・大学等との連携による多面的な事業実施に取り組む。
- ⑤ 舞台芸術をはじめとする文化事業において、市民文化自主事業を効果的かつ効率的に運営し、市民参加型イベントなど生涯学習活動への発展も期待できるような事業実施について検討する。
- ⑥ 市民文化祭は、市民が日頃の活動を発表することによる達成感がさらなる向上心につながり、かつ、舞台、展示を鑑賞する市民にとっても、文化・芸術にふれる機会、文化活動をはじめめるきっかけにもなることから、文化協会を中心とした市民主体の運営のさらなる拡充に努める。
- ⑦ 文化芸術団体の育成・指導者の養成・活動の場の提供・情報提供等、市民活動の活性化に必要な条件を整え、自主的な文化活動を促進する。
- ⑧ 総合文化センター指定管理者と文化協会の相互連携を強化することにより、文化協会に加盟する市民活動団体が円滑に機能、発展できるよう努める。
- ⑨ 指定管理者同士の連携を図り、各体育施設が市の企画・立案に基づいた統一的な事業における関係性を確立し、市民のスポーツ振興や健康意識の向上を目的とした事業について、効果的な事業が実施できるよう努める。
- ⑩ 各種スポーツ教室や講習会の充実をはじめ、社会教育団体等との連携を強化して、より一層魅力ある事業の在り方を研究し、市民の健康増進や地域活性化を図る。
- ⑪ 障害の有無に関わらず、様々なニュースポーツに接することができる「大東市ニュースポーツフェスティバル」を開催し、スポーツを通じたノーマライゼーションへの理解を深める。
- ⑫ 年齢・性別・障害の有無に関わらず誰もが参加できるeスポーツ事業を展開し、社会教育団体等の協力を得ながら子どもたちに新しいスポーツ環境を創出するとともに、子どもたちの持つ能力が新たに発揮されるようeスポーツの理解と普及・発展に努める。

令和4年度大東市社会教育委員の委嘱について

社会教育法第15条及び大東市社会教育委員に関する条例に基づき、次表の8人を社会教育委員に委嘱する。

令和4年3月25日提出

大東市教育委員会

教育長 水野 達朗

(50音順)

| 所属団体 | 氏名 | 備考 |
|----------------|--------|----|
| 大東市体育協会 | 秋山 悦子 | 再任 |
| 大東市こども会育成連絡協議会 | 井上 真治 | 再任 |
| 大東市文化協会 | 片岡 三蔵 | 再任 |
| 四條畷学園短期大学 | 工藤 真由美 | 再任 |
| 大阪産業大学 | 塩見 剛一 | 再任 |
| 大東市スポーツ推進委員会 | 友行 美由紀 | 再任 |
| 一般社団法人 大東青年会議所 | 花城 清成 | 新任 |
| 大東市公立中学校長会 | | 新任 |

任期：令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

8. 一般業務報告

1. 大東市新型コロナウイルス対策給付金プロジェクトチーム設置要綱を廃止する要綱について
2. 大東市教育大綱実施計画に係る令和3年度取組状況について
3. 令和4年度の主な取組予定（教育大綱実施計画関係）について
4. 大東市立放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則について
5. 家庭・地域教育課所管施設における指定管理者の更新手続について
6. 大東市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則について
7. 大東市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱について
8. 新型コロナウイルス感染症にかかる学校園における活動及び対応について
9. プログラミング教育に関する協定の締結について
10. 生涯学習課所管施設における指定管理者の更新手続について

9. 会議録

水野教育長

それでは、3月の教育委員会定例会を開催いたします。
傍聴にお越しの皆様ご参加ありがとうございます。

北田部長

それでは、本日の出席状況について報告をよろしく申し上げます。

本日の出席者は教育長及び教育委員4名、合計5名でございます。

なお、本日は所管部署でございます生涯学習課より議案説明等のために出席いただいております。

水野教育長

それでは議事に入ります。日程第1「会議録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、田中委員によりお願いいたします。

次に、日程第2 教委議案第6号「令和4年度大東市教育委員会事務局職員人事について」について、人事案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定により非公開にしたいと考えますが、賛成の委員は挙手をお願いします。

【挙手全員】

水野教育長

それでは、本議案は非公開とし、教育長室に移動して別途審議することといたします。

【別室にて審議】

水野教育長

この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

水野教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

次に、順番が前後しますが、生涯学習課所管の議案等について審議等を行いたいと思います。

田川総括次長

日程第11 教委議案第15号 令和4年度社会教育に関する施策の重点目標について、提案理由の説明をお願いいたします。

教委議案第15号「令和4年度社会教育に関する施策の重点目標について」の提案理由をご説明いたします。

議案書表紙をめくっていただき、1ページ目をお願いいたします。

産業・文化部 生涯学習課・スポーツ振興課では、「大東市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則」に基づき、「社会教育に関する施策」の企画・立案・推進を補助執行しております。そのため、社会教育に関する施策の重点目標について、議案を上程させていただくものでございます。

令和4年度重点目標としましては、前年度に引き続き、「1. 社会教育施設の活用」、「2. 社会教育団体等との連携」、「3. 人権尊重のまちづくりの取り組み」の3項目を掲げております。各項目の具体的な取り組みにつきましては、次の2ページをお願いいたします。前年度との変更点を中心にご説明いたします。

「1. 社会教育施設の活用」でございます。

「④ 社会教育施設をはじめ、子育て支援施設等の他の施設との事業連携を進めることで新たな利用者層を開拓し、生涯学習の裾野の拡大を図る。」としております。

これは、従来からキッズプラザや放課後児童クラブとの連携事業を実施しておりますが、社会教育施設の利用者に高齢者層が多くを占める中、子育て世代や青少年にも広く利用していただくために他の施設や機関との連携が有効であると考えております。令和3年度は、消防署や地域包括支援センターとの連携事業を行いました。令和4年度も引き続き連携を進めてまいります。

次に、「⑦本市の歴史を学ぶことは、市民の郷土愛やシビックプライドの醸成にも効果を発揮することから、国史跡飯盛城跡や市史跡平野屋新田会所跡について広く市民に周知し、理解を深めていただくための講座、展示等を充実させる。」としております。

令和4年度は、飯盛城跡について、国史跡指定記念および三好長慶生誕500年記念の講座等を各施設で開催するとともに、三好長慶を主人公とする市史まんが戦国時代編を発行いたします。これらを通して、大東市域の歴史について学習する機会を充実させてまいります。

続いて、⑩では、図書館について、新たな付加価値の研究に取り組むことを前年度に引き続き挙げております。図書館については、大東市議会から、令和3年5月特別議会において、「学校図書館及び市立図書館のさらなる充実を求める要望書」が出されており、市立図書館について、「より市民が利用しやすく、多様性に富んだ施設活用を進めること」が求められていることから、児童・生徒のサードプレイスとしての役割や多忙な現役世代の利用促進などの方策の検討を進めてまいります。

その下の⑪に、「学校と連携した電子図書館の利用促進方法についての検討」を挙げております。令和4年度には、学校、ICT教育戦略課、教育研究所と連携し、全児童・生徒に電子図書館利用者IDを付与し、児童・生徒の読書活動や調べ学習への活用について検討を進めます。

続きまして、3ページに移りまして、「2. 社会教育団体との連携」でございます。

前年度の令和3年度におきましては、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、社会教育団体との共催事業や、団体への委託事業の多くをやむ無く中止いたしました。オンラインや縮小開催で実施できたイベントもありますが、「市民文化祭」や、市こども会育成連絡協議会（市こ連）の「ソフトボール大会・駅伝大会・スーパードッジボール大会」などが中止となりました。

このように従来の団体活動が難しくなる中、市としては、他自治体の事例研究も行いながら、各団体が社会教育活動を継続・発展させていけるように適切な助言や支援を行ってまいります。

最下段の⑫で、eスポーツに係る項目を新たに追加しております。eスポーツは、令和4年度より、「大東eスポーツチャレンジ大会」を開催するなど事業を本格的にスタートします。民間が先行している分野ですが、

行政の事業としては、青少年の健全育成や高齢者の健康維持、世代間交流などを図る内容であり、社会教育団体等との連携により、より効果的な事業となるように取り組んでまいります。

最後に、4ページ目の「3. 人権尊重のまちづくりの取り組み」でございます。大きな変更点はございませんが、①では引き続き、社会教育活動等を行う関係団体における人権問題研修の充実に取り組み、②では職員および施設を運営する指定管理者スタッフが様々な機会を活用して人権意識の向上に努め、社会教育活動の中で実践し、人権尊重のまちづくりにつなげてまいりたいと考えております。

また、⑥で挙げております「日本語読み書き講座」については、生涯学習センターアクロスで実施しており、毎年度、大阪府教育庁地域教育振興課と連携し、北河内ブロック全域の識字・日本語教室の学習支援者を対象としたスキルアップ講座を開催するなど、積極的な取り組みを行っており、令和4年度以降も在住外国人の日常生活支援として取り組んでまいります。

以上で、簡単ではございますが、令和4年度「社会教育に関する施策の重点目標」のご説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

水野教育長

この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

無いようでしたら、この案件に関しまして、承認の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

水野教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

続きまして、日程第12 教委議案第16号 令和4年度大東市社会教育委員の委嘱について、提案理由の説明をお願いいたします

田川総括次長

教委議案第16号「令和4年度大東市社会教育委員の委嘱について」の提案理由をご説明いたします。

社会教育委員は、「社会教育法」第15条第2項の規定により、教育委員会が委嘱することとされており、その職務は、同法第17条において、社会教育に関し教育委員会に助言するため、社会教育に関する諸計画を立案することなどが規定されております。

また、委員の任期は、「大東市社会教育委員に関する条例」第3条の規定により、1年と定められ、本年3月31日に任期が満了するため、このたび令和4年度の委員の委嘱について、ご提案するものでございます。

議案書の8名の候補者は、各団体からご推薦をいただいております。名簿の備考欄に記載のとおり、再任が6名、新任が2名でございます。

なお、大東市公立中学校長会につきましては、新年度の体制が決定してから、お名前を挙げていただくものでございます。

以上、よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

水野教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

無いようでしたら、この案件に関しまして、承認の委員の挙手を求めま

す。

【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

次に、日程第12一般業務報告 10番、生涯学習課所管施設における指定管理者の更新手続きについて、報告をお願いします。

・・・・・・・・日程第12 一般業務報告につき要点のみを記載・・・・・・・・

⑩生涯学習課所管施設における指定管理者の更新手続きについて

⇒図書館及び生涯学習ルームまなび南郷が令和4年度末に5年間の指定期間が満了するため、令和4年度に指定管理者の更新手続きを行うことの報告。

・・

水野教育長

それでは、生涯学習課所管に関係する議案等はすべて終わりましたので、議事の順番を議事日程順に戻させていただきます。

生涯学習課の職員は退席いただいて結構です。ありがとうございました。

それでは、日程第3 教委議案第7号 大東市教育財産管理規則の制定について、提案理由の説明をお願いいたします。

芦田次長

大東市教育財産管理規則の制定につきまして、ご承認を賜りたく、ご説明いたします。

本市が所有する様々な財産については、「公有財産」と呼ばれますが、この公有財産は「行政財産」と「普通財産」に分類されます。このうち、行政財産と定義されますのは、公用又は公共用に供する財産をいい、主には市庁舎などの建物や道路、公園なども行政財産に該当します。

これら行政財産の大部分は、市長が権限を有し、その管理等の取扱いは、普通財産も含めて、「大東市公有財産管理規則」という行政規則によって、財産の取得、管理及び処分について規定し、事務手続きを運用しているところ です。

一方、本市が設置している公立学校や教育施設についても、「行政財産」に該当いたしますが、市長と教育委員会は執行機関が異なるため、厳密に言いますと、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第2号に規定される「教育財産」に該当し、教育委員会が管理権限を有しております。

これまで、本市の教育財産については、市長が管理権限を有する行政財産における管理規定と同じ取り扱いを行うべく、大東市公有財産管理規則の規定に準じて、教育財産の管理事務及び使用許可等の手続きを行ってきたところ です。

一方で、教育財産の管理事務及び使用許可等の手続きについて明確な根拠規定に依らず、その所管事務を執行することについては、事務体系が分かりにくいとの指摘を受けており、より適正な事務執行を図る上での課題となっております。

この課題について改善を図るべく、教育財産の管理及び手続き等に係る取扱いについて明確化を図り、事務の透明性を向上させるため、本規則を新たに制定するものです。

説明は以上でございます。

水野教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

無いようでしたら、この案件につきまして、承認の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

水野教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

次に、日程第4 教委議案第8号 令和4年度大東市奨学生の選定について、提案理由の説明をお願いいたします。

芦田次長

議案第8号 令和4年度大東市奨学生の選定につきまして、ご説明申し上げます。

大東市奨学貸付条例（平成2年条例第13号）第3条の規定により、申請があった者について、同条例第4条の規定により、本案を提出するものでございます。なお、配布させていただいた資料につきましては、個人情報保護の観点より、氏名、住所等個人を特定できる情報につきましては、一部表記を控えさせていただいておりますので、ご了承願います。

資料「令和4年度 大東市奨学生申請者名簿」のとおり、令和4年度大東市奨学生申請者は、大学につきまして、3名の申請がございました。なお、高等学校・専修学校等につきましては、今年度の申請はございませんでした。

選定基準に従って審査いたしました結果、次ページの資料「令和4年度大東市奨学生申請者資格適否表」にございますとおり、申請者3名につきまして、奨学生としての資格を有しており、且つ令和2年分所得が所得基準額を下回っていたしましたので認定としております。

従いまして、令和4年度大東市奨学生は、次ページの資料「令和4年度大東市新奨学生名簿」のとおり3名となります。

以上、令和4年度大東市奨学生の選定につきましての説明となります。

何卒、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

水野教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

無いようでしたら、この案件につきまして、承認の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

水野教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

次に、日程第5 教委議案第9号 大東市就学援助規則の一部を改正する規則について、提案理由の説明をお願いいたします。

芦田次長

教委議案第9号 大東市就学援助規則の一部改正につきましてご説明いたします。

本規則は、経済的な理由で、児童・生徒の就学を妨げることのないよう保

護者に対する必要な援助を行うために設けたものでございます。

それでは、今回の改正の主な箇所につきましてご説明させていただきます。

本規則では、第2条で、対象となる児童・生徒の範囲について、大東市立小学校若しくは中学校に在学する者又は本市に在住し、大阪府立富田林中学校に在学する者と定めておりますが、令和4年4月に、大阪市から大阪府への移管により、「大阪府立咲くやこの花中学校」及び「大阪府立水都国際中学校」の2校が開校することに伴い、「大阪府立富田林中学校」を「大阪府立中学校」といたしました。

これは、新たに開校される大阪府立中学校も就学援助の対象とし、本制度の趣旨である、義務教育の円滑な実施を図ることを目的としております。

以上、大東市就学援助規則の一部改正につきましてご説明となります。なにとぞよろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

水野教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

それでは、この案件につきまして、承認の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

水野教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

次に、日程第6 教委議案第10号 大東市人権教育基本方針の一部改訂について、提案理由の説明をお願いいたします。

村島課長

教委議案第10号「大東市人権教育基本方針の一部改訂について、提案理由をご説明させていただきます。

本市においては、昭和43年に「大東市同和教育基本方針」、昭和54年に「障害教育基本方針」、平成2年に「在日韓国・朝鮮人教育に関する基本指針」を策定し、学校園において人権教育の推進に努め、平成13年3月に「大東市人権教育基本方針」を定めました。その後、子どもを取り巻く社会の変化に合わせて、平成25年には、「大東市人権教育基本方針」の中に「大東市人権教育推進指針」及び「在日外国人教育推進のために」をそれぞれ策定しました。「大東市人権教育推進指針」は、人権教育を推進するにあたっての基本的な方向や推進方法を示しております。「在日外国人教育推進のために」につきましては、本市に渡日する外国人児童生徒数が多いことから策定いたしております。

「大東市人権教育基本方針」につきまして、前回の改訂から9年が経過しており、この間様々な人権課題が新たに生起、顕在化したことを受け、この度「大東市人権教育基本方針」及び「大東市人権教育推進指針」の見直しを進めてまいりました。見直し内容につきましては、前回改訂時の資料を基にした参考資料によりご説明させていただきます。今回の見直しでは、大きく3点の見直しを行っております。

1点目は参考資料4ページや7ページ、国の動きに合わせて追記、修正を行っております。

2点目は10ページから14ページにかけて、新たに施行された法の追記と、14ページに様々な人権としてまとめて記載していた性的マイノリティ

を理由とする偏見や差別、インターネット上の人権、感染症に関連する偏見や差別と、近年特に問題になっている人権課題について、新たに項を起こして具体的に示しております。

3点目は全体を通して表記の揺れや細かな修正を行っております。

これらの改訂について、今後幼稚園及び小中学校に示したうえで、本市における人権教育の取組みの充実に努めてまいりたいと考えております。

以上が提案理由の説明でございます。何卒よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

水野教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

無いようでしたら、この案件につきまして、承認の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

水野教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

次に、日程第7 教委議案第11号 大東市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、提案理由の説明をお願いいたします。

新井総括次長

教委議案第11号、「大東市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、教育委員会の議決を求めるものでございます。提案理由といたしましては、本市教育委員会では、「開かれた学校」から保護者や地域住民等による学校運営への参画、支援及び協力をさらに促進し、地域の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」へと転換するため、これまでの『学校協議会制度』を廃止し、令和4年4月1日より全中学校区へ『学校運営協議会制度』を導入することとなることから、学校協議会の削除に伴う本市関連規則の所要の改正を行うものです。

資料 枚目でございます新旧対象表をご覧ください。改正箇所は（学校協議会）第3条の5のみ削除となります。

以上、大東市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、提案をさせていただきました。

何卒、よろしくご審議の上、ご議決たまわりますようお願い申し上げます。

水野教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

無いようでしたら、この案件につきまして、承認の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

水野教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

次に、日程第8 教委議案第12号 学校（園）におけるパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関するガイドラインの改正について、提案理由の説明をお願いいたします。

新井総括次長

教委議案第12号『学校（園）におけるパワー・ハラスメント、セクシュ

アル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関するガイドラインの改正』について、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、大阪府教育委員会において、職場におけるハラスメントの防止及び対応に関する指針が改正されたことを受け、本市でも、標記ハラスメントの防止および対応に関するガイドラインについて見直しを行い、本市教職員がその利益の保護及びその能力をさらに発揮することができる職場環境づくりが円滑に進めるためにこのガイドラインを制定するところであります。

また、施行年月日については、令和4年4月1日を予定しております。

なお、内容につきまして、修正箇所等については、各ガイドラインごとに新旧対象表にてお示しさせていただいております。

以上、『学校（園）におけるパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関するガイドラインの改正』について、提案をさせていただきます。何卒、ご審議のうえ、ご議決たまわりますようよろしくお願いいたします。

水野教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

太田委員
水野教育長

ガイドラインは出すだけではなく実効性のあるものにしてください。

それでは、この案件につきまして、承認の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

水野教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

次に、日程第9 教委議案第13号 令和4年度大東市立公立学校園に対する指示事項について、提案理由の説明をお願いいたします。

伊東部長

教委議案第13号「令和4年度大東市立公立学校園に対する指示事項について」説明をさせていただきます。

本指示事項は、大阪府教育委員会からの「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」の内容を踏まえ、本市における学校教育の状況や課題、市としてめざすところ、また市独自の取り組み等を盛り込み、本市学校園の活性化と充実を図るため、令和4年度、各学校園において重点的に取り組むべき事項について指示するものです。

それでは、まず、前文をご覧ください。令和4年度「学校教育の重点」としては、令和3年度に引き続き、「豊かな学びのための学校力の向上」としております。

令和3年度は、前年度から続く新型コロナウイルス感染症の影響により、学校園のあらゆる学習活動・行事等の場面において、感染症対策を講じた上での教育活動を余儀なくされ、その状況下において、学習・授業の形態や、登校園ができない児童生徒の学びの保障など、改めて確かめなければならない課題も見えてまいりました。

小中学校においては、児童生徒一人ひとりに一台ずつのタブレットPCが配付され、「GIGAスクール構想」の実現に向けた歩みが本格的にスタートをしました。

また、令和3年度は、新学習指導要領が中学校においても全面実施となり、その中で「学び合う」授業・保育づくりを柱とした『だいたう教育ビジョン2019』を基に、より実践的な内容となる『だいたう教育ビジョン2022』を策定しました。

学力向上や人間関係づくり、規範意識のより一層の醸成、生徒指導上の課題解決のため、総合的に「学校力」を高め、知・徳・体の調和のとれた力を育成すべく、すべての子どもたちが生き生きと学ぶことのできる学校園をめざし、そのためには、市内校園の優れた実践を継続・発展させるとともに、全教職員が一致して、学校園全体で組織的な取組みを推進することが不可欠であり、学校教育が長年にわたり積み重ねてきた専門性「不易」を確かに継承しつつ、学校教育に求められている新たな風「流行」を的確に把握し、教職員自らが『教育は人なり』の矜持（きょうじ）と使命感を持って資質・能力の向上に努めながら、教育活動を展開していかねばなりません。

校園長のリーダーシップのもと、気持ちのそろった教職員集団を形成し、それぞれが持つ「学校力」をさらに高め、子どもたちの豊かな学びへとつながる教育活動のさらなる推進に努めることを指示しております。

次に、1ページ以降に記載しております個別の重点事項の前に、特別重点事項として、新型コロナウイルス感染症に係る対応について示しております。（ア）子どもの安心・安全の確保について（イ）学びの保障について（ウ）人権尊重の教育の推進について（エ）教職員の負担軽減について、それぞれの項目に記載している内容に十分に留意の上、教育活動を展開していく必要があることを示しております。

続きまして、1ページ以降、具体的な内容につきましては、今年度と同じく3つの柱立てで構成しております。下線部分が変更点となっておりますので、主な変更・追加箇所についてご説明をさせていただきます。

1ページから2ページをご覧ください。

1. 学校園の組織力・運営力の充実と教職員の資質の向上において【重点指示事項】（1）の② 地域とともにある学校園づくりの推進として、中学校区ごとに、学校運営協議会を設置し、地域とともにある学校園運営体制の充実を図り、学校園が行う教育活動等において、保護者や地域が主体的に参画できるように推進していくことと記載しております。

（2）の②計画的な人材育成の推進として、社会の変化に対応できる、学び続ける教職員を組織的・継続的に育成するに努めることについて記載しております。

2ページ下段～3ページにかけまして（1）①豊かな心を育む道德教育の充実において、指導にあたる際、児童・生徒が道德的価値を自分事とし、多面的・多角的に考えたり、議論したりすることにより、自己や人間としての生き方について深める学習を行うよう指導することと記載しております。

また、②人権教育の推進において、様々な人権問題の解決をめざした教育を推進する際には、SNS等インターネット上の差別等が生起していることにも留意することとしております

4ページ～5ページにかけましては、（2）①今般のコロナ禍において、

「子どもたちの生命・身体を守る取組み」を行う際、SCやSSW等との連携による相談体制の充実を図ることについて、また、③いじめ問題への早期発見・早期対応・未然防止の取組みについては、これまで実施してきた取組みに加えて、令和4年度、市が実施するハイパーQ Uテストも活用し、さらなる実態把握に努め、効果ある取組みを進めていくこと、④不登校への対応および取組の推進については、教育機会確保法の主旨に則り、全ての子どもが何らかの学びにアクセスできている状態となるよう、日頃から児童・生徒の状況の把握に努めること、⑤児童虐待の防止に向けてでは、ヤングケアラーについて、教職員の理解を深めるとともに、適切な支援につなげるよう指導すること等について新たに記載しております。

また、⑥危機管理体制の確立と防災教育の充実については、子どもたちが自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成する防災ノートを活用した防災教育を充実すること、水防法及び土砂災害防止法の改正に伴い、避難確保計画を作成し、訓練実施時には、訓練実施報告書を提出し、改善に努めることと記載しております。

6ページ～7ページにかけまして、(1)自ら学び、学び合う力の育成では、先の定例会にてご議決をいただきました「大東教育ビジョン2022」を新たに策定したことを踏まえ、ビジョンに示す4つのキーワード「意図する・ゆだねる・見取る・つなげる」を意識した学び合う授業づくりを行うこと、加えて、全ての教員が一人一台端末の環境を効果的に活用した授業等を積極的に行うとともに、ICT活用指導力の向上に努めることについて記載しております。

(2)「ともに学び、ともに育つ教育」のさらなる推進として、医療的ケアの必要な児童生徒がその可能性を最大限に発揮し、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立ち、共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ、適切に支援を行うことについて記載しております。

最後に、(3)健やかな体を育むために、熱中症予防対策について、これまでの熱中症対策ガイドラインに加えて、令和3年4月文部科学省から示された熱中症事故の防止についても参考にしながら、適切に対応するようにと記載しております。

以上、主な変更、追加箇所を中心に説明をさせていただきました。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

水野教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

それでは、この案件につきまして、承認の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

水野教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

次に、日程第10 教委議案第14号 令和4年度中学生チャレンジテストへの参加について、提案理由の説明をお願いいたします。

花澤課長

教委議案第14号「令和4年度中学生チャレンジテストへの参加について」説明をさせていただきます。令和4年度 中学生チャレンジテストへの参加について、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、資料4枚目 令和4年度中学生チャレンジテスト実施要領1目的(2)に市町村教育委員会や学校が、府内全体の状況との関係において、生徒の課題改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組みを通じて、学力向上のためのPDCAサイクルを確立するとあります。本市においても本テストに参加することで、本市の教育の成果と課題を検証する機会とするとともに、学力向上の取組みの改善を図るために継続して参加することを事務局としては提案させていただきます。

今後、各中学校及び事務局が、学力向上の取組みの検証と改善に生かすという趣旨のもと、令和4年度ならびにそれ以降も継続して中学生チャレンジテストへの参加することについて何卒宜しくご審議の上、ご議決を賜りますよう、お願いいたします。

水野教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

田中委員

ご提案のテスト以外に、年間を通じてどのようなテストを行うのか説明していただけますか。

花澤課長

4月に市独自の到達度確認のためのテストと全国学力・学習状況調査、小学生すくすくウォッチ。9月と1月に中学生のチャレンジテストがございます。

水野教育長

それでは、この案件につきまして、承認の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

水野教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

・・・・日程第13 一般業務報告につき要点のみを記載・・・・

① 大東市新型コロナウイルス対策給付金プロジェクトチーム設置要綱を廃止する要綱について

⇒大東市新型コロナウイルス対策給付金事業が完了したことに伴う補助執行の解除について協議を行い、設置要綱を廃止するもの。

② 大東市教育大綱実施計画に係る令和3年度取組状況について

⇒「学力の向上」「安全安心な教育環境の推進」「開かれた魅力ある学校づくり」「徹底的家庭応援」の4つの重点項目を元に説明

③ 令和4年度の主な取組予定(教育大綱実施計画関係)について

⇒「学力向上推進事業」「教育研究推進事業」「学校支援事業」「言語活動推進事業」「地域とともにある学校づくり事業」「英語教育推進事業」「不登校支援・相談事業」「特別支援教育充実事業」「GIGAスクール推進事業」「ICT活用教育推進事業」「家庭教育支援事業」「小中学校の維持管理保健経費」「小中学校の給食運営経費」等の概要について説明

④ 大東市立放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則について

⇒泉小放課後児童クラブ第3を追加

⑤ 家庭・地域教育課所管施設における指定管理者の更新手続きについて

⇒放課後児童クラブについて、令和4年度末で指定管理が満了するため、新たに4期目の指定管理者の選定を行うもの

⑥ 大東市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則について

⇒給食費に関する減免事由の改正

⑦ 大東市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱について

⇒就学援助制度による入学準備金の支給を受けたことがある者に対しては、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費を支給しない旨を規定したもの

⑧ 新型コロナウイルス感染症にかかる学校園における活動及び対応について

⇒新年度に向けた感染症対策と学校教育活動の両立について説明

⑨ プログラミング教育に関する協定の締結について

⇒締結した協定内容についての説明

.....
各教育委員から意見等について

- ・学校でのいじめの問題について。
- ・コロナ禍における運動学習について。
- ・英語学習の期待と効果について。

以上で本日の議事は全て終了となりました。

以上をもちまして、3月の教育委員会定例会を終了いたします。

令和4年4月19日

水野教育長

田中委員